

5月企画運営委員会次第

日 時 平成27年5月21日(木)14:30～

場 所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

開 会

1 理事長挨拶

2 議事録署名人の選任について

3 議題

- (1) 全国保育研究大会における全国保育協議会会長表彰の推薦について
- (2) 県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会の開催について
- (3) 研修実施計画について
- (4) ストレスマネジメント研修について
- (5) その他

4 報告事項

- (1) 全保協情報 15-2,15-3、15-5
- (2) 部会からの報告
- (3) 地域からの報告
- (4) その他

閉 会

※6月企画運営委員会(予定)

平成27年6月11日(木)14:30～ 県社会福祉会館第1会議室

平成 27 年 5 月 1 日

県保育会企画運営委員 各位

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

第 59 回全国保育研究大会における
全保協会長表彰の推薦について（ご依頼）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当保育会の事業推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、全国保育協議会から「全国保育協議会会長表彰の推薦」依頼が別紙の通りありましたので、「表彰等規定」および「推薦にあたって」をご参照頂きまして、各地区内の適格者の推薦についてお取り計らいくださるよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、候補者の総数が推薦枠を越えた場合は、神奈川県保育会表彰選考委員会において調整させていただきますので、予めご了承ください。

また、参考までに本県の表彰者名簿を添付します。

- 1 表彰の対象 別添表彰等規定のとおり
ただし、県保育会の永年勤続表彰を受けていること
- 2 推薦枠 神奈川県全体 6 人
- 3 推薦順位について
候補者が複数の場合は、必ず推薦順位をつけてください。
- 4 推薦書締切日及び送付先
平成 27 年 5 月 22 日（金）までに
神奈川県保育会事務局までご送付ください。

【事務局】〒211-0844

横浜市神奈川区沢渡 4-2 神奈川県社会福祉会館内

一般社団法人 神奈川県保育会事務局

E-mail: kenho@hoiku.kanagawa.jp

TEL 045-311-8754 Fax 045-311-1837

全国保育協議会会長表彰候補者推薦書

推薦順位 _____

平成 27 年 4 月 1 日現在

ふりがな			大正・昭和 年 月 日生 (どちらかに○をつけてください)			
氏 名						
法人名			職 名 *法人役員(例:理事長)のみでは推薦の対象外です			
施設名(勤務先) *公立の場合は、市町村名からご記入ください						
施設の住所	〒		TEL	FAX		
勤続年月数 ※	就任(職) (西暦)年月日	退任(職) (西暦)年月日	勤続年数	施設名	役職	
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月			
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月			
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月			
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月			
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月			
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月			
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月			
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月			
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月			
		現在に至る				
		(通算合計)		年 ヶ月		
功績の概要	*必ずご記入ください(200字程度)。					
表彰歴	*右記の表彰等を受けた方は、対象外となります。		(1) 叙勲・褒章を受賞された方 (2) 社会福祉関係功労者として、厚生労働大臣表彰および厚生労働大臣感謝状を受けた方 (3) 全国社会福祉協議会会長表彰を受けた方 (4) 全国保育協議会会長表彰を受けた方			

※勤続年月数＝他の認可保育所等に勤務した経験年数も含め、認可保育所等での勤務期間を記入し、最後に通算の年数をご記入ください。また、非常勤での勤務の場合は役職の欄に(非常勤)と記入し、常勤の勤務期間として換算を行った年数を通算合計に反映させてください。自治体の行政職として勤務していた期間は勤続年数として含まれません。

※本推薦書に記載された内容は、表彰審査、会長表彰名簿の作成等、全国保育協議会会長表彰に関わる用途に限り活用させていただきます。

神奈川県保育会理事長 殿

平成 27 年 月 日

市町名 _____ 推薦者氏名 _____ 印 _____

全国保育協議会会長表彰の推薦にあたって

1. 表彰の対象者

一施設に限らず、個人が保育所・認定こども園等職員（保育士職に限らず）として、20年以上勤務していれば、表彰の対象になります。但し、平成27年4月1日現在において、現職でない（会員施設に所属していない）場合は、対象外となります。

2. 表彰枠

別紙「平成27年度全国保育協議会会長表彰者推薦枠数」参照

3. 表彰の対象外（表彰歴の確認）

以下の事項に該当される方は表彰の対象外となりますのでご注意ください。

- (1) 叙勲・褒章を受賞された方
- (2) 社会福祉関係功労者として、厚生労働大臣表彰および厚生労働大臣感謝状を受けた方
- (3) 全国社会福祉協議会会長表彰を受けた方
- (4) 全国保育協議会会長表彰を受けた方
- (5) 法人役員（理事長兼所長など現職を兼務している場合は表彰の対象となります）

※参考：全国保育協議会表彰規程 第5条「会長表彰の対象は、(中略)会員保育所等の施設長または職員であり、(以下略)」

4. 勤続年数について

- (1) 保育所・認定こども園等以外の施設に勤務していた期間は勤続年数として含まれません。
- (2) 自治体の行政職として勤務していた期間は勤続年数として含まれません。
- (3) 非常勤職員としての雇用期間は、常勤換算を行ってください。
- (4) 育児休業及び介護休業期間については勤続年数として含めます。

(別添「全国保育協議会表彰規程」参照)

5. その他

- ・会長表彰名簿作成上必要となりますので、必ず「**推薦順位**」をつけてください。
- ・「**功績概要**」についても、必ずご記入ください（200字程度）。
- ・記入にあたっては、楷書ではっきりとご記入願います。
- ・お手数ですが、「推薦書」は必要枚数分をコピーしてご使用ください。

全国保育研究大会被表彰者名簿

推薦参考資料

大会回数	平成年度	氏 名		(敬称略)	
42	10	込山 茂	(小田原)	石川朋子 (愛川)	満田比呂子 (座間)
		新美臣江	(相模原)	門田敦子 (秦野)	岩本悦子 (大和)
43	11	萩野ミネ	(南足柄)	末広良子 (横須賀)	筒浦百合子 (伊勢原)
		原 千漣	(平塚)	山本初美 (寒川)	吉住節子 (座間)
44	12	宮川照子	(平塚)	小川 晃 (茅ヶ崎)	渋谷清乃 (厚木)
		露木省子	(開成)	森屋茂子 (愛川)	安部朋子 (大和)
45	13	永野知子	(平塚)	小林祐子 (相模原)	関口 忍 (平塚)
		橋都広子	(座間)	広田修平 (横須賀)	草山 充 (秦野)
46	14	椎野絹子	(平塚)	服部トミ子 (海老名)	平岩陽子 (座間)
		浜田はる子	(横須賀)	関屋啓子 (綾瀬)	河野チヨセ (藤沢)
47	15	中山洋子	(座間)	山本幸子 (藤沢)	河島末江子 (茅ヶ崎)
		小峰照江	(横須賀)	田村真智子 (鎌倉)	横尾智子 (秦野)
48	16	小林勇次郎	(横須賀)	佐藤蘭子 (横須賀)	谷河淳子 (平塚)
		井上文子	(藤沢)	桐原みさ子 (寒川)	大矢敏代 (愛川)
49	17	高沢美智子	(大和)	遠山由美子 (座間)	臼井美佐子 (平塚)
		川口和子	(藤沢)	宍戸澄代 (横須賀)	渡部貞江 (横須賀)
50	18	吉岡昌子	(大井)	池田紀子 (小田原)	石野美保子 (南足柄)
		大塚照子	(愛川)	大島陽子 (藤沢)	菱刈直美 (平塚)
		門松晴美	(湯河原)		
51	19	門田敦子	(南足柄)	阿部和子 (横須賀)	浜岡公枝 (大和)
		甘利和代	(愛川)	立石孝江 (厚木)	安藤多津子 (横須賀)
52	20	渡邊迪子	(座間)	津谷悦子 (藤沢)	猪狩イト子 (南足柄)
		鎌田初子	(秦野)	堀之内美津子 (平塚)	光武さとみ (逗子)
		金野直美	(藤沢)		
53	21	磯野タズ子	(座間)	青山文子 (鎌倉)	横尾芳子 (平塚)
		西村澄子	(大和)	小林俊子 (秦野)	木村アイ子 (愛川)
54	22	石塚康子	(座間)	近藤正代 (平塚)	鈴木恵美子 (大和)
		原智子	(愛川)	坂口紀恵 (横須賀)	
55	23	河野敦子	(座間)	中島利子 (小田原)	木藤美江子 (愛川)
		名川比呂美	(湯河原)	三橋幸恵 (中井)	
56	24	久場愛子	(横須賀)	平本博子 (大和)	山口良子 (厚木)
		林まち子	(海老名)	林綾子 (愛川)	
57	25	滝沢紀美子	(座間)	安藤らん子 (大和)	平川晴美 (愛川)
		渡部俊賢	(横須賀)	武藤初美 (綾瀬)	
58	26	富田弘美	(鎌倉市)	保住みすみ (座間)	萩原敬三 (伊勢原)
		高木益代	(愛川)	野田佐智子 (綾瀬)	大林敏子 (大和)

全国保育協議会表彰規程

第一章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、保育事業の推進に寄与し、その功績が顕著な者に対し、本会会長（以下「会長」という）が表彰し、または感謝を表することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 全国保育協議会会長表彰
- (2) 全国保育協議会特別感謝
- (3) 全国保育協議会顕彰

(表彰の方法)

第3条 この規程による表彰は毎年全国保育研究大会において行う。

(表彰審査委員会)

第4条 本会に表彰審査委員会を置く。

2. 前項の表彰審査委員会は、全国保育協議会会長表彰、特別感謝、顕彰について各都道府県・指定都市社会福祉協議会保育協議会長から提出された推せん書等により、その功績審査を行い、会長に答申するものとする。

第二章 全国保育協議会会長表彰

(表彰の対象)

第5条 会長表彰の対象は、「全国保育協議会会則第4条に定める会員保育所等の範囲に関する規程」に定める全国保育協議会会員保育所等の施設長または職員であり、当該年4月1日において次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 常勤職員として通算20年以上会員保育所等に勤務しているもの。なお、非常勤職員としての雇用期間は、次の算定方式により、常勤の勤務期間として換算できるものとする。

$$\text{勤続年数} \times \frac{\text{非常勤職員の一月又は一週間の勤務日数}}{\text{常勤職員の一月又は一週間の勤務日数}}$$

- (2) 保育協議会または保育士会の活動において功績顕著なるもの。
- (3) 現職のもの。

2 ただし、前号に規定する対象のうち、次の各号に該当するものは、表彰の対象から除外するものとする。

- (1) 叙勲、褒章、受章者
- (2) 社会福祉関係功労者として、厚生労働大臣表彰および厚生労働大臣感謝状を受けた者
- (3) 全国社会福祉協議会長表彰を受けた者
- (4) 全国保育協議会会長表彰を受けた者
- (5) 法人役員

(候補者の推せん)

第6条 候補者の推せんは、全国保育協議会会則第3条に定める都道府県・指定都市保育協議会ごとに行うものとし、各都道府県・指定都市保協会長またはこれに準ずるものが推せんするものとする。

2. 前号による推せん人数は、会員保育所数 50 か所まで1名とし、50 か所毎に1名増やすことができる。

3. 当該年に全国保育研究大会を開催する都道府県・指定都市は前項の規定の2倍の数を限度に推せんすることができる。

第三章 全国保育協議会特別感謝

(特別感謝の対象)

第7条 本会協議員として2期(4年)以上協議員の任にあるものが退任した際に、特別感謝状を贈呈する。

2. なお、該当者が死亡された場合も同様とする。

3. 第8条に示す全国保育協議会顕彰を受彰したものは除く。

第四章 全国保育協議会顕彰

(顕彰の対象)

第8条 顕彰の対象者は以下のものとする。

(1) 全国保育協議会協議員として15年以上在任した者

(2) または同正副会長として10年以上在任したもの

附 則

平成21年3月13日 表彰等規程、感謝状に関する規程、顕彰に関する規程を統合し、一部改正

平成27年度「県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会」開催要領（案）

- 1 趣 旨 県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員が一堂に会し、緊密なる連携のもと、保育に関する諸課題について共通認識を深めるとともに、喫緊事項について意見交換・情報交換を行い、保育事業の更なる充実と進展に資することを目的として開催する。
- 2 主 催 一般社団法人神奈川県保育会
- 3 日 時 平成27年7月23日（木）13:30～19:30
(13:00～ 受付)
- 4 会 場 ホテルキャメロットジャパン
横浜市西区北幸1-11-13 Tel 045-312-2111(大代表)
横浜駅西口より徒歩5分
(「ザ・ダイヤモンド」地下街つき当たり南12番出口左側)
- 5 出席者 県・市町村児童福祉主管課長及び県保育会企画運営委員
- 6 次 第
 - (1) 連絡協議会 13:30～17:15 (4階 「フェアウィンドⅡ」)
 - 議題
 - ・基調講演
 - ・質疑応答、意見交換
 - その他
 - (2) 情報交換・懇親会 17:30～19:30 (4階 「フェアウィンドⅢ」)
- 7 参加費等
 - (1) 連絡協議会 会場・資料代 1,000円
 - (2) 情報交換・懇親会 参加費 4,000円

一般社団法人 神奈川県保育会

平成27年度 研修実施計画

目的

神奈川県保育会は、施設の管理者たる園長を中心の会員とする一般社団法人である。保育会が実施する研修は、保育を取り巻く環境の変化に対応したテーマを的確に選定し、園の保育向上と保育士等職員の資質を高めることを目的とする。

I メンタルケア（ストレスマネジメント）

対象者 施設長・主任もしくは主任に準じる者
研修効果 保護者への対応や、職員のメンタルヘルスへの理解を高めることで職場での安心感を醸成し、活性化につなげる。
実施時期 平成27年 6月23日
実施場所 横浜
講師 横浜産業貿易センター地下会議室

II 保育所の役割

対象者 施設長・主任もしくは主任に準じる者等
研修効果 子どもたちの体力の低下を意識した保育のあり方を考えるとともに脳の活性化を図ることにより、保護者とともに子供の成長を促す。
実施時期 ①子どもの体力作り 平成27年9月8日(火)
②正しい脳の育てかた・こころ・体の発達 平成28年1月26日(火)
実施場所 ①県立体育センター(藤沢市善行)
②横浜
講師 ①県教委保健体育課 指導主事 磯貝 靖子氏
②文教大学教育学部特別支援教育専修教授 成田 菜緒子氏

III 苦情解決の取り組み

対象者 理事長等役員・施設長（苦情解決責任者）・主任保育士など（苦情解決受付者）
研修効果 社会福祉施設としての役割と意義の再確認を行い、利用者との適切な関係を築く。苦情解決に関する受付・対応・対処方法を学び、苦情解決業務の適切な対応を行う。苦情から学ぶ自園の問題と課題の整理を行い質の向上を図る。
実施時期 ①平成27年9月②平成28年1月
実施場所 ①横浜
講師 ①「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」に依頼中
・適正委員会の設置の背景その役割
・過去の相談事例
・解決にあたって、事業者として誤解を受けないために
・社会福祉施設の役割

IV 子ども・子育て支援新制度の取り組み状況

対象者 施設長等

研修効果 平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度の全国・神奈川県の実施状況を把握することにより今後の園の保育向上に資する。

実施時期 平成27年7月

実施場所 横浜

講師

V 保育所のヒヤリ・ハット

対象者 施設長・主任もしくは主任に準じる者等

研修効果 これまでに発生した事故から、保育所等の安全な対応についての知識を得る。

実施時期 ①平成27年10月20日(火)、②11月24日(火)

実施場所 ①小田原お堀端コンベンションホール②横浜(未定)、

講師 ジャーナリスト 東京都市大学人間科学部客員准教授

猪熊 弘子氏

VI 食育研修

対象者 施設長・保育士・栄養士・調理員

研修効果 様々なアレルギー児の対応と正しい知識、新しい情報を得て食の安全の向上を図る。

実施時期 平成28年2月

実施場所 横浜

講師 未定

平成27年度ストレスマネジメント研修開催要領

- 1 目的 保育所等の現状は社会環境の変動、保育の質、様々な保護者の対応など課題が多くある中で、管理者は職員一人一人に気を配りながら保育所等を運営しなければならず大変な時代になっています。
- 今回の研修で講師からのちょっとしたアドバイスと心の開き方を学びあうことでより良い保育環境を作り、保育の質の向上を図っていきます。

- 2 主催 神奈川県保育会
- 3 日時 平成27年6月23日(火) 午後2時00分から午後4時30分まで
受付13時30分～

- 4 会場 産業貿易センター地下1階B102会議室
横浜市中区山下町2番地
Tel.045-671-7111
- ・みなとみらい線「日本大通り」駅3番出口から徒歩3分
 - ・JR・市営地下鉄「関内」駅徒歩15分

- 5 対象 会員保育所の園長、主任、保育士および関係者

- 6 定員 100名

- 7 参加費 会員 1,000円 非会員 3,000円

(1) 当日会場に持参していただいても結構です。
(2) 振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。

【銀行振込】 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262

一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 はぎわらけいぞう 萩原敬三
【郵便振替】 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

- 8 申込方法 平成27年6月10日(水) 別紙申込書にて Fax 045-311-1837 に申し込み下さい。

9 日程

研 修 内 容	
13:30 13:40	開会・主催者あいさつ ストレスマネジメント ウエルリンク(株)メンタルヘルス研究所コンサルタント 小山 美和氏
16:20	質疑・応答 閉会

一般社団法人 神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

平成27年度ストレスマネジメント研修について（ご案内）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

県保育会事業の推進につきましては、日頃から「格別」のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記研修会を、別添開催要領のとおり開催いたしますので、該当の職員のご参加をいただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げます、ご案内いたします。

なお、参加する場合は、準備の都合もございますので、6月10日（水）までに、下記参加申込書に必要事項を記載の上、本会事務局宛にファックス又は郵送で申し込みください。

神奈川県保育会事務局

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

Tel 045-311-8754 Fax 045-311-1837

平成27年度ストレスマネジメント研修参加申込書

	市町村名		月	日
保育園名		電話		
参加者名		職名		
参加費	<input type="checkbox"/> 当日持参 <input type="checkbox"/> 振込（替）			
実施日	① 6月23日（火）（横浜）			

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」発出～加算の要件として、「賃金改善計画書」「賃金改善実績報告書」の提出等の取扱いが示される～…… 1
- ・「放課後児童クラブ運営指針」の策定 …………… 8

◆通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」発出～加算の要件として、「賃金改善計画書」「賃金改善実績報告書」の提出等の取扱いが示される～

平成 27 年 3 月 31 日、通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」が、各都道府県知事宛に発出されました。特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関して、処遇改善等加算に係る取扱いが示されています。

去る平成 27 年 1 月 23 日に開催された、「地方自治体担当者向け 子ども・子育て支援新制度説明会」で通知（案）として提示されていた内容を踏襲し、従来制度で私学助成等を受けていた認定こども園等の取扱いが追記され、正式に通知として発出されたものです。

全保協ニュースNo.14-19 で既報のとおり、処遇改善等加算を構成する「基礎分」と「処遇改善要件分」のうち、「処遇改善要件分」は平均勤続年数 11 年以上の場合 4% とする区分が設定されました。

加算の要件として、「賃金改善の具体的内容を記載した「賃金改善計画書」を作成し、職員に対して周知すること」、「加算実績額と賃金改善の実施に要した費用の総額を比較して差額が生じた場合は、翌年度において、その全額を一時金等により賃金改善に充てること」、「年度終了後すみやかに、「賃金改善実績報告書」を提出すること」等が示されています。

そのほか、キャリアパス要件についても適合すべき内容が明示されています。各種様式等の詳細については、本号付録の添付資料をご参照ください。

施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（抜粋）

（加算率の認定）

加算率の認定は、管轄する市町村長が取りまとめた上で都道府県知事が行う。

（賃金改善要件分等に係る使途）

賃金改善要件分に係る加算率に基づき支給される処遇改善等加算の額については、確実に職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。）の賃金改善に充てるものとする。また、職員 1 人当りの平均勤続年数が上昇することに伴い増加する基礎分に係る加算額については、適切に昇給等に充当すること。

（提出時期）

都道府県知事の定める日までに、施設・事業所ごとに、必要書類を当該施設・事業所の所在する市町村長に提出するものとする。市町村長は、管轄する施設・事業所の必要書類を取りまとめた上で、都道府県知事の定める日までに、都道府県知事に提出すること。

1 加算率の区分

（1）当該施設・事業所に対する処遇改善等加算の加算率は、職員 1 人当り平均勤続年数につき次の「加算率区分表」の左欄の年数の区分に応じ、同表の右欄の基礎分及び賃金改善要件分の値を合計して得た値によるものとする。

（加算率区分表）

職員一人当たりの平均勤続年数	加算率		
	基礎分	賃金改善要件分	うちキャリアパス要件分
11 年以上	12%	4%	1%
10 年以上 11 年未満	12%	3%	
9 年以上 10 年未満	11%		
8 年以上 9 年未満	10%		
7 年以上 8 年未満	9%		
6 年以上 7 年未満	8%		
5 年以上 6 年未満	7%		
4 年以上 5 年未満	6%		
3 年以上 4 年未満	5%		
2 年以上 3 年未満	4%		
1 年以上 2 年未満	3%		
1 年未満	2%		

備考

- 1 基礎分は、全ての施設・事業所が対象となる。
- 2 賃金改善要件分は、2（1）の賃金改善要件に適合する施設・事業所が対象となる。ただし、2（2）のキャリアパス要件に適合しない施設・事業所については、キャリアパス要件分の区分の値を減じた値とする。

ただし、平成 27 年 3 月 31 日以前においてすでに保育所として運営していた施設（平成 26 年度に保育士等处遇改善臨時特例事業による補助を受けた施設に限る。）のうち、平成 26 年度の保育所運営費における民間施設給与等改善費の加算率の区分の算定に当たっての職員 1 人当たり平均勤続年数が次の「保育所における経過措置に係る賃金改善要件分率適用表」の①欄に掲げる年数に該当し、かつ、職員 1 人当たりの平均勤続年数が②欄に掲げる年数に該当する施設については、「加算率区分表」に掲げる賃金改善要件分の値に代えて③欄に掲げる値を賃金改善要件分の値とすることができる。なお、加算を受けようとする年度の前年度の賃金改善要件分の値を下回る場合については、前年度の賃金改善要件分の率と同値とすること。また、賃金改善要件分の値が 3 % となった年度以降は、本ただし書きの適用は受けないものとする。

（保育所における経過措置に係る賃金改善要件分率適用表）

①平成 26 年度の 平均勤続年数	②職員 1 人当たり の平均勤続年数	③賃金改善要件分
7 年以上 8 年未満	7 年以上 8 年未満	2%
	4 年以上 6 年未満	
	2 年未満	
5 年以上 6 年未満	4 年以上 6 年未満	2%
	2 年未満	
4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	2%
	4 年以上 5 年未満	1%
	1 年以上 2 年未満	2%
	1 年未満	1%
1 年以上 2 年未満	2 年未満	2%
1 年未満	1 年以上 2 年未満	2%
	1 年未満	1%

備考

本表の適用を受ける保育所に適用される「基礎分」の値については、「加算率区分表」に掲げる賃金改善要件分の値と③欄に掲げる値の差を加えた値とすること。

(ア) 当該施設・事業所の職員 1 人当たり平均勤続年数は、(イ) の算定の対象となる職員について (ウ) の算定の対象となる施設・事業所における勤続年数を合算して得た総勤続年数を、当該職員の数により除して得た年数（6 月以上の端数は 1 年とし、6 月未満の端数は切り捨てること。）をいうこと。

(イ) 職員 1 人当たり平均勤続年数の算定の対象となる職員は、その職種にかかわらず、その施設・事業所に勤務する全ての常勤職員（嘱託職員等の非常勤職員を除く。）とすること。（居宅訪問型保育事業においても、当該事業を行う事業所を単位として職員 1 人当たり平均勤続年数を算定すること。）ただし、常勤職員以外の者であっても、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務している者にあつては、これを常勤とみなすこと。

(ウ) 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、子ども・子育て支援法第 7 条第 4 項に定

める教育・保育施設及び同条第 5 項に定める地域型保育事業を行う事業所における勤続年数のほか、当該職員の以下の施設・事業所における勤続年数を合算するものとする
こと。

- ①学校教育法第 1 条に定める学校及び同法第 124 条に定める専修学校における勤続年数
- ②社会福祉法第 2 条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所における勤続年数
- ③児童福祉法第 12 条の 4 に定める施設における勤続年数
- ④認可外保育施設（児童福祉法第 59 条第 1 項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設及び幼稚園に併設された施設）における勤続年数及び教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設として運営していた期間の勤続年数
- ⑤医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所における勤続年数（保健師又は看護師に限る。）

(工) (ア) の職員 1 人当り平均勤続年数の算定は、当該年度の 4 月 1 日現在において行うこと。

(2) 都道府県知事は、市町村長に支援法による確認を行った施設・事業所の設置者から別紙様式 1 * の「加算率認定申請書」（賃金改善要件分の加算率の適用を受けようとするときは別紙様式 2 * の「賃金改善計画書」及び別紙様式 3 * の「キャリアパス要件届出書」を添付）を取りまとめさせ、加算率の適用に該当するかどうか及び適用する加算率の値を確認すること。

2 加算の要件

(1) 賃金改善要件

(ア) 原則として、次に掲げる要件を満たす賃金改善を実施する計画を策定していること。

① 次のいずれかの年度の職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。）の賃金に対して改善するものであること。

a) 支援法による確認の効力が発生する年度の前年度

b) 平成 27 年 3 月 31 日以前において既に保育所として運営していた施設については平成 24 年度

なお、当該改善の起点となる賃金については、公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準とすること。

② (イ) ②により算定される賃金改善見込額が (イ) ①により算定される加算見込額以上であること。

(イ) 賃金改善の具体的内容について以下の事項を記載した別紙様式 2 の「賃金改善計画書」を作成し、職員に対して当該計画の内容について周知を行うこと。

①加算見込額

(算式)

「当該年度における各月初日の利用子ども数の見込みをもとに算出した平均利用子ども数」
×「処遇改善等加算の単価の合計額」×「賃金改善要件分に係る加算率 (%) ×100」
×「12月 (賃金改善実施期間が12月に満たないときは、支援法による確認を受けたときか
ら直近の3月までの月数)」

(年齢区分ごとに算出した額を合算し、千円未満の端数は切り捨て)

②賃金改善見込額

各施設・事業所において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額 (当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。) の総額

③賃金改善を行う給与項目

増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類 (基本給、手当、賞与又は一時金等) 等を記載すること

④賃金改善実施期間

4月から翌年3月まで (年度の途中で支援法による確認を受けた施設・事業所については、支援法による確認を受けたときから直近の3月まで)

⑤賃金改善を行う方法

賃金改善の実施時期や1人当たりの賃金改善見込額を可能な限り具体的に記載すること

(ウ) (イ) ④の平均利用子ども数の算出に当たっての各月初日の利用子ども数の見込みについては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。

(エ) (オ) ④の加算実績額と (オ) ⑤の賃金改善の実施に要した費用の総額を比較して 差額が生じた場合については、翌年度において、その全額を一時金等により賃金改善に充てること。

(オ) 年度終了後速やかに市町村長に対して以下の事項を含んだ別紙様式4*の「賃金改善実績報告書」を提出すること。

①加算実績額

(算式)

「当該年度における処遇改善等加算の総額 (実績)」×「賃金改善要件分に係る加算率 (%)」÷「加算率 (%)」 (千円未満の端数は切り捨て)

②賃金改善実施期間

③②の期間における次の事項

- ア 対象となる職員の総数
- イ 賃金改善を実施した職員数
- ウ 職員に支給した賃金総額
- エ 職員一人当たりの賃金月額

④実施した賃金改善の方法

⑤④の実施に要した費用の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。千円未満の端数は切り捨て）

次のアからイを控除した額を賃金改善の実施に要した費用の総額とすること。また、法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては各施設・事業所の賃金改善方法等に応じた適切な方法によること。

- ア 賃金改善を行った場合の賃金の総額（法定福利費等の事業主負担額を含む。）
- イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額（法定福利費等の事業主負担額を含む。）

⑥①の加算実績額と⑤の賃金改善の実施に要した費用の総額の差額（残額が生じた場合に限る。）及び職員への支払い方法

⑦職員1人当たりの賃金改善額

(カ) 賃金改善の対象となる職員については、その職種にかかわらず、施設・事業所に勤務する職員（非常勤職員を含む。）とすること。ただし、経営に携わる法人の役員である職員については、賃金改善の対象とはならないこと。

なお、賃金改善を実施する職員の範囲については、各施設・事業所の実情に応じて決定するものとする。

(キ) 略

(ク) 略

(ケ) 賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならないこと。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合についてはこの限りではない。

(コ) 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払いのほか一括して支払うことも可能とし、各施設・事業所の実情に応じた方法によるものとする。

(2) キャリアパス要件

次の(ア)及び(イ)のいずれにも適合すること。

(ア) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- ①施設・事業所職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（施設・事業所職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- ②①に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。
- ③①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての施設・事業所職員に周知していること。

(イ) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- ①施設・事業所職員の職務内容等を踏まえ、施設・事業所職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び次のa)及びb)に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修（通常業務中に行うものを除き、教育に係る長期休業期間に行うものを含む。以下同じ。）の実施又は研修の機会を確保していること。
 - a) 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、施設・事業所職員の能力評価を行うこと。
 - b) 幼稚園教諭免許・保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。
- ②①について、全ての施設・事業所職員に周知していること。

3 虚偽等の場合の返還措置

都道府県知事は、施設・事業者が虚偽又は不正の手段により(1)及び(2)の要件分に係る支給を受けた場合には、市町村長に対し、既に支給された処遇改善等加算に係る施設型給付費の全部又は一部の返還措置を講じることを命じることとする。

*文中の別紙様式1～4は、別添の付録参照

※注記 全保協事務局

◆「放課後児童クラブ運営指針」の策定◆

平成 27 年 4 月 1 日、「放課後児童クラブ運営指針」が策定され、各自治体宛に通知が発出されました。

これは、平成 19 年に策定された「放課後児童クラブガイドライン」を見直し、省令基準を踏まえて策定される各市町村の条例に基づいて運営される放課後児童クラブについて、その運用の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子どもに保障すべき遊び及び生活の環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性の確保を図っていくことを目指すものです。

放課後児童クラブ運営指針

1. 放課後児童クラブ運営指針の目次構成

第 1 章 総則

1. 趣旨
2. 放課後児童健全育成事業の役割
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

第 2 章 事業の対象となる子どもの発達

1. 子どもの発達と児童期
2. 児童期の発達の特徴
3. 児童期の発達過程と発達領域
4. 児童期の遊びと発達
5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

第 3 章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

1. 育成支援の内容
2. 障害のある子どもへの対応
3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

第 4 章 放課後児童クラブの運営

1. 職員体制
2. 子ども集団の規模（支援の単位）
3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関わる留意事項
5. 運営主体
6. 労働環境整備
7. 適正な会計管理及び情報公開

第 5 章 学校及び地域との関係

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携

3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

1. 施設及び設備
2. 衛生管理及び安全対策

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応
3. 事業内容向上への取り組み

*放課後児童クラブ運営指針の内容は、別添の付録参照

【訂正】

全保協ニュースNo.15-01において、以下の通り誤りがございました。
お詫びして訂正いたします。

目次並びに表題

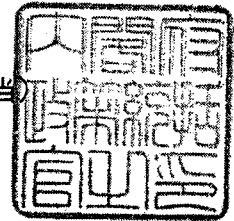
誤) 平成 26 年度人事異動 → 正) 平成 27 年度人事異動

なお、ホームページ掲載版は訂正したものとなっております。

府政共生第349号
26文科初第1463号
雇児発0331第10号
平成27年3月31日

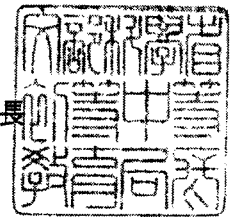
各 都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）



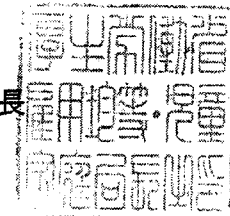
(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長



(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



(印影印刷)

施設型給付費等に係る処遇改善等加算について

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月内閣府告示第49号）（以下「告示」という。）については、本日公布されたところであるが、このうち処遇改善等加算に係る取扱いは下記のとおりであるので、十分御了知の上、各都道府県においては、貴管内の市町村に対して遅滞なく周知を図られたい。

記

(目的)

教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、「長く働くことができる」職場を構築する必要がある。その構築のため、職員の平均勤続年数・経験年数や、賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算を行うもの。

(加算対象)

全ての都道府県及び市町村以外の施設・事業者が運営する特定教育・保育施設（都道府県及び市町村以外の者が設置するものに限る。）及び特定地域型保育事業所の職員を対象とする。

(加算率の認定)

処遇改善等加算（各種加算項目に付随するものを含む。以下同じ。）の加算率の認定は、その施設・事業所を管轄する市町村長が取りまとめた上で都道府県知事が行うこととし、その基準及び事務処理は次によらねたいこと。都道府県知事は、施設・事業所ごとに認定した加算率を管轄する市町村長に通知し、通知を受けた市町村は、その内容を施設・事業所の設置者に通知することとする。

(賃金改善要件分等に係る使途)

施設型給付費及び地域型保育給付費は、委託費として支給を受ける私立保育所（都道府県又は市町村以外の者が設置する保育所をいう。以下同じ。）を除き、その使途を制限しないことを基本としているが、賃金改善要件分に係る加算率に基づき支給される処遇改善等加算の額については、上記目的に鑑み、確実に職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。）の賃金改善に充てるものとする。また、職員1人当りの平均勤続年数が上昇することに伴い増加する基礎分に係る加算額については、適切に昇給等に充当すること。

(提出時期)

加算の認定を受けようとする施設・事業者は、都道府県知事の定める日までに、施設・事業所ごとに、必要書類を当該施設・事業所の所在する市町村長に提出するものとする。市町村長は、管轄する施設・事業所の必要書類を取りまとめた上で、都道府県知事の定める日までに、都道府県知事に提出すること。

1 加算率の区分

- (1) 当該施設・事業所に対する処遇改善等加算の加算率は、職員1人当たり平均勤続年数につき次の「加算率区分表」の左欄の年数の区分に応じ、同表の右欄の基礎分及び賃金改善要件分の値を合計して得た値によるものとする。

ただし、平成27年3月31日以前においてすでに保育所として運営していた施設（平成26年度に保育士等処遇改善臨時特例事業による補助を受けた施設に限る。以下同じ。）のうち、平成26年度の保育所運営費における民間施設給与等改善費の加算率の区分の算定に当たっての職員1人当たり平均勤続年数（以下「平成26年度の平均勤続年数」という。）が次の「保育所における経過措置に係る賃金改善要件分率適用表」の①欄に掲げ

る年数に該当し、かつ、職員1人当たりの平均勤続年数が②欄に掲げる年数に該当する施設については、「加算率区分表」に掲げる賃金改善要件分の値に代えて③欄に掲げる値を賃金改善要件分の値とすることができる。なお、加算を受けようとする年度の前年度の賃金改善要件分の値を下回る場合については、前年度の賃金改善要件分の率と同値とすること。また、賃金改善要件分の値が3%となった年度以降は、本ただし書きの適用は受けないものとする。

(加算率区分表)

職員一人当たり の平均勤続年数	加算率		
	基礎分	賃金改善 要件分	うちキャリア パス要件分
11年以上	12%	4%	1%
10年以上 11年未満	12%	3%	
9年以上 10年未満	11%		
8年以上 9年未満	10%		
7年以上 8年未満	9%		
6年以上 7年未満	8%		
5年以上 6年未満	7%		
4年以上 5年未満	6%		
3年以上 4年未満	5%		
2年以上 3年未満	4%		
1年以上 2年未満	3%		
1年未満	2%		
備考 1 基礎分は、全ての施設・事業所が対象となる。 2 賃金改善要件分は、2(1)の賃金改善要件に適合する施設・事業所が対象となる。ただし、2(2)のキャリアパス要件に適合しない施設・事業所については、キャリアパス要件分の区分の値を減じた値とする。			

(保育所における経過措置に係る賃金改善要件分率適用表)

①平成26年度の 平均勤続年数	②職員1人当たり の平均勤続年数	③賃金改善要件分
7年以上 8年未満	7年以上 8年未満	2%
	4年以上 6年未満	
	2年未満	
5年以上 6年未満	4年以上 6年未満	2%
	2年未満	
4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	2%
	4年以上 5年未満	1%
	1年以上 2年未満	2%
	1年未満	1%
1年以上 2年未満	2年未満	2%
1年未満	1年以上 2年未満	2%
	1年未満	1%
備考 本表の適用を受ける保育所に適用される「基礎分」の値については、「加算率区分表」に掲げる賃金改善要件分の値と③欄に掲げる値の差を加えた値とすること。		

(ア) 当該施設・事業所の職員 1 人当り平均勤続年数は、(イ) の算定の対象となる職員について(ウ) の算定の対象となる施設・事業所における勤続年数を合算して得た総勤続年数を、当該職員の数により除して得た年数(6 月以上の端数は1 年とし、6 月未満の端数は切り捨てること。)をいうこと。

(イ) 職員 1 人当り平均勤続年数の算定の対象となる職員は、その職種にかかわらず、その施設・事業所に勤務する全ての常勤職員(嘱託職員等の非常勤職員を除く。)とすること。(居宅訪問型保育事業においても、当該事業を行う事業所を単位として職員 1 人当り平均勤続年数を算定すること。)ただし、常勤職員以外の者であっても、1 日6 時間以上かつ月 20 日以上勤務している者にあつては、これを常勤とみなすこと。

(ウ) 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、子ども・子育て支援法第 7 条第 4 項に定める教育・保育施設及び同条第 5 項に定める地域型保育事業を行う事業所における勤続年数のほか、当該職員の以下の施設・事業所における勤続年数を合算するものとする。

- ① 学校教育法第 1 条に定める学校及び同法第 124 条に定める専修学校における勤続年数
- ② 社会福祉法第 2 条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所における勤続年数
- ③ 児童福祉法第 12 条の 4 に定める施設における勤続年数
- ④ 認可外保育施設(児童福祉法第 59 条第 1 項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設及び幼稚園に併設された施設)における勤続年数及び教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設として運営していた期間の勤続年数
- ⑤ 医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所における勤続年数(保健師又は看護師に限る。)

(エ) (ア) の職員 1 人当り平均勤続年数の算定は、当該年度の 4 月 1 日現在において行うこと。

ただし、年度の途中で新たに子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項及び同法第 29 条第 1 項の市町村による確認(同法附則第 7 条及び第 8 条のみなし確認を含む。以下「支援法による確認」という。)を受けた施設・事業所における当該算定については、その支援法による確認を受けた日現在において行うこと。

なお、当該算定を行った後に、算定の対象となった職員の異動があつても、当該年度中においては、加算率の変更は行わないものであること。

(2) 都道府県知事は、市町村長に支援法による確認を行った施設・事業所の設置者から別紙様式 1 の「加算率認定申請書」(賃金改善要件分の加算率の適用を受けようとするときは別紙様式 2 の「賃金改善計画書」及び別紙様式 3 の「キャリアパス要件届出書」を添付させること。)を取りまとめさせ、加算率の適用に該当するかどうか及び適用する

加算率の値を確認すること。

なお、賃金改善要件分のうちキャリアパス要件分については、別紙様式3の「キャリアパス要件届出書」を都道府県に提出していることをもって要件に適合したものとすること。その際、キャリアパス要件分を含む加算率の適用を受けようとする施設・事業所の設置者が過年度に別紙様式3を提出している場合においてその内容に変更がないときは、その提出を省略させることができる。

2 加算の要件

(1) 賃金改善要件

(ア) 原則として、次に掲げる要件を満たす賃金改善を実施する計画を策定していること。

① 次のいずれかの年度（以下「基準年度」という。）の職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。以下同じ。）の賃金（退職手当を除く。翌年度以降に採用された新規職員については、基準年度に適用されていた賃金算定のルールを当該新規職員に適用した場合の賃金とし、基準年度に存在しなかった施設・事業所の職員については、当初予定していた就業規則等に基づく賃金で、地域の賃金水準との均衡が図られていると認められるものとする。以下同じ。）に対して改善するものであること。

a) 支援法による確認の効力が発生する年度の前年度

b) 平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設については平成24年度

なお、当該改善の起点となる賃金については、公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準とすること。

② (イ)②により算定される賃金改善見込額が(イ)①により算定される加算見込額以上であること。

(イ) 賃金改善の具体的内容について以下の事項を記載した別紙様式2の「賃金改善計画書」を作成し、職員に対して当該計画の内容について周知を行うこと。

① 加算見込額

(算式)

「当該年度における各月初日の利用子ども数（広域利用子ども数を含む。）の見込みをもとに算出した平均利用子ども数」×「処遇改善等加算の単価の合計額」×「賃金改善要件分に係る加算率（%）×100」×「12月（賃金改善実施期間が12月に満たないときは、支援法による確認を受けたときから直近の3月までの月数）」（年齢区分ごとに算出した額を合算し、千円未満の端数は切り捨て）

ただし、基準年度の前年度以前に私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園特別支援教育経費）等の補助金（以下「私学助成等」という。）を受けていた認定こども園又は幼稚園については、当該基準年度における私学助成等による収入額が公定価格及び利用子ども数の見込みをもとに算出した額（公定価格による見込額）から当該加算見込額を控除して得た額を上回っている場合であって、当該加算見込額を含む公定

価格による見込額から当該私学助成等による収入額を控除して得た額（当該額が零以下となる場合は、零）とすることが適当と都道府県知事が認めるときは、当該額を加算見込額とすることができる。この場合においても、当該認定こども園又は幼稚園の教育・保育に支障のない範囲内で賃金水準の維持及び向上に努めることとする。

- ② 賃金改善見込額 各施設・事業所において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）の総額
 - ③ 賃金改善を行う給与項目 増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与又は一時金等）等を記載すること
 - ④ 賃金改善実施期間 4月から翌年3月まで（年度の途中で支援法による確認を受けた施設・事業所については、支援法による確認を受けたときから直近の3月まで）
 - ⑤ 賃金改善を行う方法 賃金改善の実施時期や1人当たりの賃金改善見込額を可能な限り具体的に記載すること
- (ウ) (イ) ①の平均利用子ども数の算出に当たっての各月初日の利用子ども数の見込みについては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。
- (エ) (オ) ①の加算実績額（基準年度の前年度以前に私学助成等を受けていた認定こども園又は幼稚園については、(ア) ②の賃金改善見込額とすることが適当と都道府県知事が認める額に準じて都道府県知事が認める額）と(オ) ⑤の賃金改善の実施に要した費用の総額を比較して差額が生じた場合については、翌年度において、その全額を一時金等により賃金改善に充てること。
- (オ) 年度終了後速やかに、市町村長に対して以下の事項を含んだ別紙様式4の「賃金改善実績報告書」を提出すること。

① 加算実績額

(算式)

「当該年度における処遇改善等加算の総額（実績）」×「賃金改善要件分に係る加算率（%）」÷「加算率（%）」（千円未満の端数は切り捨て）

ただし、基準年度の前年度以前に私学助成等を受けていた認定こども園又は幼稚園のうち、(イ) ①のただし書きの適用を受ける施設については、当該加算実績額を含む公定価格及び利用子ども数の実績をもとに算出した額から当該基準年度における私学助成等による収入額を控除して得た額（当該額が零以下となる場合は、零）とすること。

② 賃金改善実施期間

③ ②の期間における次の事項

- ア 対象となる職員の総数
- イ 賃金改善を実施した職員数
- ウ 職員に支給した賃金総額
- エ 職員一人当たりの賃金月額

④ 実施した賃金改善の方法

⑤ ④の実施に要した費用の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含

む。千円未満の端数は切り捨て) 次のアからイを控除した額を賃金改善の実施に要した費用の総額とすること。また、法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては各施設・事業所の賃金改善方法等に応じた適切な方法によること。

ア 賃金改善を行った場合の賃金の総額(法定福利費等の事業主負担額を含む。)

イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額(法定福利費等の事業主負担額を含む。)

⑥ ①の加算実績額と⑤の賃金改善の実施に要した費用の総額の差額(残額が生じた場合に限る。)及び職員への支払い方法

⑦ 職員1人当たりの賃金改善額

(カ) 賃金改善の対象となる職員については、その職種にかかわらず、施設・事業所に勤務する職員(非常勤職員を含む。)とすること。ただし、経営に携わる法人の役員である職員については、賃金改善の対象とはならないこと。

なお、賃金改善を実施する職員の範囲については、各施設・事業所の実情に応じて決定するものとする。

(キ) 賃金改善要件分に係る支給を受けた施設・事業所は、賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しておかなければならないこと。

(ク) 複数の施設・事業所を運営する事業者である場合は、(イ)①及び(オ)①の加算見込・実績額の合計額の範囲で、同一事業者内の複数の施設・事業所間で配分を行うことができること(都道府県又は市町村の圏域を超えて施設・事業所を複数有する場合を含む。)。なお、この場合には、配分調整後のそれぞれの施設・事業所の加算見込・実績額により、賃金改善計画書・実績報告書を作成し、申請することとする。その際、施設・事業所ごとの内訳表を添付すること。

また、申請は施設・事業所単位を原則とするが、同一市町村内に所在する施設・事業所分については、各施設・事業所の内訳を明らかにした上で、一括して申請するなど事務処理の簡素化を適宜図ることは差し支えないものであること。

(ケ) 賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならないこと。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合についてはこの限りではない。

(コ) 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払いのほか一括して支払うことも可能とし、各施設・事業所の実情に応じた方法によるものとする。

(2) キャリアパス要件

次の(ア)及び(イ)のいずれにも適合すること。

(ア) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

① 施設・事業所職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件(施設・事業所職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

② ①に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払

われるものを除く。)について定めていること。

③ ①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての施設・事業所職員に周知していること。

(イ) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

① 施設・事業所職員の職務内容等を踏まえ、施設・事業所職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び次の a) 及び b) に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修（通常業務中に行うものを除き、教育に係る長期休業期間に行うものを含む。以下同じ。）の実施又は研修の機会を確保していること。

a) 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、施設・事業所職員の能力評価を行うこと。

b) 幼稚園教諭免許・保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

② ①について、全ての施設・事業所職員に周知していること。

3 虚偽等の場合の返還措置

都道府県知事は、施設・事業者が虚偽又は不正の手段により（1）及び（2）の要件分に係る支給を受けた場合には、市町村長に対し、既に支給された処遇改善等加算に係る施設型給付費の全部又は一部の返還措置を講じることを命じることとする。

別紙様式1

平成 年度処遇改善等加算に係る加算率認定申請書

知事 殿

平成 年 月 日

市 町 村 名										
施設・事業所名										
施設・事業所類型										
施設・事業所番号										
設 置 者	(印)									

①Cをもとに適用される 基礎分の値	②賃金改善要件分の値 <small>③が否の場合は、キャリアパス要件分の値を減じること。</small>		③キャリア パス要件	施設・事業所に適用される 加算率 (①+②)
	% 適・否	% 適・否		

※保育所における経過措置に該当する場合のみ記入すること。

平成26年度の 平均勤続年数	前年度賃金改 善要件分の値
年	%

定 員		地 域 区 分		開 設 年 月 日		年 月 日	
職員1人 当り平均 勤続年数	氏 名	職 種	ア 現に勤務する 施設・事業所の 勤続年数	イ その他の 施設・事業所の 通算勤続年数	ウ 合計 ア+イ	その職種の資格取得 年 月 日	
			年 月	年 月	年 月		
	合 計	A 人			B		
職員1人 当り平均 勤続年数	(算式) $B \div A = C$ (6月以上の端数は切り上げ)				C	年	

- 注) 1 職員1人当たり平均勤続年数のC欄の算定に当たっては、6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切り捨てるものとする。
- 2 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、各年度4月1日現在により算定すること。
- 3 1日6時間未満又は月20日未満勤務の職員は含めないものとする。

市町村審査

担当者名

(印)

平成 年度賃金改善計画書

市 町 村 名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	

(1) 賃金改善について

① 加算見込額		円
② 賃金改善見込額総額		円
③ 賃金改善実施期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	

(2) 教育・保育従事者に係る賃金改善について

① 賃金改善見込額		円
② 賃金改善を行う給与項目 (該当する項目に○印を付すこと。手当等については、具体的名称を記載すること。)	基本給、手当 ()、賞与 (一時金)、その他 ()	
③ 賃金改善実施期間	(留意点) 一人当たりの賃金改善月額などについても可能な限り記載すること。なお、当該改善額は見込かつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み税引き前であるため、実際の個人の手取り額とは必ずしも一致しない。	

(3) 教育・保育従事者以外に係る賃金改善について

① 賃金改善見込額		円
② 賃金改善を行う給与項目 (該当する項目に○印を付すこと。手当等については、具体的名称を記載すること。)	基本給、手当 ()、賞与 (一時金)、その他 ()	
③ 賃金改善実施期間	(留意点) 一人当たりの賃金改善月額などについても可能な限り記載すること。なお、当該改善額は見込かつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み税引き前であるため、実際の個人の手取り額とは必ずしも一致しない。	

上記について、すべての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

平成 年 月 日
 事業者名
 代表者名



別紙様式2（添付書類）

賃金改善計画書（内訳表）

番号	都道府県名	市町村名	施設・事業所名	算式による加算見込額（円） （注1）	配分調整後の加算見込額（円） （注2）
				合計額	合計額

注1：2（1）（イ）①により算定された加算見込額

注2：2（1）（ク）による配分調整後の加算見込額

平成 年度キャリアパス要件届出書

市 町 村 名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	

キャリアパスに関する要件について

次の内容について、当てはまるものに○をつけること。 (①及び②に該当していれば本要件を満たす。)	
① 次の a から c までのすべての要件を満たす。 a 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件を定めている。 b 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。 c 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての職員に周知している。	該当 ・ 非該当
② 次の d 及び e の要件を満たす。	該当 ・ 非該当
d 職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標	
e dの実現のための具体的な取り組みの内容	ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、職員の能力評価を行う。(資質向上のための計画を添付すること。)
	イ 資格取得のための支援の実施 ※当該支援の内容について下記に記載すること。

上記について、すべての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

平成 年 月 日
 事 業 者 名
 代 表 者 名

印

平成 年度賃金改善実績報告書

市 町 村 名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	

(1) 賃金改善実績

① 加算実績額		円
② 賃金改善実施期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	
③ 賃金改善に要した費用の総額 (法定福利費等の事業主負担増加額を含む) (千円未満切り捨て)		円
ア 賃金改善を行った場合の賃金の総額		円
イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額		円
(再掲) 法定福利費等の事業主負担増加額		円
④ 加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額 (①-③) (残額が生じた場合のみ)		円
支払った給与の項目	基本給、手当 ()、賞与 (一時金)、その他 ()	
具体的な支払い方法		

(2) 教育・保育従事者に係る賃金改善実績

ア 常勤職員

① 対象職員 (実人員) (①②の期間における延べ人数(人月))		人
② 賃金改善を実施した職員 (実人員) (①②の期間における延べ人数(人月))		人
③ 対象職員 (常勤換算数) (①②の期間における延べ人数(人月))		人
④ 賃金改善を実施した職員 (常勤換算数) (①②の期間における延べ人数(人月))		人
⑤ 支給した賃金総額 (①②の期間における総額)		円
⑥ 職員1人当り賃金月額 (1円未満切り捨て) (⑤÷③)		円
⑦ 賃金改善に要した費用の総額 (法定福利費等の事業主負担増加額を除く) (①②の期間における総額)		円
ア 賃金改善を行った場合の賃金の総額		円
イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額		円
⑧ 賃金改善の方法	基本給、手当 ()、賞与 (一時金)、その他 ()	
改善した給与の項目		
賃金改善の具体的な方法		
⑨ 1人当り賃金改善月額 (1円未満切り捨て) (⑦÷③)		円

イ非常勤職員

①	対象職員（実人員） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
②	賃金改善を実施した職員（実人員） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
③	対象職員（常勤換算数） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
④	賃金改善を実施した職員（常勤換算数） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
⑤	支給した賃金総額 （(1)②の期間における総額）	円
⑥	職員1人当り賃金月額 （1円未満切り捨て）（⑤÷③）	円
⑦	賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く） （(1)②の期間における総額）	円
	ア 賃金改善を行った場合の賃金の総額	円
	イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額	円
⑧	賃金改善の方法	基本給、手当（ ）、賞与（一時金）、その他（ ）
	改善した給与の項目	
	賃金改善の具体的な方法	
⑨	1人当り賃金改善月額 （1円未満切り捨て）（⑦÷③）	円

(3) 教育・保育従事者以外に係る賃金改善実績

①	対象職員（実人員） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
②	賃金改善を実施した職員（実人員） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
③	対象職員（常勤換算数） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
④	賃金改善を実施した職員（常勤換算数） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
⑤	支給した賃金総額 （(1)②の期間における総額）	円
⑥	職員1人当り賃金月額 （1円未満切り捨て）（⑤÷③）	円
⑦	賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く） （(1)②の期間における総額）	円
	ア 賃金改善を行った場合の賃金の総額	円
	イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額	円
⑧	賃金改善の方法	基本給、手当（ ）、賞与（一時金）、その他（ ）
	改善した給与の項目	
	賃金改善の具体的な方法	
⑨	1人当り賃金改善月額 （1円未満切り捨て）（⑦÷③）	円

上記について相違ないことを証明いたします。

平成 年 月 日
 事業者名
 代表者名

印

別紙様式4（添付書類）

賃金改善実績報告書（内訳表）

番号	都道府県名	市町村名	施設・事業所名	算式による加算 実績額（円） （注1）	配分調整後の加 算実績額（円） （注2）
				合計額	合計額

注1：2（1）（オ）①により算定された加算実績額

注2：2（1）（ク）による配分調整後の加算実績額

放課後児童クラブ運営指針

1. 放課後児童クラブ運営指針の目次構成

- 第1章 総則
 - 1. 趣旨
 - 2. 放課後児童健全育成事業の役割
 - 3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本
- 第2章 事業の対象となる子どもの発達
 - 1. 子どもの発達と児童期
 - 2. 児童期の発達の特徴
 - 3. 児童期の発達過程と発達領域
 - 4. 児童期の遊びと発達
 - 5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項
- 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容
 - 1. 育成支援の内容
 - 2. 障害のある子どもへの対応
 - 3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
 - 4. 保護者との連携
 - 5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務
- 第4章 放課後児童クラブの運営
 - 1. 職員体制
 - 2. 子ども集団の規模（支援の単位）
 - 3. 開所時間及び開所日
 - 4. 利用の開始等に関わる留意事項
 - 5. 運営主体
 - 6. 労働環境整備
 - 7. 適正な会計管理及び情報公開
- 第5章 学校及び地域との関係
 - 1. 学校との連携
 - 2. 保育所、幼稚園等との連携
 - 3. 地域、関係機関との連携
 - 4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ
- 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策
 - 1. 施設及び設備
 - 2. 衛生管理及び安全対策
- 第7章 職場倫理及び事業内容の向上
 - 1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
 - 2. 要望及び苦情への対応
 - 3. 事業内容向上への取り組み

2. 放課後児童クラブ運営指針

第1章 総則

1. 趣旨

- (1) この運営指針は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童クラブ」という。）における、子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援（以下「育成支援」という。）の内容に関する事項及びこれに関連する事項を定める。
- (2) 放課後児童健全育成事業の運営主体は、この運営指針において規定される支援の内容等に係る基本的な事項を踏まえ、各放課後児童クラブの実態に応じて創意工夫を図り、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めなければならない。

2. 放課後児童健全育成事業の役割

- (1) 放課後児童健全育成事業は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項に基づき、小学校（以下「学校」という。）に就学している子ども（特別支援学校の小学部の子どもを含む。以下同じ。）であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後（以下「放課後」という。）に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業である。
- (2) 放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めなければならない。
- (3) 放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

(1) 放課後児童クラブにおける育成支援

放課後児童クラブにおける育成支援は、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることを目的とする。

(2) 保護者及び関係機関との連携

放課後児童クラブは、常に保護者と密接な連携をとり、放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝え、子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるように支援することが必要である。また、子ども自身への支援と同時に、学校等

の関係機関と連携することにより、子どもの生活の基盤である家庭での養育を支援することも必要である。

(3) 放課後児童支援員等の役割

放課後児童支援員は、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって育成支援に当たる役割を担うとともに、関係機関と連携して子どもにとって適切な養育環境が得られるよう支援する役割を担う必要がある。また、放課後児童支援員が行う育成支援について補助する補助員も、放課後児童支援員と共に同様の役割を担うよう努めることが求められる。

(4) 放課後児童クラブの社会的責任

- ① 放課後児童クラブは、子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行い、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障する必要がある。
- ② 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員及び補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）に対し、その資質の向上のために職場内外の研修の機会を確保しなければならない。
- ③ 放課後児童支援員等は、常に自己研鑽に励み、子どもの育成支援の充実を図るために、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- ④ 放課後児童クラブの運営主体は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該放課後児童クラブが行う育成支援の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- ⑤ 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。
- ⑥ 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

第2章 事業の対象となる子どもの発達

放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められる。このため、放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。

1. 子どもの発達と児童期

6歳から12歳は、子どもの発達の時期区分において幼児期と思春期・青年期との間にあり、児童期と呼ばれる。

児童期の子どもは、学校、放課後、家庭のサイクルを基本とした生活となる。

学校において基礎学力が形成されることに伴い、知的能力や言語能力、規範意識等が発達する。また、身長や体重の増加に伴って体力が向上し、遊びも活発化する。

社会性の発達に伴い、様々な仲間集団が形成されるなど、子ども同士の関わりも変化

する。さらに、想像力や思考力が豊かになることによって遊びが多様化し、創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。

児童期には、幼児期の発達的特徴を残しつつ、思春期・青年期の発達的特徴の芽生えが見られる。子どもの発達は、行きつ戻りつの繰り返しを経ながら進行していく。

子どもは、家庭や学校、地域社会の中で育まれる。大人との安定した信頼関係のもとで、「学習」、「遊び」等の活動、十分な「休息」、「睡眠」、「食事」等が保障されることによって、子どもは安心して生活し育つことができる。

2. 児童期の発達の特徴

児童期の発達には、主に次のような特徴がある。

- ものや人に対する興味が広がり、その興味を持続させ、興味の探求のために自らを律することができるようになる。
- 自然や文化と関わりながら、身体的技能を磨き、認識能力を発達させる。
- 学校や放課後児童クラブ、地域等、子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる。
- 集団や仲間と活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。
- 発達に応じて「親からの自立と親への依存」、「自信と不安」、「善悪と損得」、「具体的思考と抽象的思考」等、様々な心理的葛藤を経験する。

3. 児童期の発達過程と発達領域

児童期には、特有の行動が出現するが、その年齢は固定的なものではなく、個人差も大きい。目安として、おおむね6歳～8歳（低学年）、9歳～10歳（中学年）、11歳～12歳（高学年）の3つの時期に区分することができる。なお、この区分は、同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人ひとりの子どもの発達過程を理解する目安として捉えるべきものである。

(1) おおむね6歳～8歳

子どもは学校生活の中で、読み書きや計算の基本的技能を習得し、日常生活に必要な概念を学習し、係や当番等の社会的役割を担う中で、自らの成長を自覚していく。一方で、同時にまだ解決できない課題にも直面し、他者と自己とを比較し、葛藤も経験する。

遊び自体の楽しさの一致によって群れ集う集団構成が変化し、そこから仲間関係や友達関係に発展することがある。ただし、遊びへの参加がその時の気分が大きく影響されるなど、幼児的な発達の特徴も残している。

ものや人に対する興味が広がり、遊びの種類も多様になっていき、好奇心や興味が先に立って行動することが多い。

大人に見守られることで、努力し、課題を達成し、自信を深めていくことができる。その後の時期と比べると、大人の評価に依存した時期である。

(2) おおむね9歳～10歳

論理的な思考や抽象的な言語を用いた思考が始まる。道徳的な判断も、結果だけに

注目するのではなく、動機を考慮し始める。また、お金の役割等の社会の仕組みについても理解し始める。

遊びに必要な身体的技能がより高まる。

同年代の集団や仲間を好み、大人に頼らずに活動しようとする。他者の視線や評価に一層敏感になる。

言語や思考、人格等の子どもの発達諸領域における質的变化として表れる「9、10歳の節」と呼ばれる大きな変化を伴っており、特有の内面的な葛藤がもたらされる。この時期に自己の多様な可能性を確信することは、発達上重要なことである。

(3) おおむね11歳～12歳

学校内外の生活を通じて、様々な知識が広がっていく。また、自らの得意不得意を知るようになる。

日常生活に必要な様々な概念を理解し、ある程度、計画性のある生活を営めるようになる。

大人から一層自立的になり、少人数の仲間で「秘密の世界」を共有する。友情が芽生え、個人的な関係を大切にようになる。

身体面において第2次性徴が見られ、思春期・青年期の発達的特徴が芽生える。しかし、性的発達には個人差が大きく、身体的発育に心理的発達が伴わない場合もある。

4. 児童期の遊びと発達

放課後児童クラブでは、休息、遊び、自主的な学習、おやつ、文化的行事等の取り組みや、基本的な生活に関すること等、生活全般に関わることが行われる。その中でも、遊びは、自発的、自主的に行われるものであり、子どもにとって認識や感情、主体性等の諸能力が統合化される他に代えがたい不可欠な活動である。

子どもは遊びの中で、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。そして、遊びを通じて、他者との共通性と自身の個性とに気付いていく。

児童期になると、子どもが関わる環境が急速に拡大する。関わる人々や遊びの種類も多様になり、活動範囲が広がる。また、集団での遊びを継続することもできるようになっていく。その中で、子どもは自身の欲求と相手の欲求を同時に成立させるすべを見だし、順番を待つこと、我慢すること、約束を守ることや平等の意味等を身に付け、協力することや競い合うことを通じて自分自身の力を伸ばしていく。

子どもは、遊びを通じて成功や失敗の経験を積み重ねていく。子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間間で共有していくためには、大人の援助が必要なこともある。

5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

放課後児童支援員等は、子どもの発達過程を踏まえ、次に示す事項に配慮して子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中で子ども同士の関わりを大切に育てる育成支援を行うことが求められる。

(1) おおむね6歳～8歳の子どもへの配慮

○ 幼児期の発達的特徴も見られる時期であることを考慮する。

- 放課後児童支援員等が身近にいて、子どもが安心して頼ることのできる存在になれるように心掛ける。
 - 子どもは遊びに夢中になると時間や場所を忘れることがある。安全や健康を管理するために子どもの時間と場所に関する意識にも目を届かせるようにする。
- (2) おおむね9歳～10歳の子どもへの配慮
- 「9、10歳の節」と呼ばれる発達諸領域における質的变化を伴うことを考慮して、子どもの意識や感情の変化を適切に捉えるように心掛ける。
 - 同年代の仲間との関わりを好み、大人に頼らず活動しようとする、他の子どもの視線や評価に敏感になるなど、大人に対する見方や自己と他者への意識や感情の発達の特徴の理解に基づいた関わりをする。
- (3) おおむね11歳～12歳の子どもへの配慮
- 大人から一層自立的になるとともに、子ども同士の個人的な関係を大切にできるようになるなどの発達の特徴を理解することに努め、信頼に基づく関わりを心掛ける。
 - ある程度、計画性のある生活を営めるようになる時期であることを尊重し、子ども自身が主体的な遊びや生活ができるような関係を大切にする。
 - 思春期・青年期の発達の特徴が芽生えることを考慮し、性的発達を伴う身体的発達と心理的発達の変化について理解し、適切な対応をする。
- (4) 遊びと生活における関わりへの配慮
- 子どもの遊びへの関わりは、安全の確保のような間接的なものから、大人が自ら遊びを楽しむ姿を見せるといような直接的なものまで、子どもの発達や状況に応じた柔軟なものであることが求められる。また、その時々の子どもの体調や気分によって、遊びの選択や子ども同士の関わり方が異なることを理解することも必要である。
- 子どもは時に大人の指示を拒んだり、反抗的に見える態度をとったりすることもある。子どもの言動の背景を理解することが求められる。
- 子どもが放課後児童クラブの中でお互いの役割を理解し合って生活していくためには、子ども同士の中での自律的な関係を認めつつ、一人ひとりの意識や発達の状況にも十分に配慮する必要がある。

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

1. 育成支援の内容

- (1) 放課後児童クラブに通う子どもは、保護者が労働あるいは疾病や介護等により授業の終了後の時間帯（放課後、学校休業日）に子どもの養育ができない状況によって、放課後児童クラブに通うことが必要となっているため、その期間を子どもが自ら進んで通い続けるためには、放課後児童支援員等が保護者と連携して育成支援を行う必要がある。
- (2) 放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達と一緒に過ごす場である。放課後児童支援員等には、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、子どもが安心して過ごせるようにし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。

- (3) 子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、子どもが発達面や養育環境等で固有の援助を必要としている場合には、その援助を適切に行う必要がある。
- (4) 子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場であり、放課後児童支援員等が信頼できる存在であることを前提として、放課後児童クラブにおける育成支援には、主に次のような内容が求められる。
- ① 子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助する。
 - ・ 放課後児童クラブに通うことについて、その必要性を子どもが理解できるように援助する。
 - ・ 放課後児童支援員等は、子どもの様子を日常的に保護者に伝え、放課後児童支援員等と保護者がお互いに子どもの様子を伝え合えるようにする。
 - ・ 子どもが放課後児童クラブに通うことに関して、学校と情報交換し、連携する。
 - ・ 子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について、地域の人々の理解と協力が得られるようにする。
 - ② 子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。
 - ・ 子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておくとともに、連絡なく欠席したり来所が遅れたりした子どもについては速やかに状況を把握して適切に対応する。
 - ・ 子どもの来所時には、子どもが安心できるように迎え入れ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握する。
 - ・ 遊びや生活の場面における子どもの状況や体調、情緒等を把握し、静養や気分転換が必要な時には適切に対応する。なお、病気やケガの場合は、速やかに保護者と連絡をとる。
 - ③ 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする。
 - ・ 子どもが放課後児童クラブでの過ごし方について理解できるようにし、主体的に生活できるように援助する。
 - ・ 放課後児童支援員等は、子ども全体に共通する生活時間の区切りをつくり、柔軟に活用して子どもが放課後の時間を自己管理できるように援助する。
 - ・ 放課後児童クラブにおける過ごし方や生活時間の区切り等は、保護者にも伝えて理解を得ておく。
 - ④ 放課後児童クラブでの生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする。
 - ・ 手洗いやうがい、持ち物の管理や整理整頓、活動に応じた衣服の着脱等の基本的な生活習慣が身に付くように援助する。
 - ・ 子ども達が集団で過ごすという特性を踏まえて、一緒に過ごす上で求められる協力及び分担や決まりごと等を理解できるようにする。
 - ⑤ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする。
 - ・ 子ども達が協力し合って放課後児童クラブの生活を維持していくことができるようにする。その際、年齢や発達の状況が異なる子ども達が一緒に生活していることを考慮する。
 - ・ 子どもが仲間関係をつくりながら、自発的に遊びをつくり出すことができるよ

うにする。

- ・ 遊びや生活の中で生じる意見の対立やけんかなどについては、お互いの考え方の違いに気付くこと、葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげること等ができるように、適切に援助する。
 - ・ 子どもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、放課後児童支援員等が協力して適切に対応する。
 - ・ 屋内外ともに子どもが過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくる。その際、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮する。
 - ・ 子どもが宿題、自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
 - ・ 放課後児童クラブの子ども達が地域の子どもの達と一緒に遊んだり活動したりする機会を設ける。
 - ・ 地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるようにする。
- ⑥ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにする。
- ・ 子ども一人ひとりの放課後児童クラブでの生活状況を把握しながら、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重する。
 - ・ 子どもが放課後児童支援員等に悩みや相談事も話せるような信頼関係を築く。
 - ・ 行事等の活動では、企画の段階から子どもの意見を反映させる機会を設けるなど、様々な発達の過程にある子どもがそれぞれに主体的に運営に関わることができるように工夫する。
- ⑦ 子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する。
- ・ 発達過程にある子どもの成長にあわせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、おやつを適切に提供する。おやつの提供に当たっては、補食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫する。
 - ・ おやつの提供に際しては、安全及び衛生に考慮するとともに、子どもが落ちついて食を楽しめるようにする。
 - ・ 食物アレルギーのある子どもについては、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供する。
- ⑧ 子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。
- ・ 子どもが自分で避けることのできない危険に遭遇しないように、遊びと生活の環境について安全点検と環境整備を行う。
 - ・ 子どもが危険に気付いて判断したり、事故等に遭遇した際に被害を最小限にしたりするための安全に関する自己管理能力を身に付けられるように援助する。

- ・ 事故やケガ、災害等の緊急時に子どもの安全が守られるように、対応方針を作成して定期的に訓練を行う。
- ⑨ 放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。
 - ・ 放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝える。
 - ・ 子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるように支援する。

2. 障害のある子どもへの対応

(1) 障害のある子どもの受入れの考え方

- 障害のある子どもについては、地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、子ども同士が生活を通して共に成長できるよう、障害のある子どもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努める。
- 放課後児童クラブによっては、新たな環境整備が必要となる場合なども考えられるため、受入れの判断については、子ども本人及び保護者の立場に立ち、公平性を保って行われるように判断の基準や手続等を定めることが求められる。
- 障害のある子どもの受入れに当たっては、子どもや保護者と面談の機会を持つなどして、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握する。
- 地域社会における障害のある子どもの放課後の生活が保障されるように、放課後等デイサービス等と連携及び協力を図る。その際、放課後等デイサービスと併行利用している場合には、放課後等デイサービス事業所と十分な連携を図り、協力できるような体制づくりを進めていくことが求められる。

(2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点

- 障害のある子どもが、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。
- 継続的な育成支援を行うために、障害のある子ども一人ひとりについて放課後児童クラブでの状況や育成支援の内容を記録する。
- 障害のある子どもの育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障害について理解する。
- 障害のある子どもの特性を踏まえた育成支援の向上のために、地域の障害児関係の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくる。その際、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業や巡回支援専門員整備事業の活用等も考慮する。
- 障害のある子どもの育成支援が適切に図られるように、個々の子どもの状況に応じて環境に配慮するとともに、職員配置、施設や設備の改善等についても工夫する。
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）の理念に基づいて、障害のある子どもへの虐待の防止に努めるとともに、防止に向けての措置を講ずる。

3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応

(1) 児童虐待への対応

- 放課後児童支援員等は、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)に基づき児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村(特別区を含む。以下同じ。)や関係機関と連携し、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められる。
- 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、放課後児童クラブの運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して放課後児童クラブとして適切な対応を図らなければならない。

(2) 特別の支援を必要とする子どもへの対応

- 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。
- 放課後児童クラブでの生活に特に配慮を必要とする子どもの支援に当たっては、保護者、市町村、関係機関と情報交換を行い、連携して適切な育成支援に努める。

(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項

- 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。

4. 保護者との連携

(1) 保護者との連絡

- 子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておく。
- 放課後児童クラブにおける子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と放課後児童クラブで情報を共有する。
- 保護者への連絡については、連絡帳を効果的に活用することが必要である。その他、保護者の迎えの際の直接の連絡、通信、保護者会、個人面談等の様々な方法を有効に活用する。

(2) 保護者からの相談への対応

- 放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける。
- 保護者から相談がある場合には、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重して対応する。また、必要に応じて市町村や関係機関と連携する。

(3) 保護者及び保護者組織との連携

- 放課後児童クラブの活動を保護者に伝えて理解を得られるようにするとともに、保護者が活動や行事に参加する機会を設けるなどして、保護者との協力関係をつくる。
- 保護者組織と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する。

5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

(1) 育成支援に含まれる職務内容

放課後児童クラブにおける育成支援に係る職務内容には、次の事項が含まれる。

- 子どもが放課後児童クラブでの生活に見通しを持てるように、育成支援の目標や計画を作成し、保護者と共通の理解を得られるようにする。
- 日々の子どもの状況や育成支援の内容を記録する。
- 職場内で情報を共有し事例検討を行って、育成支援の内容の充実、改善に努める。
- 通信や保護者会等を通して、放課後児童クラブでの子どもの様子や育成支援に当たって必要な事項を、定期的かつ同時にすべての家庭に伝える。

(2) 運営に関わる業務

放課後児童クラブの運営に関わる業務として、次の取り組みも必要とされる。

- ・ 業務の実施状況に関する日誌（子どもの出欠席、職員の服務に関する状況等）
- ・ 運営に関する会議や打合せ、申合せや引継ぎ
- ・ おやつ発注、購入等
- ・ 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓
- ・ 保護者との連絡調整
- ・ 学校との連絡調整
- ・ 地域の関係機関、団体との連絡調整
- ・ 会計事務
- ・ その他、事業運営に関する記録

第4章 放課後児童クラブの運営

1. 職員体制

- (1) 放課後児童クラブには、年齢や発達状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員(基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの)を置かなければならない。ただし、そのうち1人は、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者)に代えることができる。
- (2) 放課後児童支援員等は、支援の単位ごとに育成支援を行わなければならない。なお、放課後児童クラブを利用する子どもが20人未満の場合で、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合等は、この限りではない。

- (3) 子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる。
- (4) 放課後児童支援員等の勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが求められる。

2. 子ども集団の規模（支援の単位）

- (1) 放課後児童クラブの適切な生活環境と育成支援の内容が確保されるように、施設設備、職員体制等の状況を総合的に勘案し、適正な子ども数の規模の範囲で運営することが必要である。
- (2) 子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。

3. 開所時間及び開所日

- (1) 開所時間及び開所日については、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。
- (2) 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、学校の授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上の開所を原則とする。なお、子どもの健全育成上の観点にも配慮した開所時間の設定が求められる。
- (3) 開所する日数については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労日数、学校の授業の休業日その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。
- (4) 新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。

4. 利用の開始等に関わる留意事項

- (1) 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童クラブの利用の募集に当たり、適切な時期に様々な機会を活用して広く周知を図ることが必要である。その際には、利用に当たっての留意事項の明文化、入所承認の方法の公平性の担保等に努める必要がある。
- (2) 放課後児童クラブの利用を希望する保護者等に対しては、必要な情報を提供することが求められる。
- (3) 利用の開始に当たっては、説明会等を開催し、利用に際しての決まり等について説明することが求められる。
- (4) 特に新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。
- (5) 子どもが放課後児童クラブを退所する場合には、その子どもの生活の連続性や家庭の状況に配慮し、保護者等からの相談に応じて適切な支援への引き継ぎを行う。

5. 運営主体

- (1) 放課後児童健全育成事業は、市町村が行うこととし、放課後児童クラブの運営については、育成支援の継続性という観点からも、安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、継続的、安定的に運営することが求められる。
- (2) 放課後児童クラブの運営主体は、次の点に留意して運営する必要がある。
 - 子どもの人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行う。
 - 地域社会との交流及び連携を図り、子どもの保護者及び地域社会に対し、放課後児童クラブの運営の内容を適切に説明するように努める。
 - 放課後児童クラブの運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するように努める。
 - 子どもや保護者の国籍、信条又は社会的身分による差別的な扱いをしない。
 - 放課後児童クラブごとに事業の運営についての重要事項（①事業の目的及び運営の方針、②職員の職種、員数及び職務の内容、③開所時間及び開所日、④育成支援の内容及び利用料、⑤定員、⑥事業の実施地域、⑦事業の利用に当たっての留意事項、⑧緊急時等における対応方法、⑨非常災害対策、⑩虐待の防止のための措置に関する事項、⑪その他事業の運営に関する重要事項）に関する運営規程を定め、また、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備する。
 - 放課後児童クラブの運営主体に変更が生じる場合には、育成支援の継続性が保障され、子どもへの影響が最小限に抑えられるように努めるとともに、保護者の理解が得られるように努める必要がある。

6. 労働環境整備

- (1) 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。
- (2) 放課後児童支援員等の健康管理や放課後児童クラブとしての衛生管理の観点から、健康診断等の実施が必要である。
- (3) 放課後児童支援員等が、業務中あるいは通勤途上で災害等にあつた場合の補償を行うため、事業主として労災保険に加入しておくことが必要である。また、必要に応じて厚生保険や雇用保険にも加入しておくことが求められる。

7. 適正な会計管理及び情報公開

- (1) 利用料等の徴収、管理及び執行に当たっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行うことが必要である。
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第75条第1項の規定に基づき、福祉サービスを利用しようとする者が適切かつ円滑にこれを利用できるように、社会福祉事業を運営する事業者には、事業の内容に関する情報の提供についての努力義務が課せられている。このため、放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について、保

護者や地域社会に対して情報公開することが求められる。

第5章 学校及び地域との関係

1. 学校との連携

- (1) 子どもの生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図る。
- (2) 学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行い、その実施に当たっては、個人情報保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。
- (3) 子どもの遊びと生活の場を広げるために、学校の校庭、体育館や余裕教室等を利用できるように連携を図る。

2. 保育所、幼稚園等との連携

- (1) 新1年生については、子どもの発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。
- (2) 保育所、幼稚園等との子ども同士の交流、職員同士の交流等を行う。

3. 地域、関係機関との連携

- (1) 放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図る。
- (2) 地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げる。
- (3) 事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。
- (4) 子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図る。

4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

- (1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ
 - 学校施設を活用する場合には、放課後児童クラブの運営主体が責任をもって管理運営に当たるとともに、施設の使用に当たって学校や関係者の協力が得られるように努める。
 - 「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの生活の場としての機能を十分に担保し、育成支援の環境に配慮する。なお、放課後子供教室への参加に当たっては、体調や帰宅時刻等の理由から参加できない子どもがいることも考慮する。
 - 放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど

関係者間の連携を図る。

(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

- 児童館の中で放課後児童クラブを実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。
- 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるように、遊びや活動に配慮する。
- 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用する。

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

1. 施設及び設備

(1) 施設

- 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要である。
- 専用区画の面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保することが求められる。
- 室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することも求められる。
- 子どもの遊びを豊かにするため、屋外遊びを行う場所を確保することが求められる。その際、学校施設や近隣の児童遊園・公園、児童館等を有効に活用する。
- 子どもの遊び及び生活の場の他に、放課後児童支援員等が事務作業や更衣ができるスペース等も求められる。

(2) 設備、備品等

- 衛生及び安全が確保された設備を備え、子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための遊具及び図書を備える。
- 年齢に応じた遊びや活動ができるように空間や設備、備品等を工夫する。

2. 衛生管理及び安全対策

(1) 衛生管理

- 手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努める。また、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用する。
- 施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。
- 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。
- 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。

(2) 事故やケガの防止と対応

- 日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。これには、遠足等行事の際の安全点検も含まれる。
- 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。
- 放課後児童支援員等は、子どもの年齢や発達の状況を理解して、子どもが自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるように援助する。
- おやつを提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡し、運営主体及び市町村に報告する。
- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等及び子どもに適切な安全教育を行うとともに、発生した事件事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める。
- 放課後児童クラブの運営主体は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。また、傷害保険等に加入することも必要である。

(3) 防災及び防犯対策

- 放課後児童クラブの運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。
- 市町村や学校等関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域における子どもの安全確保や安全点検に関する情報の共有に努める。
- 災害等が発生した場合には、子どもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。
- 災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておく。

(4) 来所及び帰宅時の安全確保

- 子どもの来所や帰宅の状況について、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合って安全を確保する。
- 保護者と協力して、地域組織や関係機関等と連携した、安全確保のための見守り活動等の取り組みを行う。

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理

- (1) 放課後児童クラブには、社会的信頼を得て育成支援に取り組むことが求められる。また、放課後児童支援員等の言動は子どもや保護者に大きな影響を与えるため、放課

後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。

(2) 放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。

- 子どもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。
- 児童虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。
- 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。
- 守秘義務を遵守する。
- 関係法令に基づき個人情報適切に取り扱い、プライバシーを保護する。
- 保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。
- 放課後児童支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。
- 事業の社会的責任や公共性を自覚する。

2. 要望及び苦情への対応

- (1) 要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、子どもや保護者等に周知する。
- (2) 苦情対応については、市町村と放課後児童クラブの運営主体が連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ周知する。
- (3) 子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応する。
- (4) 要望や苦情については、その内容や対応について職員間で共有することにより、事業内容の向上に生かす。

3. 事業内容向上への取り組み

(1) 職員集団のあり方

- 放課後児童支援員等は、会議の開催や記録の作成等を通じた情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、事業内容の向上を目指す職員集団を形成する。
- 放課後児童支援員等は、子どもや保護者を取り巻くさまざまな状況に関心を持ち、育成支援に当たっての課題等について建設的な意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。

(2) 研修等

- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等のための職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障する必要がある。
- 放課後児童支援員等は、研修等を通じて、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努める。
- 放課後児童クラブの運営主体には、職員が自発的、継続的に研修に参加できるよ

うに、研修受講計画を策定し、管理するなどの環境を整備していくとともに、職員の自己研鑽、自己啓発への時間的、経済的な支援や情報提供も含めて取り組んでいくことが求められる。

(3) 運営内容の評価と改善

- 放課後児童クラブの運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努める。評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められる。
- 評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かす。

【参考】

「放課後児童クラブ運営指針」策定の経緯及びポイント①

策定の必要性

- 放課後児童クラブについては、平成19年に「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、運営するに当たって必要な基本的事項を示すことで、各市町村における質の向上を図るための取組を進めてきたところである。
- 平成24年の児童福祉法の改正により、市町村は、国が省令で定める設備及び運営の基準を踏まえて条例で基準を定めなければならぬこととされ、国において、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」を策定し、全国的に一定水準の質の確保に向けた取組をより一層進めることとした。
- 平成27年4月からは、省令基準を踏まえて各市町村において策定される条例に基づき、放課後児童クラブが運営されることになるが、その運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子どもにも保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保していくことが必要である。
- このため、現行の放課後児童クラブガイドラインを見直し、国として運営及び設備に関するより具体的な内容を定めた運営指針を策定することとした。

策定及び見直しの3つの視点

- ① 放課後児童クラブの運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化
- ② 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理
- ③ 子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点で関わることを求められるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実

「放課後児童クラブ運営指針」策定の経緯及びポイント②

運営指針の4つのポイント

- ① 放課後児童クラブの特性である「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その育成支援の基本的な考え方等を第1章の総則に新たに記載
- ② 児童期の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理するとともに、子どもの発達過程を踏まえて集団の中での子ども同士の間わりを大切にして育成支援を行う際の配慮すべき事項等を第2章に新たに記載
- ③ 放課後児童クラブにおける「育成支援」の具体的な内容を子どもの立場に立った観点から網羅的に記載するとともに、障害のある子どもや特に配慮を必要とする子どもへの対応については、より具体的な受入れに当たった考え方や留意すべき点なども加味して、第3章に新たに記載
- ④ 運営主体が留意すべき点として、子どもや保護者の人権への配慮、個人情報や守秘義務の遵守及び事業内容の向上に関する事など、放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理等について、第7章に新たに記載

○「放課後児童クラブ運営指針」の策定に当たっては、国の調査委託事業の中で、見直しに関する委員会及びWGを設置して検討を行い、平成27年2月に報告書の提出を受け、本報告書の内容等を踏まえ、「放課後児童クラブ運営指針」を策定した。
 (五十音順、敬称略、◎は座長、○はWG座長、◎はWGメンバー、◎はWGメンバー)

氏名	所 属	氏名	所 属
秋元 紀子*	文京区男女協働子育て支援部児童青少年課	佐藤 晃子*	九州産業大学非常勤講師
飯野 美加*	湯島児童館 主査 育成室担当	田丸 敏高*	福山市立大学教育学部児童教育学科教授
岡部 浩	目黒区子育て支援部子ども家庭課子ども家庭係	中川 一良*	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館館長
尾木 まり*	母子自立支援員・婦人相談員	○野中 賢治*	鎌倉女子大学非常勤講師
小野 さとみ*	千葉県浦安市こども部青少年課長	柳澤 邦夫	栃木県上三川町立北小学校長
◎柏女 霊峰	有会社社エムアソシエイト 子どもの領域研究所長	<事務局> 山岡 由加子*	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部福祉・労働課 上席課長

「放課後児童クラブ運営指針」の概要①

運営指針の構成

- 第1章から第7章までの構成で、放課後児童クラブにおける育成支援の内容や運営に関する留意すべき事項などを網羅的に記載し、運営していく上での基本的な事項を定めている。
- 各放課後児童クラブは、この運営指針を踏まえ、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めていく。

第1章 総則

放課後児童クラブ運営指針の趣旨と育成支援の基本的な考え方を示し、全体像を理解できる内容を規定

1. 総則
2. 放課後児童健全育成事業の役割
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

第2章 事業の対象となる子どもの発達

児童期(6～12歳)の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理し、育成支援に当たって配慮すべき内容を規定

1. 子どもの発達と児童期
2. 児童期の発達の特徴
3. 児童期の発達過程と発達領域
4. 児童期の遊びと発達
5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

育成支援を行うに当たって子どもが主体的に過ごし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにしていくために必要となる援助の具体的な方法や障害のある子どもなどに適切に対応していくために留意すべきこと、保護者との信頼関係の構築などの内容を規定

1. 育成支援の内容
2. 障害のある子どもへの対応
3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

第4章 放課後児童クラブの運営

省令基準に基づき職員体制や集団の規模等の具体的な内容を規定

1. 職員体制
2. 子どもの集団の規模
3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関する留意事項
5. 運営主体
6. 労働環境整備
7. 適正な会計管理及び情報公開

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

省令基準に基づく施設及び設備の環境整備と感染症や事故などへの対応方法等の具体的な内容を規定

1. 施設及び設備
2. 衛生管理及び安全対策

第5章 学校及び地域との関係

連携に当たっての情報交換等の必要性や方法等の内容を規定

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

運営主体の責務と放課後児童支援員等の倫理意識の自覚、研修等の事業内容向上の取組内容を規定

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応
3. 事業内容向上への取り組み

「放課後児童クラブ運営指針」の概要②

運営指針の主な内容

第1章 総則

- 「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その基本的考え方として、子どもが安心して過ごせる生活の場として、ふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図る。
- 放課後児童クラブの役割として、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進し、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

第2章 事業の対象となる子どもの発達

- 放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められるため、放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。
- 児童期の発達の主な特徴としては、
 - ・ ものや人に対する興味が広がり、その探求のために自らを律することができるようになる
 - ・ 学校、地域など子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験できるようになる
 - ・ 集団や仲間で活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる
- 児童期の発達過程は個人差が大きく、目安として、おおむね6歳～8歳(低学年)、9歳～10歳(中学年)、11歳～12歳(高学年)の3つの時期に区分して捉え、その発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中での子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことが求められる。

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

- 放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達が一緒に過ごす場であり、放課後児童支援員等には、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。
- 育成支援に当たって、放課後児童支援員等に求められる主な内容は以下のとおり。
 - ①子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるようにする援助
 - ②子どもの出欠席と心身の状態を把握した適切な援助
 - ③子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする援助
 - ④日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする援助
 - ⑤子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする援助
 - ⑥子どもが自分の気持ちや意見を表現できるようにする援助
 - ⑦子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活カ力面から必要とされるおやつの適切な提供
 - ⑧子どもが安全に安心して過ごすことができるような環境の整備や緊急時に適切な対応ができるようにする援助
 - ⑨放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携した育成支援

「放課後児童クラブ運営指針」の概要③

- 障害のある子どもへの対応については、包容・参加(インクルージョン)の考え方に立ち、放課後児童クラブを利用する機会が確保されるように適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努めるとともに、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。
- 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図らなければならない。
- 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。
- 子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と情報を共有するとともに、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努める。

第4章 放課後児童クラブの運営

- 放課後児童クラブには、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であることから、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置くこととし、その勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要となる時間を前提として設定されることが求められる。
- 子ども集団の規模(支援の単位)は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。
- 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、それ以外の日は1日につき3時間以上、開所日については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定するが、新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。
- 運営主体は、利用を希望する保護者等に必要な情報を提供するとともに、新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。
- 運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。

第5章 学校及び地域との関係

- 子どもの生活の連続性を保障するために、学校との情報交換や情報共有、職員同士の交流等を、日常的、定期的に積極的に行い、その実施に当たっては、個人情報保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。
- 新1年生の子ども達の発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子ども達の状況について情報交換や情報共有を行う。

「放課後児童クラブ運営指針」の概要④

- 放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図るとともに、事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。
- 児童館の中で実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

- 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要であり、その面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保し、室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することが求められる。
- 衛生及び安全が確保された設備を備え、生活に必要な備品、遊具及び図書を備える。また、日常の衛生管理に努め、医療品を備える。
- 事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行うとともに、その防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、放課後児童支援員等の間で共有する。
- おやつ提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、定期的に（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして適切かつ迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止の措置や訓練などの対応を図る。

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

- 運営主体は、社会的信頼を得るとともに、法令を遵守し、子どもや保護者の人権に十分配慮しながら、一人ひとりの人格を尊重するなど、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む必要がある。
- 放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。
- 子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応し、その内容や対応について職員間で共有する。
- 放課後児童支援員等は、情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、育成支援に当たった課題等について意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。
- 運営主体は、職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障するとともに、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定するなどに取り組んでいくことが求められる。
- 運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努め、評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められるとともに、評価の結果については、職員間で共有し、事業内容の向上に生かす。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）発出～公定価格の算定に関する基準等が告示。算定金額に変更はなく、加算部分・調整部分等の用語の記載が整理される～…………… 1
- ・通知「幼保連携型認定こども園のみなし認可に伴う定款変更の取扱いについて」発出～幼保連携型認定こども園のみなし認可に伴う定款変更の認可は届出～…………… 3

◆特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）発出◆

～公定価格の算定に関する基準等が告示。算定金額に変更はなく、加算部分・調整部分等の用語の記載が整理される～

平成27年3月31日、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）」が告示*されました。

*付録1：告示中の別表は大部のため割愛、No.14-20で既報の公定価格単価表をご参照ください。

これまで国の「子ども・子育て会議」等で示されてきた公定価格（特定教育・保育等に要する費用）の算定に関する内容について、用語の定義の整理とともにあらためて明示されています。基本分単価や各種加算等に係る取扱いについて、算定金額に変更はありません。

なお、本告示の発出に向けて、去る平成27年3月10日の「自治体向け 子ども・子育て支援新制度説明会」では「実施上の留意事項（案）」*が示されており、追って通知が発出される見込みですので、参考に抜粋を添付いたします。

*付録2：全文は内閣府ホームページ 子ども・子育て支援新制度>自治体向け情報>自治体向け説明会等>子ども・子育て支援新制度説明会（平成27年3月10日）資料1-4をご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h270310/index.html>

○特定教育・保育等に要する費用の算定 用語の整理 ※告示から全保協事務局抜粋作成
【保育所（保育認定2・3号）】

基本部分 …基本分単価

基本加算部分…処遇改善等加算、所長設置加算、3歳児配置改善加算、休日保育加算、夜間保育加算、減価償却費加算、賃借料加算

加減調整部分…分園の場合、常態的に土曜日に閉所する場合

乗除調整部分…定員を恒常的に超過する場合

特定加算部分…主任保育士専任加算、療育支援加算、事務職員雇上費加算、冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算、入所児童処遇特別加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算

【認定こども園（教育標準時間認定1号）】

基本部分 …基本分単価

基本加算部分…処遇改善等加算、副園長・教頭配置加算、学級編成調整加配加算、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、チーム保育加配加算、通園送迎加算、給食実施加算、外部監査費加算、

加減調整部分…主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合、年齢別配置基準を下回る場合、配置基準上求められる職員資格を有しない場合、施設長に係る経過措置が適用される場合

乗除調整部分…定員を恒常的に超過する場合

特定加算部分…療育支援加算、事務職員雇上費加算、冷暖房費加算、施設関係者評価加算、除雪費加算、降灰除去費加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、第三者評価受審加算

【認定こども園（保育認定2・3号）】

基本部分 …基本分単価

基本加算部分…処遇改善等加算、3歳児配置改善加算、休日保育加算、夜間保育加算、減価償却費加算、賃借料加算、外部監査費加算

加減調整部分…1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、分園の場合、常態的に土曜日に閉所する場合、主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合、年齢別配置基準を下回る場合、配置基準上求められる職員資格を有しない場合、施設長に係る経過措置が適用される場合

乗除調整部分…定員を恒常的に超過する場合

特定加算部分…療育支援加算、冷暖房費加算、施設関係者評価加算、除雪費加算、降灰除去費加算、入所児童処遇特別加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算

◆通知「幼保連携型認定こども園のみなし認可に伴う定款変更の取扱いについて」発出◆

～幼保連携型認定こども園のみなし認可に伴う定款変更の認可は届出～

子ども・子育て支援新制度施行の以前に、認定こども園の認定を受けた施設は、特段の申出があったものを除き、新制度において幼保連携型認定こども園の設置認可があったものとみなされます（以下、「のみなし幼保連携型認定こども園」）。

社会福祉法人がこののみなし幼保連携型認定こども園を運営する場合には、法人が実施する事業等に変更が生じるため、定款の変更が必要となりますが、下記のとおり、届出とする取扱いが都道府県・指定都市・中核市宛に通知*されました。

幼保連携型認定こども園のみなし認可に伴う定款変更の取扱いについて（抄）

1. 社会福祉法施行規則の改正概要

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第31条第1項に規定する定款に掲げる事項のうち、改正法附則第3条第1項により新認定こども園法第17条第1項に規定する幼保連携型認定こども園の設置認可があったものとみなされたことに伴う、**以下に掲げる事項の変更**については、**所轄庁への届出で差し支えないこと**とするよう社会福祉法施行規則を改正。

- ①目的（社会福祉法第31条第1項第1号）
- ②名称（同項第2号）
- ③社会福祉事業の種類（同項第3号）
- ④公益事業を行う場合には、その種類（同項第10号）

*付録3：通知の全文は、本ニュース付録3をご参照ください。

○内閣府告示第四十九号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第三項第一号、第二十八条第二項第二号及び第三号、第二十九条第三項第一号、第三十条第二項第二号から第四号まで、附則第六条第一項、第九条第一項第一号イ、第二号イ(1)及びロ(1)、第三号イ(1)及びロ(1)並びに子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第四条、第五条、第六条、第七条、第九条、第十条、第十一条、第十二条並びに第十三条の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 幼稚園 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七条第四項に規定する幼稚園をいう。

二 保育所 法第七条第四項に規定する保育所をいう。

三 認定こども園 法第七条第四項に規定する認定こども園をいう。

四 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業をいう。

五 小規模保育事業 児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業であつて、次のイからハマで掲げるものをいう。

イ A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第二十八条に規定する小規模保育事業A型をいう。

）

ロ B型（家庭的保育事業等設備運営基準第三十一条に規定する小規模保育事業B型をいう。）

ハ C型（家庭的保育事業等設備運営基準第三十二条に規定する小規模保育事業C型をいう。）

六 事業所内保育事業 児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業であつて、次のイか

一頁

二頁

らへまでに掲げるものをいう。

イ 小規模型事業所内保育事業A型（小規模型事業所内保育事業（家庭的保育事業等設備運営基準第四十七条に規定する小規模型事業所内保育事業をいう。ロにおいて同じ。）のうち、保育従事者が全て保育士であるものをいう。）

ロ 小規模型事業所内保育事業B型（小規模型事業所内保育事業のうち、小規模型事業所内保育事業A型を除いたものをいう。）

ハ 保育所型事業所内保育事業（家庭的保育事業等設備運営基準第四十三条に規定する保育所型事業所内保育事業をいう。）

七 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。

八 支給認定子ども 法第二十条第四項に規定する支給認定子どもをいう。

九 地域区分 別表第一の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ支給認定子どもの利用に係る施設等（第一号から第七号までに掲げる施設又は事業に係る事業所をいう。以下同じ。）が所在する同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の下欄に掲げる地域をいう。

三頁

四頁

十 認定区分 次のイからハまでに該当する区分をいう。

イ 一号 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定（法第二十条の規定による認定をいう。ロ及びハにおいて同じ。）

ロ 二号 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定

ハ 三号 法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定

十一 年齢区分 次のイからニまでに掲げる者に該当する区分をいう。

イ 四歳以上児 満四歳から小学校就学の始期に達するまでの者

ロ 三歳児

ハ 一、二歳児

ニ 乳児 満一歳に満たない者

十二 公定価格 当該支給認定子どもについて、第二条から第十四条までの規定により基本部分（第十五号に規定する基本部分をいう。）、基本加算部分（第十六号に規定する基本加算部分をいう。次号において同じ。）、加減調整部分（第三十号に規定する加減調整部分をいう。）、乗除調整部分（第三十一

号に規定する乗除調整部分をいう。)及び特定加算部分(第三十二号に規定する特定加算部分をいう。)
)を基に算出する額とする。

十三 月額調整 当該支給認定子どもに適用される年齢区分が年度の途中において変わった場合に、当該
 年度内に限り適用する基本分単価(次号に規定する基本分単価をいう。)又は基本加算部分の単価の区
 分をいう。

十四 基本分単価 事務費及び事業費を基に別表第二及び別表第三の各区分に応じて定める単価をいう。

十五 基本部分 当該施設等において、別表第二及び別表第三の各区分に応じた基本分単価(月額調整が
 適用される場合は月額調整に定める額)をいう。

十六 基本加算部分 当該施設等において、別表第二及び別表第三の各区分に応じて第二十一号から第二
 十八号まで、第四十五号から第四十七号まで、第五十号、第五十一号、第五十六号及び第五十九号から
 第六十五号までに掲げる加算(各加算について月額調整が適用される場合は月額調整に定める額)を合
 計したものをいう。

十七 基礎分 次の表の上欄に掲げる当該施設等における職員一人当たりの平均勤続年数の区分に応じ、

五頁

六頁

それぞれ同表の下欄に掲げる割合をいう。

当該施設等における職員一人当たりの平均勤続年数	割合
一年未満	二%
一年以上二年未満	三%
二年以上三年未満	四%
三年以上四年未満	五%
四年以上五年未満	六%
五年以上六年未満	七%
六年以上七年未満	八%
七年以上八年未満	九%
八年以上九年未満	十%
九年以上十年未満	十一%
十年以上	十二%

十八 賃金改善要件分 当該施設等において賃金改善の実施計画の策定等を行った場合に、上欄に掲げる当該施設等における職員一人当たりの平均勤続年数の区分に応じ、基礎分に加算されるものとして下欄に掲げる割合をいう。

当該施設等における職員一人当たりの平均勤続年数	割合
十一年未満	三%
十一年以上	四%

十九 キャリアパス要件分 当該施設等において職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件の策定等を行わなかった場合に賃金改善要件分から減じる一パーセントの割合をいう。

二十 加算率 当該施設等における職員一人当たりの平均勤続年数の区分に応じ、当該施設等に該当する基礎分、賃金改善要件分及びキャリアパス要件分を合わせたものをいう。

二十一 処遇改善等加算 当該施設等における職員の平均勤続年数並びに賃金改善及びキャリアアップの取組を踏まえた加算率を基に各区分に応じ算出し、加算されるものをいう。

二十二 副園長・教頭配置加算 当該施設等において、副園長又は教頭を配置する場合に加算されるもの

七頁

八頁

をいう。

二十三 三歳児配置改善加算 当該施設等において、三歳児十五人につき、教員、保育士等を一人配置する場合に加算されるものをいう。

二十四 満三歳児対応加配加算 当該施設等において、満三歳児（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どものうち、年度の初日の前日における満年齢が二歳である者）六人につき、担当する教員、保育士等を一人配置する場合に加算されるものをいう。

二十五 チーム保育加配加算 当該施設等において、チーム保育を担当する教員、保育士等を配置する場合に、年齢別配置基準（第二十九号に規定する年齢別配置基準をいう。）等を超えて配置する加配人数（次の表の上欄に掲げる当該施設等の利用定員（法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる上限人数の範囲内で配置する教員、保育士等の数をいう。）に応じて加算されるものをいう。

当該施設等の利用定員	上限人数
四十五人以下	一人

四十六人以上百五十人以下	二人
百五十一人以上二百四十人以下	三人
二百四十一人以上二百七十人以下	三・五人
二百七十一人以上三百人以下	四人
三百一人以上四百五十人以下	五人
四百五十一人以上	六人

二十六 通園送迎加算 当該施設等において、通園送迎を行う場合に加算されるものをいう。

二十七 給食実施加算 当該施設等において、法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもについて給食を実施する場合に、週当たりの給食の実施日数に応じて加算されるものをいう。

二十八 外部監査費加算 当該施設等において、会計監査人による外部監査を実施した場合に加算されるものをいう。

二十九 年齢別配置基準 当該施設等の区分に応じて適用される法第二十四条第一項に規定する教育・保

九頁

一〇頁

育施設の認可基準、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準等における支給認定子どもの年齢及び数に応じた教員、保育士等の配置基準をいう。

三十 加減調整部分 当該施設等において、年齢別配置基準を下回っている等の事情がある場合に、別表第二及び別表第三の各区分に応じて基本部分及び基本加算部分を加減調整するものをいう。

三十一 乗除調整部分 当該施設等において、当該施設等を利用する支給認定子どもの数が当該施設等の定員を恒常的に超過している場合に、別表第二及び別表第三の各区分に応じて基本分単価及び基本加算部分を乗除調整するものをいう。

三十二 特定加算部分 当該施設等において、別表第二及び別表第三の各区分に応じて次号から第四十三号まで及び第五十三号から第五十五号までに掲げる加算（各加算について月額調整が適用される場合は月額調整に定める額）を合計したものをいう。

三十三 主幹教諭等専任加算 当該施設等において、事業の取組状況に応じて主幹教諭等を指導計画の立案の業務に専任することができるよう、代替教員を配置する場合に加算されるものをいう。

三十四 子育て支援活動費加算 当該施設等において、事業の取組状況に応じて専任化した主幹教諭等が

D 地域	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県
------	-----------------

五十一 賃借料加算 次の表に掲げる地域（次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる地域をいう。）において、当該施設等が賃貸物件である場合に加算されるものをいう。

区分	地 域
a 地域	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
b 地域	静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
c 地域	宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、長野県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、沖縄県
d 地域	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

五十二 分園 児童福祉法第三十五条第四項の規定により保育所の設置認可を受けている者が、当該保育所と同等の機能を有するものとして設置するものをいう。

一五頁

一六頁

五十三 主任保育士専任加算 当該施設等において、事業の取組状況に応じて主任保育士を保育計画の立案並びに保護者からの育児相談及び地域の子育て支援活動に専任することができるよう、代替保育士を配置する場合に加算されるものをいう。

五十四 事務職員雇上費加算 一時預かり事業等のうちいずれかの事業を行う当該施設等において、事務職員を配置する場合に、加算されるものをいう。

五十五 入所児童処遇特別加算 当該施設等において、高齢者等の雇用の促進を図るため、これらの者を活用して支給認定子どもの処遇の向上を図り、かつ、一時預かり事業等の複数事業を行う場合に加算されるものをいう。

五十六 学級編制調整加配加算 当該施設等において、その利用定員（法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）三十六人以上三百人以下の場合であつて、全ての学級に専任の学級担任を配置するため、保育教諭等を一人加配する場合に加算されるものをいう。

五十七 認可施設 幼稚園、保育所又は幼保連携型認定こども園の認可を受けている施設をいう。

五十八 機能部分 認定こども園において、認可施設以外の部分をいう。

五十九 資格保有者加算 当該施設等における家庭的保育者（児童福祉法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。）が保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有する場合に加算されるものをいう。

六十 家庭的保育補助者加算 当該施設等において、当該施設等を利用する支給認定子どもの数に応じて家庭的保育補助者（家庭的保育事業等設備運営基準第二十三条第三項に規定する家庭的保育補助者をいう。）を配置する場合に加算されるものをいう。

六十一 家庭的保育支援加算 当該施設等が家庭的保育支援者（家庭的保育事業の支援に係る市町村長（特別区の区長を含む。）の認定を受け、家庭的保育者若しくは家庭的保育補助者に対し指導及び支援を行う者をいう。）又は連携施設（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号。以下「特定教育・保育施設等運営基準」という。）第四十二条第一項に規定する連携施設をいう。）から代替保育等の特別な支援を受けて保育を実施する場合に加算されるものをいう。

六十二 障害児保育加算 当該施設等において、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児を受け入れ、

一七頁

一八頁

かつ、障害児数に応じた職員を加配する場合に加算されるものをいう。

六十三 管理者設置加算 当該施設等において、運営管理の業務に常時従事し、かつ給与の支給を受けている管理者を配置する場合に加算されるものをいう。

六十四 保育士比率向上加算 B型又は小規模型事業所内保育事業B型において、配置基準上求められる保育者数（家庭的保育事業等設備運営基準第三十一条第二項に規定する保育従事者の数をいう。）の四分の三以上の保育士を常に配置する場合に加算されるものをいう。

六十五 連携施設加算 居宅訪問型保育事業者が居宅訪問型保育連携施設（特定教育・保育施設等運営基準第四十二条第二項に規定する居宅訪問型保育連携施設をいう。）を設定し、必要な支援を受けて保育を実施する場合に加算されるものをいう。

（特定教育・保育に要する費用の額の算定に関する基準）

第二条 法第二十七条第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二に規定するものとする。

（特別利用保育に要する費用の額の算定に関する基準）

第三条 法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二における保育所の表中二号の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第二に定めた額から四千五百円を減じた額、ただし、当該施設等を利用する支給認定子どものうち、当該年度中に満三歳となる支給認定子どもにおける基本分単価については、別表第二に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

（特別利用教育に要する費用の額の算定に関する基準）

第四条 法第二十八条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二における幼稚園の表中一号に規定するものとする。

（特定地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準）

第五条 法第二十九条第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第三に規定するものとする。

（特別利用地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準）

第六条 法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、次の各号に掲げるもの

一九頁

二〇頁

とする。

一 家庭的保育事業 別表第三における家庭的保育事業の表中三号の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

二 小規模保育事業 次のイからハまでに掲げるものとする。

イ A型 別表第三における小規模保育事業A型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児（当該年度中に満三歳となる支給認定子どもを除き、当該年度中に満四歳となる支給認定子どもを含む。以下この条及び次条において同じ。）は百分の六十、四歳以上児（当該年度中に満四歳となる支給認定子どもを除く。以下この条及び次条において同じ。）は百分の五十五を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる支給認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する支給認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模保育事業A型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ロ B型 別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十、四歳以上児は百分の五十五を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる支給認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する支給認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ハ C型 別表第三における小規模保育事業C型の表中三号の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

三 事業所内保育事業 次のイからハまでに掲げるものとする。

イ 小規模型事業所内保育事業A型 別表第三における小規模型事業所内保育事業A型の表中三号の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十、四歳以上児は百分の五十五を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる支給認定子どもは、別表第三

一一頁

一一頁

の額から七千五百円を減じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する支給認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模型事業所内保育事業A型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ロ 小規模型事業所内保育事業B型 別表第三における小規模型事業所内保育事業B型の表中三号の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十、四歳以上児は百分の五十五を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる支給認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する支給認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模型事業所内保育事業B型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ハ 保育所型事業所内保育事業 別表第三における保育所型事業所内保育事業の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の四十五、四歳以上児

は百分の四十を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる支給認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額)とする。

四 居宅訪問型保育事業 別表第三における居宅訪問型保育事業の表中三号の保育短時間認定区分に規定するものとする。

(特定利用地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準)

第七条 法第三十条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、次の各号に掲げるものとする。

一 家庭的保育事業 別表第三における家庭的保育事業の表中三号の区分に規定するもの(当該年度中に、満三歳となる支給認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から三千円を減じた額)とする。

二 小規模保育事業 次のイからハまでに掲げるものとする。

イ A型 別表第三における小規模保育事業A型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの(基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた

二三頁

二四頁

額)とする。ただし、当該施設等を利用する支給認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模保育事業A型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの(当該年度中に満三歳となる支給認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から三千円を減じた額)とする。

ロ B型 別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの(基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額)とする。ただし、当該施設等を利用する支給認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの(当該年度中に満三歳となる支給認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から三千円を減じた額)とする。

ハ C型 別表第三における小規模保育事業C型の表中三号の区分に規定するもの(当該年度中に満三

歳となる支給認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から三千円を減じた額とする。

三 事業所内保育事業 次のイからハまでに掲げるものとする。

イ 小規模型事業所内保育事業A型 別表第三における小規模型事業所内保育事業A型の表中三号の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する支給認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模型事業所内保育事業A型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる支給認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から三千円を減じた額）とする。

ロ 小規模型事業所内保育事業B型 別表第三における小規模型事業所内保育事業B型の表中三号の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する支給認定子どものうち、三歳児

二五頁

二六頁

及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模型事業所内保育事業B型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる支給認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から三千円を減じた額）とする。

ハ 保育所型事業所内保育事業 別表第三における保育所型事業所内保育事業の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の五十五、四歳以上児は百分の四十五を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。

四 居宅訪問型保育事業 別表第三における居宅訪問型保育事業の表中三号の区分に規定するものとする。

（特例保育に要する費用の額の算定に関する基準）

第八条 法第三十条第二項第四号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、当該特例保育を行う施設等の所在する地域の実情等に応じて内閣総理大臣が定めるものとする。

（特定教育・保育に要する費用の額の算定に関する経過措置）

第九条 法附則第六条第一項に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の保育所の表に規

定するものとする。

(施設型給付費に関する経過措置)

第十条 法附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百二十五を乗じた額とする。

(特例施設型給付費に関する経過措置)

第十一条 法附則第九条第一項第二号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百二十五を乗じた額とする。

2 法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第三条の規定による額に千分の七百二十五を乗じて得た額とする。

(特例地域型保育給付費に関する経過措置)

第十二条 法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第六条各号の規定による額に千分の七百二十五を乗じて得た額とする。

2 法附則第九条第一項第三号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第八条の規定による

二七頁

二八頁

額に千分の七百二十五を乗じて得た額とする。

(月の途中における入退所に関する公定価格)

第十三条 子ども・子育て支援法施行令第二十四条第二項に規定する事由のあつた支給認定子どもに係る支給認定保護者についての公定価格は、第一条から前条までの規定による額に、当該月における利用日数を二十(法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。))については、二十五)で除して得た数を乗じて得た額とする。

(端数計算)

第十四条 第一条第十三号、第十五号、第二十一号(第二十二号、第二十六号、第二十七号及び第三十号(認定こども園において、主幹教諭等の専任を実施していない場合、配置基準上求められる職員資格を有しない場合及び施設長に係る経過措置が適用される場合に加減調整されるものに限る。))に係るものを除く。)、第二十二号から第二十八号まで、第三十号、第三十一号、第三十三号から第四十三号まで、第四十五号から第四十七号まで、第五十号、第五十一号、第五十三号から第五十六号まで及び第五十九号から第六

十五号までの各号により算出される額については、当該額が十円以上の場合においては、十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、当該額が十円未満の場合においては、一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。この場合において、各号において算出される額の端数計算は、それぞれの額ごとに行うものとする。

(公定価格の特例)

第十五条 内閣総理大臣は、緊急その他やむを得ない事由がある場合は、第一条から前条までの規定にかかわらず、子ども・子育て会議（法第七十二条に規定する子ども・子育て会議をいう。）の意見を聴いた上で、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等を別に定めることができる。

(地方公共団体が設置する幼稚園、保育所及び認定こども園に係る費用の額の算定に関する基準)

第十六条 地方公共団体が設置する幼稚園、保育所及び認定こども園に係る法第二十七条第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準、地方公共団体が設置する保育所に係る法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準及び地方公共団体が設置する幼稚園に係る法第二十八条第二項第三号に

二九頁

三〇頁

規定する内閣総理大臣が定める基準については、第二条から第四条までの規定にかかわらず、当該規定による公定価格の額、地域の実情等を踏まえて当該地方公共団体が定める額とする。

(支給認定保護者の負担上限額の算定に関する基準)

第十七条 子ども・子育て支援法施行令第四条、第五条、第六条、第七条、第九条、第十条、第十一条、第十二条並びに第十三条に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額については、公定価格の額から処遇改善等加算、外部監査費加算、療育支援加算、施設関係者評価加算、除雪費加算、降灰除去費加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算、休日保育加算（居宅訪問型保育事業を除く。）、減価償却費加算、賃借料加算及び障害児保育加算を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

第一条 法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

(保育所の基礎分に係る経過措置)

第二条 保育所の処遇改善等加算に係る基礎分については、第一条第十七号の規定にかかわらず、当分の間

、次の表の上欄に掲げる当該施設等における平成二十六年年度の職員一人当たりの平均勤続年数の区分に応じた同表中欄に掲げる当該年度の職員一人当たりの平均勤続年数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を用いることができる。

当該施設における平成二十六年年度の職員一人当たりの平均勤続年数	当該年度の職員一人当たりの平均勤続年数	割合
一年未満	一年未満	四%
	一年以上二年未満	四%
一年以上二年未満	一年未満	三%
	一年以上二年未満	四%
四年以上五年未満	一年未満	四%
	一年以上二年未満	四%
	四年以上五年未満	八%
	五年以上六年未満	八%

三二頁

三三頁

五年以上六年未満	一年未満	三%
	一年以上二年未満	四%
	四年以上五年未満	七%
	五年以上六年未満	八%
七年以上八年未満	一年未満	三%
	一年以上二年未満	四%
	四年以上五年未満	七%
	五年以上六年未満	八%
	七年以上八年未満	十%

(保育所の賃金改善要件分に係る経過措置)

第三条 保育所の処遇改善等加算に係る賃金改善要件分については、第一条第十八号の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる当該施設等における平成二十六年年度の職員一人当たりの平均勤続年数の区分に応じた同表中欄に掲げる当該年度の職員一人当たりの平均勤続年数の区分に応じて、それぞれ同表

の下欄に掲げる割合を用いることができる。

当該施設における平成二十六年年度の職員一人当たりの平均勤続年数	当該年度の職員一人当たりの平均勤続年数	割合
一年未満	一年未満	一%
	一年以上二年未満	二%
一年以上二年未満	二年未満	二%
四年以上五年未満	一年未満	一%
	一年以上二年未満	二%
	四年以上五年未満	一%
	五年以上六年未満	二%
五年以上六年未満	二年未満	二%
	四年以上六年未満	
七年以上八年未満	二年未満	二%

三三頁

三四頁

四年以上六年未満	
七年以上八年未満	

資料 1 - 4

事 務 連 絡

平成27年3月10日

各 都道府県子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う
実施上の留意事項(案)の送付について

平素より子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)の施行準備に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

新制度における施設型給付費等の公定価格については、本年2月5日の子ども・子育て会議においてお示しし、了承が得られたところであり、現在、年度末の告示の公布に向けた作業を進めているところです。

当該告示の公布と併せて、その留意事項について通知を発出する予定としておりますが、各自治体における事前準備のため、現時点における通知案を別添のとおり送付いたしますので、域内市町村への周知をお願いするとともに、公定価格の加算の認定等に向けた準備を進めて頂くようお願いいたします。

なお、4月においては、これら加算の認定が行われていない状況も想定されますが、その際は、各施設・事業者からの申請をもって暫定的に施設型給付費等の支給を行い、加算の認定が行われた後に確定し、遡及して適用するなど、柔軟な対応をお願いいたします。

また、この加算の認定に当たっては、処遇改善等加算を除き、市町村が認定を行うことになるため、これまで保育所運営費における加算等の認定事務を担ってきた各都道府県においては、必要に応じて私学助成担当部局の協力を得ながら、市町村からの求めに応じて助言等を行うなど、特段の配慮をお願いいたします。

(連絡先)

〈総括的な内容に関すること〉

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

TEL: 03-5253-2111 (代表) 内線 38350

FAX: 03-3581-2521 宮内

〈具体的な内容に関すること〉

〈教育標準時間認定に係る公定価格〉

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL: 03-5253-4111 (代表) 内線 2712・2714

FAX: 03-6734-3736 渡邊・今井・桑代

〈保育認定に係る公定価格〉

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL: 03-5253-1111 (代表) 内線 7962

FAX: 03-3595-2674 加藤・安本・高田

I 地域区分等

1. 地域区分（①）

利用する施設が所在する市町村ごとに定められた告示〇条による区分を適用する。

2. 定員区分（②）

利用する施設の利用定員の総和に応じた区分を適用する。

なお、分園を設置する施設に係る基本分単価（⑥）、処遇改善等加算（⑦）及び所長設置加算（⑧）については、中心園と分園それぞれの利用定員の総和に応じた区分を適用する。

3. 認定区分（③）

利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。

4. 年齢区分（④）

利用子どもの満年齢に応じた区分を適用する。

なお、年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価（⑥）、処遇改善等加算（⑦）、3歳児配置改善加算（⑨）及び夜間保育加算（⑩）の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用するものとする。

5. 保育必要量区分（⑤）

利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用する。

II 基本部分

1. 基本分単価（⑥）

（1）額の算定

地域区分（①）、定員区分（②）、認定区分（③）、年齢区分（④）、保育必要量区分（⑤）（以下「地域区分等」）に応じて定められた額とする。

（2）基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。

（ア）保育士

基本分単価における必要保育士数は以下の i と ii を合計した数であること。

また、これとは別に非常勤の保育士が配置されていること。

i 年齢別配置基準

4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人

（注1）ここでいう「4歳以上児」、「3歳児」、「1、2歳児」及び「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。

（注2）確認に当たっては以下の算式によること。

<算式>

{4歳以上児数×1/30（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {3歳児数×1/20（同）} + {1、2歳児数×1/6（同）} + {乳児数×1/3（同）} = 配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）

ii その他

a 利用定員90人以下の施設については1人

- b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人^(注1)
- c 上記 i 及び ii の a、b の保育士1人当たり、研修代替保育士として年間2日分の費用を算定^(注2)

(注1) 施設全体の利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育士としても差し支えないこと。

(注2) 当該費用については、保育士が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

(イ) その他

i 調理員等

利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人(うち1人は非常勤)

ii 非常勤事務職員^(注)

(注) 施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。

iii 嘱託医・嘱託歯科医

Ⅲ 基本加算部分

1. 処遇改善等加算(⑦)

(1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

(2) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率×100を乗じて得た額とする。

2. 所長設置加算(⑧)

(1) 加算の要件

所長を配置する施設に加算する。なお、所長を配置しているか否かの認定は、おおむね次の基準によること。

(ア) その所長が児童福祉事業等に2年以上従事した者^(注1)又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者^(注2)で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある場合に限る。

(注1) 児童福祉事業等に従事した者の例示

児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等

(注2) 同等以上の能力を有すると認められる者の例示 公的機関等の実施する所長研修等を受講した者等

(イ) したがって施設において、2以上の施設若しくは他の事業と兼務し、所長として職務を行っていない者は欠員とみなして加算は適用しないこと。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、所長となる者の氏名、年齢、児童福祉事業に従事した期間、給与等を記載した履歴書等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。

(注) 平成27年3月31日以前に、保育所運営費における所長設置の保育単価の適用を受けており、所長の配置状況に変更がない保育所については、加算の認定を簡略化することができる。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくな

った日の属する月の翌月（月初日に（１）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

（３）加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に１の（２）で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額とする。

3 3歳児配置改善加算（⑨）

（１）加算の要件

Ⅱの１．（２）、（ア）、iの年齢別配置基準のうち、3歳児に係る保育士配置基準を3歳児15人につき1人により実施する施設に加算する。

（２）加算の認定

（ア）加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、利用子ども数（見込み）及び保育士の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して確認すること。

（イ）市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（１）の要件に適合しなくなった場合には、（１）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（１）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

（３）加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に１の（２）で認定した加算数×100 を乗じて得た額を加えた額とする。

4 休日保育加算（⑩）

（１）加算の要件

日曜日、国民の祝日及び休日（以下、「休日等」という。）において、以下の要件を満たして、保育を実施する施設に加算する。

（ア）休日等を含めて年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること。

（イ）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下、「児童福祉施設設備運営基準」という。）第33条の第2項の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。ただし、保育士の数は全体で2名を下回らないこと。

（ウ）対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。

（エ）対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。

（２）加算の認定

（ア）加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、休日等における保育士の配置状況が記載された職員体制図、（３）の加算額の算定に必要な利用子ども数の見込み及び数の根拠となる実績等）を徴して確認すること。

（イ）市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（１）の要件に適合しなくなった場合には、（１）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（１）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

（３）加算額の算定

加算額は、地域区分等及び以下により認定した休日等に保育を利用する年間の延べ利用子ども

も数（以下、「休日延べ利用子ども数」という。）に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の（2）で認定した加算数×100 を乗じた額を加えて算出した額を、当該施設における各月初日の利用子ども数（休日等に保育を利用しない子どもを含む。）で除して得た額とする。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

（ア）市町村は、毎年度、休日保育加算の対象となる施設（以下、「休日保育対象施設」という。）から、休日延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。

（イ）休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象施設を利用する休日保育対象施設以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。

（ウ）認定された休日延べ利用子ども数は、（2）の（イ）により、加算の適用が無くなった場合を除き、年間を通じて適用されること。そのため、認定に当たっては、前年度における実績等を踏まえて適正に審査されたいこと。

（4）実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに様式1を参考とした実績報告書を市町村長に提出すること。

5 夜間保育加算（①）

（1）加算の要件

夜間保育を実施する施設（「夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）」により設置認可された施設。）に加算する。

（2）加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の（2）で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額とする。

6 減価償却費加算（②）

（1）加算の要件

以下の要件全てに該当する施設に加算する。

（ア）保育所の用に供する建物が自己所有であること（注1）

（イ）建物を整備又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること

（ウ）建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等（以下「施設整備費等」という。）の国庫補助金の交付を受けていないこと（注2）

（エ）賃借料加算（③）の対象となっていないこと

（注1）施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること

（注2）施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には（ウ）に該当することとして差し支えない。

①老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合

②当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと

③1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること

（2）加算の認定

（ア）加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、建物を整備又は取得する際の契約書類等）を徴して確認すること。

（イ）市町村長は、加算の認定がされている施設について、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。

区 分		都 道 府 県								
A 地域	標 準	青森県 岩手県 福島県 東京都 富山県 山梨県 長野県 沖縄県								
	都市部									
B 地域	標 準	北海道	宮城県	秋田県	山形県	茨城県	神奈川県	新潟県	石川県	岐阜県
	都市部	静岡県	三重県	京都府	大阪府	奈良県	鳥取県	広島県	熊本県	鹿児島県
C 地域	標 準	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	福井県	愛知県	滋賀県	兵庫県	
	都市部	和歌山県	島根県	岡山県	山口県	香川県	高知県	佐賀県	長崎県	宮崎県
D 地域	標 準	徳島県 愛媛県 福岡県 大分県								
	都市部									

*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

7 賃借料加算 (13)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する施設に加算する。

- (ア) 保育所の用に供する建物が賃貸物件であること (注)
 - (イ) (ア) の賃貸物件に対する賃借料が発生していること
 - (ウ) 「賃貸物件による保育所整備事業」等の国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと
 - (エ) 減価償却費加算 (12) の対象となっていないこと
- (注) 施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、賃貸契約書等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。

区 分		都 道 府 県								
A 地域	標 準	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県								
	都市部									
B 地域	標 準	静岡県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県								
	都市部									
C 地域	標 準	宮城県	茨城県	栃木県	群馬県	新潟県	石川県	長野県	愛知県	三重県
	都市部	和歌山県	鳥取県	岡山県	広島県	香川県	福岡県	沖縄県		
D 地域	標 準	北海道	青森県	岩手県	秋田県	山形県	福島県	富山県	福井県	山梨県
	都市部	岐阜県	島根県	山口県	徳島県	愛媛県	高知県	佐賀県	長崎県	熊本県
		大分県 宮崎県 鹿児島県								

*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

IV 加減調整部分

1. 分園の場合 (14)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

保育所の分園（「保育所分園の設置運営について（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）」により設置された保育所分園。）に適用する。

(2) 調整額の算定

調整額は、分園に適用される基本分単価(6)、処遇改善等加算(7)及び所長設置加算(8)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

2. 常態的に土曜日に閉所する場合 (15)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの場合に、月を通じて土曜日に閉所する施設に適用する。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、調整の適用年月、土曜日に閉所することとなる理由等）を徴して確認すること。

なお、保育所については、原則として、土曜日を含む週6日間の開所が求められる施設であることから、土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所する等の場合は、当該調整の適用と併せて、市町村において指導を行うこと。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、適用される基本分単価(6)、処遇改善等加算(7)、3歳児配置改善加算(9)及び夜間保育加算(11)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

V 乗除調整部分

1. 定員を恒常的に超過する場合 (16)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

連続する過去の2年度間^(注1)常に利用定員を超過しており^(注2)、かつ、各年度の年間平均在所率^(注3)が120%以上の状態にある施設に適用する。

なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

また、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。

(注1) 連続する過去の2年度間の起算点

平成27年度を起算点とする。

(注2) 利用定員を超過して受け入れる場合の留意事項

利用定員を超過して受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超過して利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、児童福祉施設設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。

(注3) 年間平均在所率

当該年度内における各月の初日の在籍子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村長が施設の利用状況を確認の

うえ行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける施設について、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする。

(3) 適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法

本調整措置が適用される施設における基本分単価（⑥）から常態的に土曜日に閉所する場合（⑮）の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

VI 特定加算部分

1. 主任保育士専任加算（⑰）

(1) 加算の要件

主任保育士を保育計画の立案等の主任業務に専任させるための代替保育士を配置し、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。

なお、当該加算が適用される施設においては、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。

i 延長保育事業（延長保育事業実施要綱（仮称）に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）

ii 一時預かり事業（一時預かり事業実施要綱（仮称）に定める要件に適合するもの（対象子どもは、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は4月又は5月）における平均対象子どもが1人以上いること。）。）

ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。

iii 病児保育事業（病児保育事業実施要綱（仮称）に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）

iv 乳児が3人以上利用している施設（月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）

v 障害児（軽度障害児を含む。）が1人以上利用している施設（月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、事業等の実施状況等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の（2）で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

2. 療育支援加算（⑱）

(1) 加算の要件

主任保育士専任加算(⑦)の対象施設かつ障害児^(注1)を受け入れている^(注2)施設において、主任保育士を補助する者^(注3)を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算する。

なお、当該加算が適用される施設においては、障害児施策との連携を図りつつ、障害児保育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組むこと^(注4)。

(注1) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。

(注2) 「障害児を受け入れている」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとする。

(注3) 非常勤職員であって、資格の有無は問わない。

(注4) 取組の例示

- ・ 施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。
- ・ 地域住民からの育児相談等へ対応し、専門的な支援へと結びつける。
- ・ 補助者の活用により障害児施策との連携を図る。
- ・ 保育所等訪問支援事業における個別支援計画の策定に当たっての連携役
- ・ 障害児施策との連携により、施設における障害児保育の専門性を強化し、障害児に対する支援を充実

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、対象子ども等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、特別児童扶養手当支給対象児童受入施設又はそれ以外の障害児受入施設の別に定められた基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

3. 事務職員雇上費加算(⑨)

(1) 加算の要件

事務職員を配置(施設長等の職員が事務職員としての業務を兼務する場合又は業務委託する場合を含む。)し、以下の事業等のいずれかを実施する施設に加算する。

(注) 施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。

- i 延長保育事業(延長保育事業実施要綱(仮称)に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)
- ii 一時預かり事業(一時預かり事業実施要綱(仮称)に定める要件に適合するもの(対象子どもは、事業開始月(年度当初から事業を開始する場合は4月又は5月)における平均対象子どもが1人以上いること。))

ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。

- iii 病児保育事業(病児保育事業実施要綱(仮称)に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)
- iv 乳児が3人以上利用している施設(月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)

- v 障害児（軽度障害児を含む。）が1人以上利用している施設（月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）

(2) 加算の認定

- (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、事業等の実施状況等）を徴して確認すること。
- (イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

4. 冷暖房費加算 (20)

(1) 加算の要件

全ての施設に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。

一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第一号及び第二号に規定する一級地をいう。
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条第一号及び第二号に規定する二級地をいう。
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条第一号及び第二号に規定する三級地をいう。
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条第一号及び第二号に規定する四級地をいう。
その他地域	上記以外の地域をいう。

5. 除雪費加算 (21)

(1) 加算の要件

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に規定する地域に所在する施設に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

6. 降灰除去費加算 (22)

(1) 加算の要件

活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第12条に規定する降灰防除地域に所在する施設に加算する

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算す

る。

7. 入所児童処遇特別加算 (23)

(1) 加算の要件

高齢化社会の到来等に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細やかな利用子ども等の処遇の向上を図るため、以下の要件を満たす施設に加算する。

(ア) 高齢者等^(注1)を職員配置基準以外に非常勤職員^(注2)として雇用^(注3)し、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務^(注4)を行わせ、かつ、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上見込まれること。

また、「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設（受ける予定の施設を含む。）でその補助の対象となる職員は対象としないこと。

なお、雇用形態は通年が望ましいが短期間でも雇用予定がはっきりして、利用子ども等の処遇の向上が期待される場合には、この加算対象として差し支えないこと。

(注1) 高齢者等の範囲

- i 当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者
- ii 身体障害者（身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持している者）
- iii 知的障害者（知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している者）
- iv 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦（母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦）

(注2) 非常勤職員の範囲

1日6時間未満又は月20日未満勤務の者を対象とする。

(注3) 雇用の範囲

雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。

(注4) 高齢者等が行う業務の内容の例示

- i 利用子ども等との話し相手、相談相手
- ii 身の回りの世話（爪切り、洗面等）
- iii 通院、買い物、散歩の付き添い
- iv クラブ活動の指導
- v 給食のあとかたづけ
- vi 喫食の介助
- vii 洗濯、清掃等の業務
- viii その他高齢者等に適した業務

(イ) 以下の事業等のうち、いずれかを実施していること

- i 延長保育事業（延長保育事業実施要綱（仮称）に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- ii 一時預かり事業（一時預かり事業実施要綱（仮称）に定める要件に適合するもの（対象子どもは、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は4月又は5月）における平均対象子どもが1人以上いること。）。）
ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。
- iii 病児保育事業（病児保育事業実施要綱（仮称）に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- iv 乳児が3人以上利用している施設（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。）
- v 障害児（軽度障害児を含む。）が1人以上利用している施設（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。）

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、

その施設の設置者から様式2を参考とした申請書を毎年12月末までに提出させ、当該施設の申請内容について必要な審査を行い、必要と認めた場合は当該施設に速やかに通知すること。

なお、(3)の加算額の算定に必要な「年間総雇用時間数」の認定に当たっては、毎年度4月から11月までの実績及び12月から3月までの雇用計画を元に認定すること。

(3) 加算額の算定

加算額は、(2)で認定された「年間総雇用時間数」の区分に応じて定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに様式2を参考とした実績報告書を市町村長に提出すること。

なお、次年度以降の加算の認定に当たっては、当該実績報告書を参考に決定すること。

また、市町村長は、本加算を行った施設について、検査時等に検証を行うこと。

8. 施設機能強化推進費加算 (24)

(1) 加算の要件

施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組(注1・注2・注3)を行う施設で、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。

i 延長保育事業(延長保育事業実施要綱(仮称)に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)

ii 一時預かり事業(一時預かり事業実施要綱(仮称)に定める要件に適合するもの(対象子どもは、事業開始月(年度当初から事業を開始する場合は4月又は5月)における平均対象子どもが1人以上いること。))

ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。

iii 病児保育事業(病児保育事業実施要綱(仮称)に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)

iv 乳児が3人以上利用している施設(4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。)

v 障害児(軽度障害児を含む。)が1人以上利用している施設(4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。)

(注1) 取組の実施方法の例示

i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。

ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。

(注2) 取組に必要な経費の額

取組に必要な経費の総額が、概ね15万円以上見込まれること。

(注3) 支出対象経費

需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)・役務費(通信運搬費)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費(防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。)

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者から様式3を参考とした申請書を毎年12月末までに提出させ、必要性及び経費等について必要な審査を行うこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに様式3を参考とした実績報告書を市町村長に提出すること。

なお、市町村長は、本加算を行った施設について、検査時等に検証を行うこと。

9. 小学校接続加算 (25)

(1) 加算の要件

次の要件をすべて満たして小学校との連携・接続に係る取組を行う施設に加算する。

- i 小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にすること。
- ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。
- iii 小学校との接続を見通した教育課程を編制していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編制に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、小学校との連携・接続に係る取組等の実施状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。

(イ) 当年度の3月時点で上記の要件を満たす取組が確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

10. 栄養管理加算 (26)

(1) 加算の要件

食事の提供にあたり、栄養士を活用^(注1)して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的^(注2)な指導を受ける施設に加算する。

(注1) 栄養士の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。

(注2) 年間を通じて活用している場合に対象とする。（年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以降、年間を通じて活用（期間が6ヶ月以上となること。）している場合に対象とする。）

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、嘱託契約又は配置が確認できる書類等）を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

1.1. 第三者評価受審加算 (27)

(1) 加算の要件

「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する施設に加算する。

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、受審状況が分かる資料等）を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

（注）評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

I 地域区分等

1. 地域区分（①）

利用する施設が所在する市町村ごとに定められた告示〇条による区分を適用する。

2. 定員区分（②）

利用する施設の利用定員の総和に応じた区分を適用する。

3. 認定区分（③）

利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。

4. 年齢区分（④）

利用子どもの満年齢に応じた区分を適用する。

なお、年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価（⑤）、処遇改善等加算（⑥）及び3歳児配置改善加算（⑨）の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用するものとする。

II 基本部分

1. 基本分単価（⑤）

（1）額の算定

地域区分（①）、定員区分（②）、認定区分（③）、年齢区分（④）（以下「地域区分等」）に応じて定められた額とする。

（2）基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価（保育認定子どもに係る基本分単価を含む。）に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。

（ア）保育教諭等

基本分単価における必要保育教諭等の数（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下、「幼保連携型認定こども園設備運営基準」という。））第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員及び幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第5条第3項に規定する教員を除く。）は以下のiとiiを合計した数であること。

i 年齢別配置基準

4歳以上児30人につき1人、3歳児及び満3歳児20人につき1人、1、2歳児（保育認定子どもに限る。）6人につき1人、乳児3人につき1人、

（注1）「保育教諭等」とは、幼保連携型認定こども園にあっては、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士としての登録を受けた者（平成32年3月31日までの間に限り、幼稚園教諭免許状のみを有する者又は保育士としての登録のみを受けた者を含む。）をいい、その他の認定こども園にあっては、幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士としての登録を受けた者をいう。

（注2）ここでいう「4歳以上児」、「3歳児」、「1、2歳児（保育認定子どもに限る。）」及び「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。

また、「満3歳児」とは、以下の者をいうこと（当該年度内に限る。）。

- ・ 教育標準時間認定を受けた子どものうち、年度の初日の前日における満年齢が2歳で、年度途中で満3歳に達して入園した者
- ・ 2歳児（保育認定子どもに限る。）が年度途中で満3歳に達した後、保育認定から教育標準時間認定に認定区分が変更となった者

(注3) 確認に当たっては以下の算式によることとし、教育標準時間認定子ども及び保育認定子どもの人数の合計をもとに確認すること。

<算式>

{4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))}
+ {3歳児及び満3歳児数×1/20(同)}
+ {1、2歳児数(保育認定を受けた子どもに限る。)×1/6(同)}
+ {乳児数×1/3(同)} = 配置基準上保育教諭等数(小数点以下四捨五入)

ii その他

- a 保育認定子どもに係る利用定員が90人以下の施設については1人
 - b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人^(注1)
 - c 主幹保育教諭等を専任化させるための代替保育教諭等を2人^(注2)
 - d 上記i及びiiのa、bの保育教諭等1人当たり、研修代替保育教諭等として年間2日分の費用を算定(保育認定子ども的人数に係る保育教諭等に限る。)^(注3)
- (注1) 保育認定子どもに係る利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子ども的人数の割合が低い場合は非常勤の保育士としても差し支えないこと。
- (注2) 当該代替保育教諭等の配置により、主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案等の業務に専任させ、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。
- (注3) 当該費用については、非常勤講師の人件費、保育教諭等が研修を受講する際の受講費用又は時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

(イ) その他

- i 園長(施設長)
- ii 調理員等

保育認定子どもに係る利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人(うち1人は非常勤)

- ii 事務職員及び非常勤事務職員^(注)

(注) 施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。

- iii 学校医・学校歯科医・学校薬剤師(嘱託医・嘱託歯科医・嘱託薬剤師)

Ⅲ 基本加算部分

1. 処遇改善等加算(⑥)

(1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

(2) 加算額の算定

加算額は、地域区分、定員区分、認定区分、年齢区分(以下「地域区分等」)に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率×100を乗じて得た額とする。

2. 副園長・教頭配置加算(⑦)

(1) 加算の要件

園長(施設長)以外の教員として、次の要件を満たす副園長又は教頭を配置している施設(保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園においては、次の要件に準じて副園長又は教頭を配置している施設)に加算する。配置人数にかかわらず同額とする。

- i 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下、「認定こども園法」という。)第14条又は学校教育法(昭和22年法

律第 26 号) 第 27 条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。

- ii 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号。以下「認定こども園法施行規則」という。）第 14 条において準用する第 13 条又は学校教育法施行規則（昭和 25 年文部省令第 11 号）第 23 条において準用する第 20 条から第 22 条までに該当するものとして発令を受けていること。幼稚園教諭免許状を有さない場合も含む。
- iii 当該施設に常時勤務する者であること。
- iv 園長が専任でない施設において、幼保連携型認定こども園設備運営基準第 5 条第 3 項の表備考第 4 号に規定する園長が専任でない場合に 1 名増加して配置する教員又は幼稚園設置基準第 5 条第 3 項に規定する教員に該当しないこと。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、新たに加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用開始年月、副園長又は教頭となる者の氏名、年齢、給与等を記載した履歴書、保育教諭等の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して（1）の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に 1 の（2）で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額とする。

3. 学級編制調整加配加算（⑧）

(1) 加算の要件

全ての学級に専任の学級担任を配置できるよう、1号認定子ども及び2号認定子どもに係る利用定員が 36 人以上 300 人以下の施設に加算する。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、利用子ども数（見込）及び保育教諭等の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に 1 の（2）で認定した加算数×100 を乗じて得た額を加えた額とする。

4. 3歳児配置改善加算（⑨）

(1) 加算の要件

Ⅱの1.(2)、(ア)、iの年齢別配置基準のうち、3歳児及び満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施する施設に加算する。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数(見込)、施設全体の常勤換算人数による配置保育教諭等の数(参考様式2などにより算出)及び職員体制図等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算数×100を乗じて得た額を加えた額とし、各月初日に利用する3歳児及び満3歳児に加算する。

5. 満3歳児対応加配加算(⑩又は⑩')

(1) 加算の要件

(ア) 3歳児配置改善加算の適用がない場合【⑩】

Ⅱの1.(2)、(ア)、iの年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を満3歳児6人につき1人(満3歳児を除いた3歳児は20人につき1人)により実施する施設に加算する。

<算式>

{4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))}
+ {3歳児数(満3歳児を除く)×1/20(同)} + {満3歳児×1/6(同)}
=配置基準上保育教諭等数(小数点以下四捨五入)

(イ) 3歳児配置改善加算の適用がある場合【⑩'】

Ⅱの1.(2)、(ア)、iの年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を満3歳児6人につき1人(満3歳児を除いた3歳児は15人につき1人)により実施する施設に加算する。

<算式>

{4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))}
+ {3歳児数(満3歳児を除く)×1/15(同)} + {満3歳児×1/6(同)}
=配置基準上保育教諭等数(小数点以下四捨五入)

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数(見込)、施設全体の常勤換算人数による配置保育教諭等の数(参考様式2などにより算出)及び職員体制図等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の

適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、利用する満3歳児に係る地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とし、各月初日に利用する満3歳児に加算する。

6. チーム保育加配加算 (⑪)

(1) 加算の要件

基本分単価(⑤)及び他の加算等の認定に当たって求められる必要保育教諭等の数を超過して、保育教諭等(幼稚園教諭の免許状を有するが教諭等の発令を受けていない教育補助者を含む。)を配置する施設において、副担任等の学級担任以外の保育教諭等を配置する、少人数の学級編制を行うなど、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育を実施する場合に加算する。

なお、本加算の算定上の「加配人数」は、1号認定子ども及び2号認定子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数^(注2)の範囲内で、必要保育教諭等の数を超過して配置する保育教諭等の数^(注3)とする。

(注1) 1号認定子ども及び2号認定子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数

45人以下：1人、46人以上150人以下：2人、151人以上240人以下：3人、

241人以上270人以下：3.5人、271人以上300人以下：4人、

301人以上450人以下：5人、451人以上：6人

(注2) 「必要保育教諭等の数」を超過して配置する保育教諭等の数に応じ、以下のとおり取り扱うこととする。

① 常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前)による配置保育教諭等の数から必要保育教諭等の数を減じて得た員数が3人未満の場合

小数点第1位を四捨五入した員数とする。

(例) 2.3人の場合、2人

② 常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前)による配置保育教諭等の数から必要保育教諭等の数を減じて得た員数が3人以上の場合

小数点第1位が1又は2のときは小数点第1位を切り捨て、小数点第1位が3又は4のときは小数点第1位を0.5とし、小数点第1位が5以上のときは小数点第1位を切り上げて得た員数とする。

(例) 3.2人の場合→3人、3.4人の場合→3.5人、3.6人の場合→4人

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数(見込)、施設全体の常勤換算人数による配置保育教諭等(参考様式2などにより算出)の数及び職員体制図等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を基本額とし、当該基本額に加配人数を乗じて得た額とする。

7. 通園送迎加算 (⑫)

(1) 加算の要件

利用子どもの通園の便宜のため送迎を行う施設に加算する。

なお、年間に必要な経費を平準化して単価を設定しているため、通園送迎を利用していない園児についても同額を加算し、また、長期休業期間の単価にも加算するものとする。

(注) 送迎の実施方法(運転手を雇用して実施又は業務委託して実施等)は問わない。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数(見込)及び通園送迎の実施状況等)が分かる資料等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

8. 給食実施加算(⑬)

(1) 加算の要件

給食を実施している施設に加算する。

本加算の算定上の「週当たり実施日数」は、休業期間中の平均的な月当たり実施日数を4(週)で除して算出(小数点第1位を四捨五入)することとし、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日とみなすものとする(保護者が弁当持参を希望するなどにより給食を利用しない子どもがいる場合も実施日に含む)。

なお、年間に必要な経費を平準化して単価を設定しているため、長期休業期間の単価にも加算するものとする。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数(見込)及び給食の実施状況等)が分かる資料等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

9. 外部監査費加算(⑭)

(1) 加算の要件

認定こども園を設置する学校法人等が、当年度の認定こども園の運営に係る会計について、会計監査人（公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ。）による監査（以下「外部監査」という。）を受ける場合に加算する。

外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 14 条第 3 項の規定に基づく公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のものとする。

（2）加算の認定

（ア）加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用開始年度、利用子ども数（見込）及び外部監査の実施状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。

（イ）当年度の 3 月時点で外部監査を実施することが確認できれば、当年度の 3 月分の単価に加算する。（監査報告書の作成等の時期が翌年度になる場合でも、監査実施契約が締結されているなど、確実に外部監査が実施されることが確認できれば、当年度の 3 月分の単価に加算する。）

なお、監査報告書については、作成次第速やかに、監査実施者から施設が所在する市町村あて提出すること。

（3）加算額の算定

加算額は、認定こども園全体の利用定員に応じて定められた額とし、3 月初日に利用する子どもの単価に加算する。

IV 加減調整部分

1. 主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合（⑮）

（1）調整の適用を受ける施設の要件

以下の要件を満たさない施設に適用する。

（要件）

主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案等の業務に専任させるためのⅡの 1.（2）、（ア）ii c の代替保育教諭等を配置し、以下の事業等を複数実施すること。

また、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。

- i 幼稚園型一時預かり事業（一時預かり事業実施要綱（仮称）に定める要件に適合するもの（対象子どもは、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は 4 月又は 5 月）における平均対象事業が 1 人以上いること。）。）私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業等により行う預かり保育を含む。）
- ii 一般型一時預かり事業（一時預かり事業実施要綱（仮称）に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は 4 月又は 5 月）における平均対象事業が 1 人以上いること。）。）私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。）
- iii 満 3 歳児に対する教育・保育の提供（月の初日において満 3 歳児が 1 人以上利用している月から年度を通じて加算。）
- iv 障害児（軽度障害児を含む。）に対する教育・保育の提供（月の初日において障害児が 1 人以上利用している月から年度を通じて加算。）

（2）調整の適用を受ける施設の認定

（ア）調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が、Ⅱの 1.（2）で定める職員の充足状況の確認と併せて、施設の設置者から（1）の要件を満たしている旨の申請（施設名、調整の適用年月、施設名、事業等の実施状況等）を徴し、要件への適合状況を

確認すること。

(イ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算数×100を乗じて得た額を加えた額とする。

2. 年齢別配置基準を下回る場合 (16)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

施設に配置する保育教諭等の数が、Ⅱの1.(2)、(ア)で定める保育教諭等の数(iiのcを除き、学級編制調整加配加算が適用される場合は、当該加算に係る保育教諭等1人を含む。)を下回る場合に調整する。

本調整の算定上の「人数」は、認定こども園全体の必要保育教諭等の数から実際に配置する保育教諭等の数を減じて得た数を2で除した得た数とする。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が、Ⅱの1.(2)で定める職員の充足状況の確認と併せて本調整の適用の有無を確認の上行うこと。

(イ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

不足する保育教諭等の1人当たりの額は、地域区分等に応じた単価に、当該額に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算数×100を乗じて得た額を加えた額とし、当該額に不足する「人数」を乗じて得た額を調整額とする。

3. 配置基準上求められる職員資格を有しない場合 (17)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

Ⅱの1.(2)、(ア)で定める保育教諭等の数に含まれる教育・保育従事者のうち、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれも有しない者がいる場合に調整する。

本調整の算定上の「人数」は、上記の必要資格を有しない者の数を2で除して得た数とする。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が、Ⅱの1.(2)で定める職員の充足状況の確認と併せて本調整の適用の有無を確認の上行うこと。

(イ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

必要資格を有しない教育・保育従事者の1人当たりの額は、地域区分等に応じた単価に、当該額に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算数×100を乗じて得た額を加えた額とし、当該額に必要な資格を有しない教育・保育従事者の「人数」を乗じて得た額を調整額とする。

4. 施設長に係る経過措置が適用される場合 (18)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

認定こども園法附則第3条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の設置の認可があったものとみなされた施設について、以下の要件を満たす場合に調整する。

なお、当該調整は平成32年3月31日までの間に限り講じられるものであること。

(ア) 平成27年3月31日において幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所のいずれにも園長及び施設長を配置していること。

(イ) (ア)のいずれもが、平成27年4月1日以降に、継続して当該施設に配置^(注1・2)されていること。

(ウ) (ア)のうち平成27年4月1日以降に園長及び施設長としての職務に就いていない者については、IIの1.(2)に定める職員及びその他の加算等の算定上の対象職員になっていないこと。

(注1) 平成27年4月1日以降に退職等により、当該施設の職員で無くなった場合には、(注2)の場合を除き、本調整の対象にはならないこと。

(注2) 施設を設置する事業者が設置する他の教育・保育施設又は地域型保育事業所に異動した場合で、異動先の施設において施設長又はそれに準じた職務に従事していること。加えて、本調整の対象となる施設に当該者の後任者が配置されていること。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、調整の適用年月日、調整の対象となる者の氏名・配置状況等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算数×100を乗じて得た額を加えた額とする。

V 乗除調整部分

1. 定員を恒常的に超過する場合 (19)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

連続する過去の2年度間^(注1)常に利用定員を超えており^(注2)、かつ、各年度の年間平均在所率^(注3)が120%以上の状態にある施設に適用する。

なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

また、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。

(注1) 連続する過去の2年度間の起算点

平成27年度を起算点とする。

(注2) 利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項

利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、幼保連携型認定こども園設備運営基準又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する

基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）及び本通知等に定める基準を満たしていること。

（注3）年間平均在所率

当該年度内における各月の初日の教育標準時間認定を受けた在籍子ども数の総和を各月の初日の教育標準時間認定に係る利用定員の総和で除したものをいう。

（2）調整の適用を受ける施設の認定

（ア）調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が施設の利用状況を確認のうえ行うこととする。

（イ）ただし、子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号。以下、「支援法」という。）による確認を受ける前から既に認可定員（認定こども園を構成する幼稚園の収容定員を前提として定められた現行の認定こども園法第4条第1項第3号の利用定員又は満3歳以上の子どもに係る同項第4号の利用定員をいう。）を超過していた認定こども園については、現行の都道府県の私学助成における補助金の交付額の減額の仕組み等による対応との整合性等を踏まえ、都道府県の判断により、支援法の施行当初又は確認を受けた時から減算を適用することも可能とする。この場合の考え方及び手続は、平成26年10月17日付け事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」によるものとする。

（ウ）市町村は、調整の適用を受ける施設について、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月（月の初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする。

（3）適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法

本調整措置が適用される施設における基本分単価（⑤）から施設長に係る経過措置が適用される場合（⑩）の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

VI 特定加算部分

1. 療育支援加算（⑳）

（1）加算の要件

障害児（注1）を受け入れている（注2）施設（注3）において、主幹保育教諭等を補助する者（注4）を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算する。

なお、主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合（⑮）の調整が適用されている施設については、当該加算の対象とはならないこと。

また、当該加算が適用される施設においては、障害児施策との連携を図りつつ、障害児教育・保育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組むこと（注5）。

（注1）市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。

（注2）「障害児を受け入れている」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとする。

（注3）本加算の適用の有無は認定こども園全体（教育標準時間認定及び保育認定）を通じて行われるものであること。

（注4）非常勤職員であって、資格の有無は問わない。

（注5）取組の例示

- 施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。
- 地域住民からの教育・育児相談等へ対応し、専門的な支援へと結びつける。
- 補助者の活用により障害児施策との連携を図る。

- ・ 保育所等訪問支援事業における個別支援計画の策定に当たっての連携役
- ・ 障害児施策との連携により、施設における障害児教育・保育の専門性を強化し、障害児に対する支援を充実

(2) 加算の認定

- (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、対象子ども等）を徴して確認すること。
- (イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、特別児童扶養手当支給対象児童受入施設又はそれ以外の障害児受入施設の別に定められた基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額とする。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

2. 事務職員雇上費加算 (21)

(1) 加算の要件

認定こども園全体の利用定員が91人以上の施設に加算する。

(2) 加算の認定

- (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、利用子ども数（見込）、職員の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して確認すること。
- (イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、区分ごとの基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

3. 冷暖房費加算 (22)

(1) 加算の要件

全ての施設に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。

一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第一号及び第二号に規定する一級地をいう。
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条第一号及び第二号に規定する二級地をいう。
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条第一号及び第二号に規定する三級地をいう。

四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条第一号及び第二号に規定する四級地をいう。
その他地域	上記以外の地域をいう。

4. 施設関係者評価加算 (23)

(1) 加算の要件

認定こども園法施行規則第24条又は学校教育法施行規則第39条において準用する第67条の規定に準じて、保護者その他の施設の関係者（施設職員を除く。）による評価を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表する場合に加算する。

評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」（これに準じて自治体が作成したものを含む。）に準拠し、認定こども園法施行規則第23条又は学校教育法施行規則第39条において準用する第66条の規定により行った自己評価等に関する情報提供、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施するものとする。

（注）本加算の適用の有無は認定こども園全体（教育標準時間認定及び保育認定）を通じて行われるものであること。

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用開始年度、評価の実施状況が分かる資料等）を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

（注）評価者の委嘱や会議の開催予定等により、当年度に評価や結果の公表（評価報告書の作成が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は評価や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

5. 除雪費加算 (24)

(1) 加算の要件

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に規定する地域に所在する施設に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

6. 降灰除去費加算 (25)

(1) 加算の要件

活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第12条に規定する降灰防除地域に所在する施設に加算する

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

7. 施設機能強化推進費加算 (26)

(1) 加算の要件

施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、

迅速な避難誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組^(注1・注2・注3)を行う施設で、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。

- i 延長保育事業（延長保育事業実施要綱（仮称）に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- ii 幼稚園型一時預かり事業（一時預かり事業実施要綱（仮称）に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は4月又は5月）における平均対象事業が1人以上いること。））私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業等により行う預かり保育を含む。）
- iii 一般型一時預かり事業（一時預かり事業実施要綱（仮称）に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は4月又は5月）における平均対象事業が1人以上いること。））ただし、当分の間は平成21年6月3日雇労発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。また、私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。）
- iv 病児保育事業（病児保育事業実施要綱（仮称）に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- iv 満3歳児（教育標準時間認定子どもに限る。）に対する教育・保育の提供（4月から11月までの各月初日を平均して満3歳児が1人以上利用していること。）
- v 乳児に対する教育・保育の提供（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。）
- vi 障害児（軽度障害児を含む。）に対する教育・保育の提供（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。）

(注1) 取組の実施方法の例示

- i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。
- ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。

(注2) 取組に必要な経費の額

取組に必要な経費の総額が、概ね15万円以上見込まれること。

(注3) 支出対象経費

需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）

(注4) 本加算の適用の有無は認定こども園全体（教育標準時間認定及び保育認定）を通じて行われるものであること。

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者から様式3を参考とした申請書を毎年12月末までに提出させ、必要性及び経費等について必要な審査を行うこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに様式3を参考した実績報告書を市町村に提出すること。

なお、市町村は、本加算を行った施設について、検査時等に検証を行うこと。

8. 小学校接続加算 (17)

(1) 加算の要件

次の要件をすべて満たして小学校との連携・接続に係る取組を行う施設に加算する。

(注) 本加算の適用の有無は認定こども園全体（教育標準時間認定及び保育認定）を通じて行われるものであること。

- i 小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にすること。
- ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。
- iii 小学校との接続を見通した教育課程を編制していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編制に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、小学校との連携・接続に係る取組等の実施状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。

(イ) 当年度の3月時点で上記の要件を満たす取組が確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

9. 第三者評価受審加算 (28)

(1) 加算の要件

「幼稚園における学校評価ガイドライン」又は「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者評価機関（又は評価者）による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する施設に加算する。

(注) 本加算の適用の有無は認定こども園全体（教育標準時間認定及び保育認定）を通じて行われるものであること。

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用開始年度、受審状況が分かる資料等）を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(注) 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

I 地域区分等

1. 地域区分（①）

利用する施設が所在する市町村ごとに定められた告示〇条による区分を適用する。

2. 定員区分（②）

利用する施設の保育認定子どもに係る利用定員の総和に応じた区分を適用する。

なお、分園を設置する施設に係る基本分単価（⑥）及び処遇改善等加算（⑦）については、中心園と分園それぞれの保育認定子どもに係る利用定員の総和に応じた区分を適用する。

3. 認定区分（③）

利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。

4. 年齢区分（④）

利用子どもの満年齢に応じた区分を適用する。

なお、年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価（⑥）、処遇改善等加算（⑦）、3歳児配置改善加算（⑧）及び夜間保育加算（⑩）の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用するものとする。

5. 保育必要量区分（⑤）

利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用する。

II 基本部分

1. 基本分単価（⑥）

（1）額の算定

地域区分（①）、定員区分（②）、認定区分（③）、年齢区分（④）、保育必要量区分（⑤）（以下「地域区分等」）に応じて定められた額とする。

（2）基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価（教育標準時間認定子どもに係る基本分単価を含む。）に含まれる職員構成は別紙3のⅡ1（2）のとおりであることから、これを充足すること。

III 基本加算部分

1. 処遇改善等加算（⑦）

（1）加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

（2）加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率×100を乗じて得た額とする。

2. 3歳児配置改善加算（⑧）

（1）加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は、別紙3のⅢの4（1）及び（2）により行うこと。

（2）加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算数×100を乗じて得た額を加えた額とする。

3 休日保育加算 (⑨)

(1) 加算の要件

日曜日、国民の祝日及び休日（以下、「休日等」という。）において、以下の要件を満たして、保育を実施する施設に加算する。

(ア) 休日等を含めて年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること。

(イ) 幼保連携型認定こども園にあっては幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）（以下「幼保連携型認定こども園設備運営基準」という。）第5条第3項、それ以外の認定こども園にあっては就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）（以下「認定こども園設備運営基準」という。）第2の一の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育教諭等を配置すること。ただし、保育教諭等の数は全体で2名を下回らないこと。

(ウ) 対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。

(エ) 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、休日等における保育教諭等の配置状況が記載された職員体制図、(3)の加算額の算定に必要な利用子ども数の見込み及び数の根拠となる実績等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等及び以下により認定した休日等に保育を利用する年間の延べ利用子ども数（以下、「休日延べ利用子ども数」という。）に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算数×100を乗じた額を加えて算出した額を、当該施設における各月初日の利用子ども数（休日等に保育を利用しない子どもを含む。）で除して得た額とする。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

(ア) 市町村は、毎年度、休日保育加算の対象となる施設（以下、「休日保育対象施設」という。）から、休日延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。

(イ) 休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象施設を利用する休日保育対象施設以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。

(ウ) 認定された休日延べ利用子ども数は、(2)の(イ)により、加算の適用が無くなった場合を除き、年間を通じて適用されること。そのため、認定に当たっては、前年度における実績等を踏まえて適正に審査されたいこと。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに様式1を参考とした実績報告書を市町村長に提出すること。

5 夜間保育加算 (⑩)

(1) 加算の要件

保育所型認定こども園については、「夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）」により設置認可された施設、それ以外の認定こども園については、以下の要件に適合するものとして市町村に認定された夜間保育を実施する施設に加算する。

(ア) 設置経営主体

夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものであること。

(イ) 事業所

保育認定子どもに対して夜間保育のみを行う夜間保育専門（1号認定子どもを除く。）の施設であること。

(ウ) 職員

施設長は、幼稚園教諭又は保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができる者を配置するよう努めること。

(エ) 設備及び備品

仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。

(オ) 開所時間

保育認定子どもに係る開所時間は原則として11時間とし、おおよそ午後10時までとすること。

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、夜間における保育教諭等の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して確認すること。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

6 減価償却費加算 (⑩)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する施設に加算する。

(ア) 認定こども園の用に供する建物が自己所有であること (注1)

(イ) 建物を整備又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること

(ウ) 建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等（以下「施設整備費等」という。）の国庫補助金の交付を受けていないこと (注2)

(エ) 賃借料加算 (⑫) の対象となっていないこと

(注1) 施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること

(注2) 施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。

①老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合

②当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと

③1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、建物を整備又は取得する際の契約書類等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合

しなくなった場合はその月) から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。

区 分		都 道 府 県								
A 地域	標 準	青森県 岩手県 福島県 東京都 富山県 山梨県 長野県 沖縄県								
	都市部									
B 地域	標 準	北海道 宮城県 秋田県 山形県 茨城県 神奈川県 新潟県 石川県 岐阜県								
	都市部	静岡県 三重県 京都府 大阪府 奈良県 鳥取県 広島県 熊本県 鹿児島県								
C 地域	標 準	栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 福井県 愛知県 滋賀県 兵庫県								
	都市部	和歌山県 島根県 岡山県 山口県 香川県 高知県 佐賀県 長崎県 宮崎県								
D 地域	標 準	徳島県 愛媛県 福岡県 大分県								
	都市部									

*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

7 賃借料加算 (12)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する施設に加算する。

- (ア) 認定こども園の用に供する建物が賃貸物件であること (注)
 - (イ) (ア) の賃貸物件に対する賃借料が発生していること
 - (ウ) 「賃貸物件による保育所整備事業」等の国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと
 - (エ) 減価償却費加算 (11) の対象となっていないこと
- (注) 施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、賃貸契約書等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。

区 分		都 道 府 県								
A 地域	標 準	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県								
	都市部									
B 地域	標 準	静岡県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県								
	都市部									
C 地域	標 準	宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県 石川県 長野県 愛知県 三重県								
	都市部	和歌山県 鳥取県 岡山県 広島県 香川県 福岡県 沖縄県								
D 地域	標 準	北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 富山県 福井県 山梨県								
	都市部	岐阜県 島根県 山口県 徳島県 愛媛県 高知県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県								

*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

8 外部監査費加算 (13)

- (1) 加算の要件及び加算の認定
加算の要件及び加算の認定は、別紙3のⅢの9(1)及び(2)により行うこと。
- (2) 加算額の算定
加算額は、地域区分等に応じて定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する

Ⅳ 加減調整部分

1. 1号認定子どもの利用定員を設定しない場合(⑭)

- (1) 調整の適用を受ける施設の要件
1号認定子どもの利用定員を設定しない幼保連携型認定こども園に適用する。
- (2) 調整額の算定
調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算数×100を乗じて得た額を加えた額とする。

2. 分園の場合(⑮)

- (1) 調整の適用を受ける施設の要件
幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園の分園(「保育所分園の設置運営について(平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知)」により設置された分園(幼保連携型認定こども園にあっては、当該分園を設置する保育所が、幼保連携型認定こども園に移行した場合に限る。))に適用する。
- (2) 調整額の算定
調整額は、分園に適用される基本分単価(⑥)及び処遇改善等加算(⑦)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

3. 常態的に土曜日に閉所する場合(⑯)

- (1) 調整の適用を受ける施設の要件
施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの場合に、月を通じて土曜日に閉所する施設に適用する。
- (2) 調整の適用を受ける施設の認定
(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、調整の適用年月、土曜日に閉所することとなる理由等)を徴して確認すること。
なお、認定こども園については、原則として、土曜日を含む週6日間の開所が求められる施設であることから、土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所する等の場合は、当該調整の適用と併せて、市町村において指導を行うこと。
(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。
- (3) 調整額の算定
調整額は、適用される基本分単価(⑥)、処遇改善等加算(⑦)、3歳児配置改善加算(⑧)及び夜間保育加算(⑩)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

4. 主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合 (17)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

以下の要件を満たさない施設に適用する。

(要件)

主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案等の業務に専任させるための別紙3のⅡの1.(2)、
(ア) ii c の代替保育教諭等を配置し、以下の事業等を複数実施すること。

また、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。

i 延長保育事業（延長保育事業実施要綱（仮称）に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）

ii 一時預かり事業（一時預かり事業実施要綱（仮称）に定める要件に適合するもの（対象子どもは、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は4月又は5月）における平均対象子どもが1人以上いること。））

ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。

iii 病児保育事業（病児保育事業実施要綱（仮称）に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）

iv 乳児が3人以上利用している施設（月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）

v 障害児（軽度障害児を含む。）が1人以上利用している施設（月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、別紙3のⅡの1.(2)で定める職員の充足状況の確認と併せて、施設の設置者から(1)の要件を満たしている旨の申請（施設名、調整の適用年月、施設名、事業等の実施状況等）を徴し、要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける施設について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算数×100を乗じて得た額を加えた額とする。

5. 年齢別配置基準を下回る場合 (18)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件及び認定

調整の適用を受ける施設の要件及び認定は、別紙3のⅣの2(1)及び(2)により行うこと。

(2) 調整額の算定

不足する保育教諭等の1人当たりの額は、地域区分等に応じた単価に、当該額に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算数×100を乗じて得た額を加えた額とし、当該額に不足する「人数」を乗じて得た額を調整額とする。

6. 配置基準上求められる職員資格を有しない場合 (19)

- (1) 調整の適用を受ける施設の要件及び認定
調整の適用を受ける施設の要件及び認定は、別紙3のⅣの3(1)及び(2)により行うこと。
- (2) 調整額の算定
必要資格を有しない教育・保育従事者の1人当たりの額は、地域区分等に応じた単価に、当該額に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算数×100を乗じて得た額を加えた額とし、当該額に必要な資格を有しない保育従事者の「人数」を乗じて得た額を調整額とする。

7. 施設長に係る経過措置が適用される場合 (20)

- (1) 調整の適用を受ける施設の要件
調整の適用を受ける施設の要件及び認定は、別紙3のⅣの4(1)及び(2)により行うこと。
- (2) 調整額の算定
調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算数×100を乗じて得た額を加えた額とする。

V 乗除調整部分

1. 定員を恒常的に超過する場合 (21)

- (1) 調整の適用を受ける施設の要件
連続する過去の2年度間^(注1)常に保育認定子どもに係る利用定員を超過しており^(注2)、かつ、各年度の年間平均在所率^(注3)が120%以上の状態にある施設に適用する。
なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。
また、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。
(注1) 連続する過去の2年度間の起算点
平成27年度を起算点とする。
(注2) 利用定員を超過して受け入れる場合の留意事項
利用定員を超過して受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超過して利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、幼保連携型認定こども園設備運営基準又は認定こども園設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。
(注3) 年間平均在所率
当該年度内における各月の初日の保育認定を受けた在籍子ども数の総和を各月の初日の保育認定に係る利用定員の総和で除したものをいう。
- (2) 調整の適用を受ける施設の認定
(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村長が施設の利用状況を確認のうえ行うこととする。
(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける施設について、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。
- (3) 適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法
本調整措置が適用される施設における基本分単価(⑥)から施設長に係る経過措置が適用される場合(20)の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

VI 特定加算部分

1. 療育支援加算 (22)

(1) 加算の要件及び認定

加算の要件及び加算の認定は、別紙3のⅥの1(1)及び(2)により行うこと。

(2) 加算額の算定

加算額は、特別児童扶養手当支給対象児童受入施設又はそれ以外の障害児受入施設の別に定められた基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

2. 冷暖房費加算 (23)

(1) 加算の要件

全ての施設に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。

一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第一号及び第二号に規定する一級地をいう。
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条第一号及び第二号に規定する二級地をいう。
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条第一号及び第二号に規定する三級地をいう。
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条第一号及び第二号に規定する四級地をいう。
その他地域	上記以外の地域をいう。

3. 施設関係者評価加算 (24)

(1) 加算の要件及び認定

加算の要件及び加算の認定は、別紙3のⅥの4(1)及び(2)により行うこと。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

4. 除雪費加算 (25)

(1) 加算の要件

豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に規定する地域に所在する施設に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

5. 降灰除去費加算 (26)

(1) 加算の要件

活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第12条に規定する降灰防除地域に所在する施設に加算する

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

6. 入所児童処遇特別加算 (27)

(1) 加算の要件

高齢化社会の到来等に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細やかな利用子ども等の処遇の向上を図るため、以下の要件を満たす施設に加算する。

(ア) 高齢者等^(注1)を職員配置基準以外に非常勤職員^(注2)として雇用^(注3)し、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務^(注4)を行わせ、かつ、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上見込まれること。

また、「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設（受ける予定の施設を含む。）でその補助の対象となる職員は対象としないこと。

なお、雇用形態は通年が望ましいが短期間でも雇用予定がはっきりしていて、利用子ども等の処遇の向上が期待される場合には、この加算対象として差し支えないこと。

(注1) 高齢者等の範囲

- i 当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者
- ii 身体障害者（身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持している者）
- iii 知的障害者（知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している者）
- iv 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦（母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦）

(注2) 非常勤職員の範囲

1日6時間未満又は月20日未満勤務の者を対象とする。

(注3) 雇用の範囲

雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。

(注4) 高齢者等が行う業務の内容の例示

- i 利用子ども等との話し相手、相談相手
- ii 身の回りの世話（爪切り、洗面等）
- iii 通院、買い物、散歩の付き添い
- iv クラブ活動の指導
- v 給食のあとかたづけ
- vi 喫食の介助
- vii 洗濯、清掃等の業務
- viii その他高齢者等に適した業務

(イ) 以下の事業等のうち、いずれかを実施していること

- i 延長保育事業（延長保育事業実施要綱（仮称）に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- ii 一時預かり事業（一時預かり事業実施要綱（仮称）に定める要件に適合するもの（対象子どもは、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は4月又は5月）における平均対象子どもが1人以上いること。）。）
ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。
- iii 病児保育事業（病児保育事業実施要綱（仮称）に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- iv 乳児が3人以上利用している施設（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。）
- v 障害児（軽度障害児を含む。）が1人以上利用している施設（4月から11月までの間に

1人以上の障害児の利用があること。)

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者から様式2を参考とした申請書を毎年12月末までに提出させ、当該施設の申請内容について必要な審査を行い、必要と認めた場合は当該施設に速やかに通知すること。

なお、(3)の加算額の算定に必要な「年間総雇用時間数」の認定に当たっては、毎年度4月から11月までの実績及び12月から3月までの雇用計画を元に認定すること。

(3) 加算額の算定

加算額は、(2)で認定された「年間総雇用時間数」の区分に応じて定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに様式2を参考とした実績報告書を市町村長に提出すること。

なお、次年度以降の加算の認定に当たっては、当該実績報告書を参考に決定すること。

また、市町村長は、本加算を行った施設について、検査時等に検証を行うこと。

7. 施設機能強化推進費加算(28)

(1) 加算の要件、認定及び実績の報告等

加算の要件、加算の認定及び実績の報告等は、別紙3のVIの7(1)、(2)及び(4)により行うこと。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

8. 小学校接続加算(29)

(1) 加算の要件及び認定

加算の要件及び加算の認定は、別紙3のVIの8(1)及び(2)により行うこと。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

9. 栄養管理加算(30)

(1) 加算の要件

食事の提供にあたり、栄養士を活用^(注1)して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的^(注2)な指導を受ける施設に加算する。

(注1) 栄養士の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。

(注2) 年間を通じて活用している場合を対象とする。(年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以降、年間を通じて活用(期間が6ヶ月以上となること。)している場合を対象とする。)

(2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、そ

の施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、嘱託契約又は配置が確認できる書類等）を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

（3）加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

10. 第三者評価受審加算（③）

（1）加算の要件

加算の要件及び加算の認定は、別紙3のⅥの9（1）及び（2）により行うこと。

（2）加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

雇児保発0331第4号
社援基発0331第5号
平成27年3月31日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
社会・援護局福祉基盤課長
（公印省略）

幼保連携型認定こども園のみなし認可に伴う定款変更の取扱いに
ついて

平成27年4月1日より、子ども・子育て支援新制度が施行され、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「旧認定こども園法」という。）第3条第3項の規定による認定を受けた幼稚園及び保育所（以下「幼保連携施設」という。）であって国及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携施設については、改正法附則第3条第1項の別段の申出があったものを除き、改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「新認定こども園法」という。）第17条第1項に規定する幼保連携型認定こども園の設置認可があったものとみなされることとなります。

社会福祉法人（以下「法人」という。）が新認定こども園法に基づく幼保連携型認定こども園とみなされた幼保連携施設（以下「みなし幼保連携型認定こども園」という。）を運営する事業を行う場合には、幼保連携型認定こども園の設置に係るみなし認可のほか、法人が実施する事業等に変更が生じるため、定款の変更が必要となりますが、今般の幼保連携型認定こども園のみなし認可

に伴う定款変更の認可については、下記のとおり、「子ども・子育て支援法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 73 号）」により、社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）を改正し、届出とすることとしました。

各都道府県、指定都市及び中核市においては、本通知についてご了解願うとともに、対象となる所管法人に対しても周知願います。また、都道府県においては、管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 社会福祉法施行規則の改正概要

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 31 条第 1 項に規定する定款に掲げる事項のうち、改正法附則第 3 条第 1 項により新認定こども園法第 17 条第 1 項に規定する幼保連携型認定こども園の設置認可があったものとみなされたことに伴う、以下に掲げる事項の変更については、所轄庁への届出で差し支えないこととするよう社会福祉法施行規則を改正。

- ①目的（社会福祉法第 31 条第 1 項第 1 号）
- ②名称（同項第 2 号）
- ③社会福祉事業の種類（同項第 3 号）
- ④公益事業を行う場合には、その種類（同項第 10 号）

なお、社会福祉法施行規則の改正内容は別添のとおり。

2. みなし幼保連携型認定こども園を運営する事業を行う場合の定款記載上の取扱い

(1) 社会福祉法第 31 条第 1 項第 1 号（目的）関係

目的に係る事項として定款に設置する保育所の根拠法を記載している場合には、「児童福祉法」とあるのを、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に変更することが必要となること。

(2) 社会福祉法第 31 条第 1 項第 2 号（名称）関係

名称に係る事項として幼保連携施設を構成する保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合には、法人の名称中、「社会福祉法人〇〇保育園」

とあるのを、「社会福祉法人〇〇幼保連携型認定こども園」に変更することが適当であること。

(3) 社会福祉法第 31 条第 2 項第 3 号（社会福祉事業の種類）関係

社会福祉事業の種類に係る事項として幼保連携施設を構成する保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合には、社会福祉事業の種類中、「保育所の経営」とあるのを、「幼保連携型認定こども園の経営」に変更することが必要となること。

(4) 社会福祉法第 31 条第 1 項第 10 号（公益事業の種類）関係

公益事業の種類に係る事項として幼保連携施設を構成する幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合には、公益を目的とする事業として定められている「幼稚園」を削除することが必要となること。

なお、社会福祉法人が経営する幼稚園のうちの一部が、幼保連携型認定こども園へ移行し、一部が幼稚園として存続し経営する場合には、「幼稚園」は削除しないこと。

(5) その他

① 幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の定款について

役員の数等みなし認可に伴って変更が生じる事項以外については、従前どおり所轄庁の認可が必要となること。

② 既に定款変更の認可を行った場合の取扱いについて

今般の措置については、改正法の施行日（平成 27 年 4 月 1 日）以降に適用するものであるがこの通知の発出の際、既に所轄庁による定款の変更認可が行われている場合には、改めて所轄庁への届出を行う必要はないこと。

③ 登記について

今回の措置は、所轄庁による定款変更の認可を届出としたものであり、組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）に基づき法人が行わなければならない登記については、変更がないこと。

○厚生労働省令第七十三号

子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成二十四年法律第六十六号)及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、子ども・子育て支援法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

子ども・子育て支援法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令
(健康保険法施行規則の一部改正)

第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

様式第二十号中「児童手当申請書」を「子ども・子育て支援法」に、「児童手当申請書」を「児童手当及び厚生労働省所管」に改める。
様式第二十七号中「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に改める。

(船員保険法施行規則の一部改正)

第二条 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

様式第八号中「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に、「児童手当申請書」を「子ども・子育て支援法」に改める。
様式第十五号中「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に改める。

(労働基準法施行規則の一部改正)

第三条 労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項に次の一号を加える。

三 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の三第十一項に規定する居室訪問型保育事業に使用される労働者のうち、家庭的保育者(同条第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下この号において同じ。)として保育を行う者(同一の居室において、一の児童に対して複数の家庭的保育者が同時に保育を行う場合を除く。)

(栄養士法施行規則の一部改正)

第四条 栄養士法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三号中「各種学校」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定子ども園」を加える。

(社会福祉法施行規則の一部改正)

第五条 社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第三号中又をルとし、リを又とし、チをリとし、同号ト中「保育所」(の下に「都道府県及び市町村が設置したもの並びに」を加え、「第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所」を「第二条第六項に規定する認定子ども園(保育所であるものに限る。)」に改め、同号トを同号チとし、同号ヘを同号トとし、同号トの前に次のように加える。

へ 子育て援助活動事業

附則に次の一項を加える。

7 法人がその設置する幼保連携施設(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)附則第三条第一項に規定する幼保連携施設に限る。)について同項の規定により同法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十七条第一項の設置の認可があったものとみなされた場合における第四条第一項の規定の適用については、同項中「次」とあり「は」法第三十一条第一項第一号から第三号まで及び第十号に掲げる事項のほか、次のとおりとする。

(厚生年金保険法施行規則の一部改正)

第六条 厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

様式第三十一号中「児童手当申請書」を「内閣府及び厚生労働省所管」に、「児童手当申請書」を「子ども・子育て支援法」に改める。

様式第三十六号中「児童手当申請書」を「内閣府及び厚生労働省所管」に改める。
(労働者災害補償保険法施行規則の一部改正)

第七条 労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第七号第一号口中「在学」の下に「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所(次号口において「保育所」という。若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定子ども園(次号口において「幼保連携型認定子ども園」という。))に通い、」を加え、同条第二号口中「在学」の下に「保育所若しくは幼保連携型認定子ども園に通い、」を加える。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・「社会福祉法等の一部を改正する法律案」第189回国会に提出～社会保障審議会福祉部会報告書「社会福祉法人制度改革について」を踏まえ、改正事項が明示される…… 1
- ・「社会福祉法人制度改革」に関する今後の情報提供等について～全保協ニュースの随時発信とともに、平成27年度開催のセミナー等でプログラムを予定～…… 3
- ・平成27年度保育三団体協議会 代表者会議（第1回）、実務者会議（第1回）合同会議開催～社会福祉法改正法案に関する意見交換を実施～……
- ・文部科学部会幼児教育小委員会で「幼児教育の振興について（案）」ヒアリング実施～全保協をはじめとする関係5団体が出席～……

◆ 「社会福祉法等の一部を改正する法律案」 第189回国会に提出◆

～社会保障審議会福祉部会 報告書「社会福祉法人制度改革について」を踏まえ、改正事項が明示される～

「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が、第189回国会に提出されました。

本法律案は、平成26年度に行われた社会保障審議会福祉部会における議論（報告書「社会福祉法人制度改革について」*1）を踏まえ、「福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進める」ことを求めています。

なお、これらの議論は先行する公益法人制度改革*2に端を発するものであり、一定要件を満たす公益性が認定された場合に税制優遇が受けられる『公益社団・公益財団法人』と同様に、公益性の高い事業を運営する社会福祉法人に対しても、同水準のガバナンスや事業運営の透明性を向上させることが要請されているものです。

法律案の概要は、別添の付録1をご参照ください。福祉部会における議論の際、論点として指摘されていた内容や、法律案提示に際して用語が整理された内容等は下記の通りです。

*1 全保協ニュース（No.14-21 2015.2.19）で既報

*2 平成18年「公益法人制度改革関連3法」公布

【社会福祉法等の一部を改正する法律案（付録 1 から抜粋及び全保協事務局加筆）】

1. 社会福祉法人制度の改革

(1) 経営組織のガバナンスの強化

○ 議決機関としての評議員会を設置

⇒小規模法人について評議員定数の経過措置（7人→4人。平成31年度末まで）

※小規模法人の定義は今後検討（1法人1施設の法人が想定）。

※定数の経過措置のみ。施行期日である、平成29年4月1日には、全法人に評議員会が必置。

※現行の理事・評議員の任期に係る経過措置は、別途検討される見込み。

●評議員の選任

議決機関としての評議員会必置は、公益財団法人と同様の仕組みであり、法人税非課税の前提条件。なお、評議員の選定にあたっては評議員選定委員会の設置や評議員候補者の推薦等に理事会の関与が残され、法人理念等を理解する者が中立的に選任される。また、評議員の権限が一方向的に強すぎることにならないよう、理事や監事の解任について、他の公益法人制度と同様の仕組みとして整理。

（選任方法の運用上の例）

- ①理事会による評議員選定委員会の設置
- ②理事会による評議員候補者の推薦と推薦理由の説明
- ③選定委員会による審議・決議

●親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備

（評議員の資格等）

第40条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

- 1 略
- 2 評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。
- 3 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。
- 4 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。
- 5 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

（役員資格等）

第44条

- 1 略
- 2 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

3 理事は六人以上、幹事は二人以上でなければならない。

4～5 略

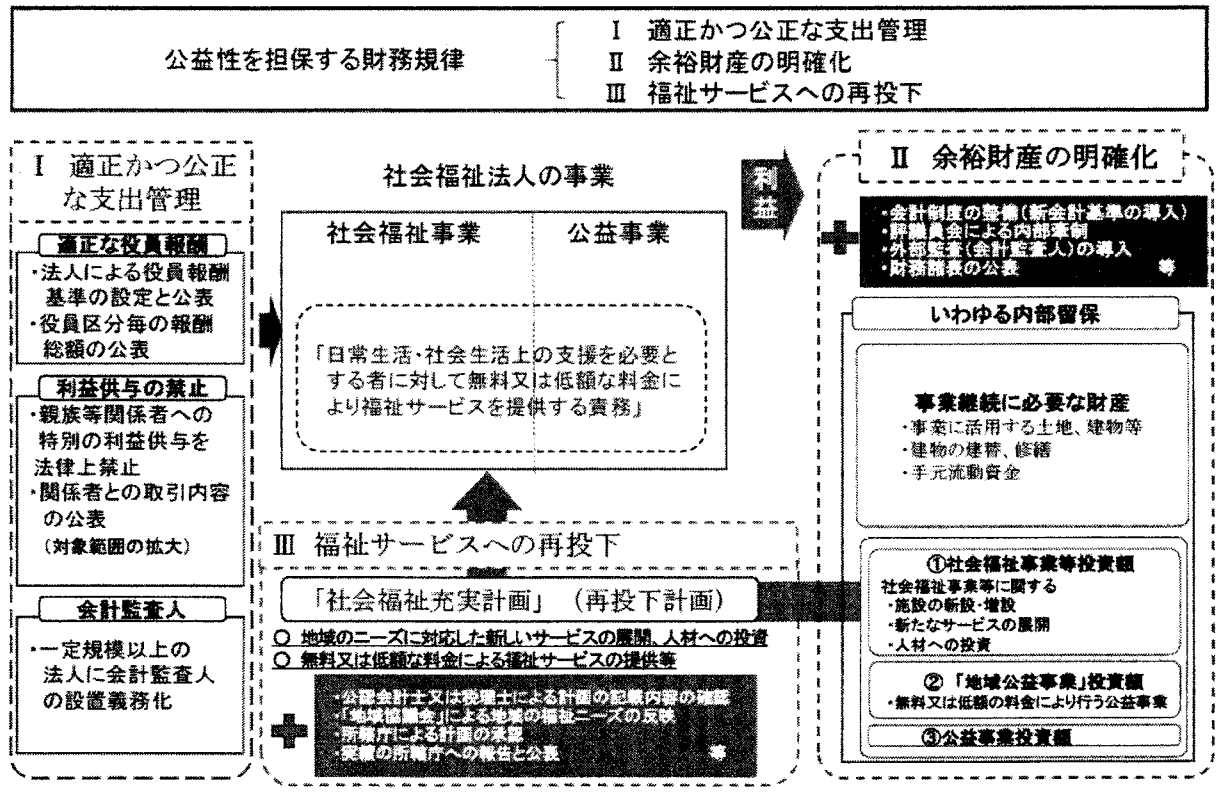
6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

～略～

(3) 財務規律の強化（適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉事業等への計画的な再投資）

- 「社会福祉充実残額（再投下財産額）」（純資産の額から事業の継続に必要な財産額を控除等した額）の明確化
- 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け
⇒福祉部会の議論では「再投下計画」であったが、「社会福祉充実計画」と名称が変わり、「社会福祉充実残高」を明確化し、計画作成することが求められる。
⇒いわゆる内部留保に占める「事業継続に必要な財産」や「社会福祉事業等に関する施設の新設・増設、新たなサービスの展開、人材への投資」等の定義・範囲がどの程度のものとされるかは、今後の検討。

社会福祉法人の財務規律について



2. 福祉人材の確保の促進

～略～

(4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- 長期加入者に配慮した支給乗率への見直し
- 共済加入期間の合算期間を退職した日から起算して3年以内に見直し
- 障害者支援施設等への公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し
(公費助成の廃止)

※保育所への公費助成取扱いについては、更に検討し、平成29年度までに結論

◆「社会福祉法人制度改革」に関する 今後の情報提供等について◆

～全保協ニュースの随時発信とともに、平成27年度開催のセミナー等で
プログラムを予定～

今般の「社会福祉法等の一部を改正する法律案」は、昨今の社会福祉法人を取り巻く環境変化や、公益的な事業体として求められる社会的要請に添えていくための方向性が示されたものです。

社会福祉法人制度をめぐっては、既に平成26年5月29日付雇用均等・児童家庭局長他2局長連名による『社会福祉法人の認可について』の一部改正について、「経営情報」の公開が義務化*されたところです(*全保協ニュースNo.14-2で既報)。

今後、法律案の審議動向をはじめとする情報については、随時全保協ニュースでお知らせしていきます。

また、平成27年度全保協で実施する下記セミナー等で、同テーマに関するプログラムを予定しています。

・保育新制度セミナー StageⅢ

- 行政説明 社会保障審議会福祉部会「とりまとめ」を踏まえ、求められる社会福祉法人の取り組み

関東会場：平成27年6月11日(木) 於：新横浜プリンスホテル(神奈川県横浜市)

関西会場：平成27年6月8日(月) 於：大阪国際会議場(大阪府大阪市)

九州会場：平成27年6月1日(月) 於：ホテルニューオータニ博多(福岡県福岡市)

・保育21世紀セミナー

- 行政説明 社会福祉法人制度改革のまとめと解説(仮題)

平成27年8月3日(月)～4日(火) ※上記プログラムは3日

於：新横浜プリンスホテル(神奈川県横浜市)

※セミナーの全体構成等は、全保協ホームページ掲載中の開催要項をご参照ください

<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

なお、社会福祉審議会福祉部会 報告書の内容については、全国社会福祉協議会で発行する「全社協ブックレット (5) 社会保障審議会福祉部会報告書を読む」に詳しく記されています。併せてご参照いただければと存じます。

タイトル：『全社協ブックレット (5) 社会保障審議会福祉部会報告書を読む』

体 裁：A5 240 頁

発行年月：2015 月 3 月

価 格：918 円 (税込：本体 850 円)

購入方法：全社協出版部 受注センター (下記) へお問い合わせください。

TEL. 049-257-1080 FAX. 049-257-3111

E-MAIL： zenshakyos@shakyo.or.jp

【構成】

I てい談 これからの社会福祉法人を考える

- ①社会福祉法人は、これまで何をしてきたのか
- ②内部留保とイコール・フッティングへの反論
- ③情報開示によるアピール
- ④公益的な取組とは
- ⑤行政との関係
- ⑥これからの展望

II 社会福祉審議会福祉部会報告書

～社会福祉法人制度改革について

はじめに

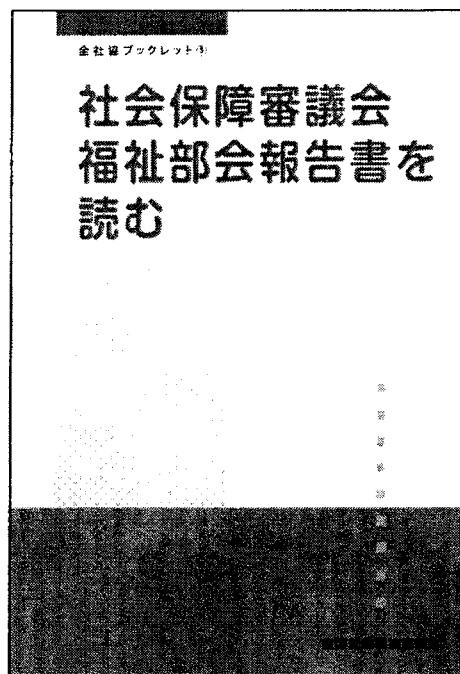
- 1 総論
- 2 社会福祉法人制度の見直しについて
- 3 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについて

おわりに

参考

〔参考資料〕 全国厚生労働関係部局長会議資料 (厚生分科会) 〈抜粋〉

III 社会保障審議会福祉部会資料 〈抜粋〉



◆平成 27 年度保育三団体協議会 代表者会議(第 1 回)、 実務者会議 (第 1 回) 合同会議開催◆ ～社会福祉法改正法案に関する意見交換を実施～

平成 27 年 4 月 21 日、平成 27 年度保育三団体協議会* 代表者会議 (第 1 回)、実務者会議 (第 1 回) 合同会議開催を開催しました。

第 1 回では、「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が第 189 回国会に提出されたことを受け、厚生労働省社会・援護局から 岩井 福祉基盤課長をお招きし、法案の概要をご説明いただくとともに、意見交換を行いました。

その他、平成 27 年 4 月に施行された子ども・子育て支援新制度に関して、施行後現場で実際に起こっている課題や、今後検討が求められる事項等について意見が交わされました。

なお、次回の三団体協議会は、平成 27 年度になってから初回となる国の「子ども・子育て会議 (5 月 21 日開催予定)」に先立って 5 月中旬に実施する予定です。

*保育三団体協議会は、平成 25 年に全国保育協議会、全国私立保育園連盟、日本保育協会の三団体で設立し、平成 27 年度は全国保育協議会で事務局を担当します。

◆文部科学部会幼児教育小委員会で 「幼児教育の振興について (案)」ヒアリング実施◆ ～全保協をはじめとする関係 5 団体が出席～

平成 27 年 4 月 22 日、自由民主党 文部科学部会幼児教育小委員会 (委員長:山本 順三 参議院議員、事務局長:馳 浩 衆議院議員) が開催され、同委員会で取りまとめに向けて検討されている「幼児教育の振興について (案)」に関するヒアリングが行われました。

当日、委員の議員からは、幼児教育の定義を整理するとともに、その趣旨を、幼児教育の無償化のための新たな財源確保に向けた根拠とし、理念法 (幼児教育振興法〔仮称]) に織り込むための検討を行っているとの説明がありました。また、今後、厚生労働部会とも協議のうえ、法案を作成したところで、あらためてヒアリング等を行う旨が説明されました。

ヒアリングは、全国保育協議会のほか、全国私立保育園連盟、日本保育協会、全国認定こども園協会、全国認定こども園連絡協議会の全 5 団体に対して行われ、全保協からは万田 康会長、小島 伸也副会長が出席し、以下のとおり意見を述べました。

【意見の概要】

- ・幼児期の教育を、幼稚園、保育所、認定こども園等における教育、家庭における教育、地域における教育を含む広がりを持った概念としてとらえ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものと位置付けることには賛同。

- ・質の高い幼児教育を国家戦略の一環として取り組み、幼児教育分野への思い切った財源投入が必要とする考えに賛同するとともに、幼児教育を担う各者の取り組みを維持・向上するための、一体的な財源確保・投入がはかれるよう望む。
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、それぞれの法的位置づけに違いがあることは踏まえながらも、「良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を整備する」ことを目的とする子ども・子育て支援新制度の趣旨が達成されるよう、相互に期待される役割を果たす連携・協力を推進していくことを前提とした取り組みが進められるよう望む。
- ・保育関係者は、養護と教育を統一的に捉えて子どもの発達を支えてきた。幼児教育の質の点で、遊びを通して学びの基礎を育むと整理された点ありがたい。改正教育委員会制度のなかで、首長がリーダーシップを取りながら、保育を視野に入れた提言がされることを望む。
- ・幼児教育に係る人材不足は大きな課題。処遇や配置の改善をお願いしたい。0歳から5歳までの子どもに対し、保育は、実践例を数多く持っている。子育て支援についても、保育所は保育に欠ける子どもだけでなく、地域のすべての子どもを支えてきた。家庭で子育てを行っている（保育を利用していない）保護者への子育て支援が、今後さらに重要になってくる。幼児教育の無償化には、期待もしているし、お願いもしたいところである。その際、幼稚園も保育所も対象として、統一的な無償化となるようお願いしたい。

社会福祉法等の一部を改正する法律案

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、

- ・社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、
- ・介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずる。

1. 社会福祉法人制度の改革

(1) 経営組織のガバナンスの強化

- 議決機関としての評議員会を必置（小規模法人について評議員定数の経過措置）、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等

(2) 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備等

(3) 財務規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉事業等への計画的な再投資)

- 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止等
- 「社会福祉充実残額（再投下財産額）」（純資産の額から事業の継続に必要な財産額（※）を控除等した額）の明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に要する資金 ③必要な運転資金 ④基本金及び国庫補助等特別積立金
- 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け等

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金を福祉サービスを提供することを責務として規定

(5) 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携等

2. 福祉人材の確保の促進

(1) 介護人材確保に向けた取組の拡大

- 福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大（社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加）

(2) 福祉人材センターの機能強化

- 離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化等

(3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等

- 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入等

(4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- 退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直し
- 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
- 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

1. 社会福祉法人制度の改革

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本来に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

○ 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議

(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。

- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

○ 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大

- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等

② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化

※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金

③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

○ 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

○ 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ

○ 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備

○ 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

2. 福祉人材確保の促進

○ 福祉人材の量的・質的確保対策を総合的に推進するため、予算や介護報酬での対応と併せて、社会福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、社会福祉施設職員等退職手当共済法等を改正し、制度的基盤を整備する。

1. 介護人材確保に向けた取組の拡大

□ 介護人材確保は喫緊かつ重要な政策課題であることから、福祉人材確保指針の対象範囲を拡大する

2. 福祉人材センターの機能強化

□ 地域における介護人材確保対策の基盤である都道府県福祉人材センターの機能強化を図る

3. 介護福祉士の国家資格取得方法見直しによる資質の向上等

□ 介護福祉士の資格取得方法の一元化を実施し、資質・社会的評価の向上を図る
□ 若者や他業界からの参入促進、現場の介護人材のキャリア志向を向上させる措置を講じる

4. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

□ 社会福祉施設職員等の定着を促進するための見直し
□ 障害者支援施設等について他の事業主体とのイコールフットリングの観点からの公費助成の見直し

○ 福祉人材確保指針の対象範囲を介護保険サービス全般に拡大

・「社会福祉事業従業者」から「社会福祉事業及び社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従業者」まで拡大

※福祉人材センター及び福利厚生センターの事業の対象範囲について同様の見直し

○ 福祉人材センターにおける支援体制の強化

・業務委託によるサブライト展開推進 ・ハローワークとの連携強化等

○ 離職した介護福祉士の届出制度を創設し、再就業を促進

・離職者情報の把握や情報提供等により、円滑な職場復帰を支援

○ 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間にかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入

○ 他産業からの参入促進を図る観点からの福祉系高校の「通信課程」の復活等

※地域の教育機会確保のため、カリキュラムが軽減されている特例高校を時限的に活用

○ 長期加入者に配慮した支給乗率への見直し

○ 共済加入期間の合算期間を退職した日から起算して3年以内に見直し(現在は2年以内)

○ 障害者支援施設等への公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

※保育所については、更に検討し、平成29年度までに結論

參考資料

経営組織の在り方について

○ 社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

< 現 行 >

理事
理事長
理事会

- 理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。
- 理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。
(注) 理事会、理事長は通知に規定が置かれている。

< 見 直 し 後 >

- 理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。
- 理事等の義務と責任を法律上規定。

評議員
評議員会

- 評議員会は、任意設置の諮問機関であり、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。

(審議事項)

- ・ 定款の変更
- ・ 理事・監事の選任 等

- 評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とする。

※ 小規模法人について評議員定数の経過措置

(決議事項)

- ・ 定款の変更
- ・ 理事・監事・会計監査人の選任、解任
- ・ 理事・監事の報酬の決定 等

監事

- 監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められていない。

- 監事の権限、義務(理事会への出席義務、報告義務等)、責任を法律上規定。

会計
監査人

- 資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、その他の法人は5年に1回の外部監査が望ましいとしている(通知)。

- 一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付け(法律)。

運営の透明性の確保について

- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保することとし、以下の事項を法令上明記。
 - ・ 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
 - ・ 閲覧請求者を利害関係人から国民一般にすること
 - ・ 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること
- 既に通知により公表を義務付けている現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。)について、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上明記。
- 国民が情報入手しやすいホームページを活用して公表。

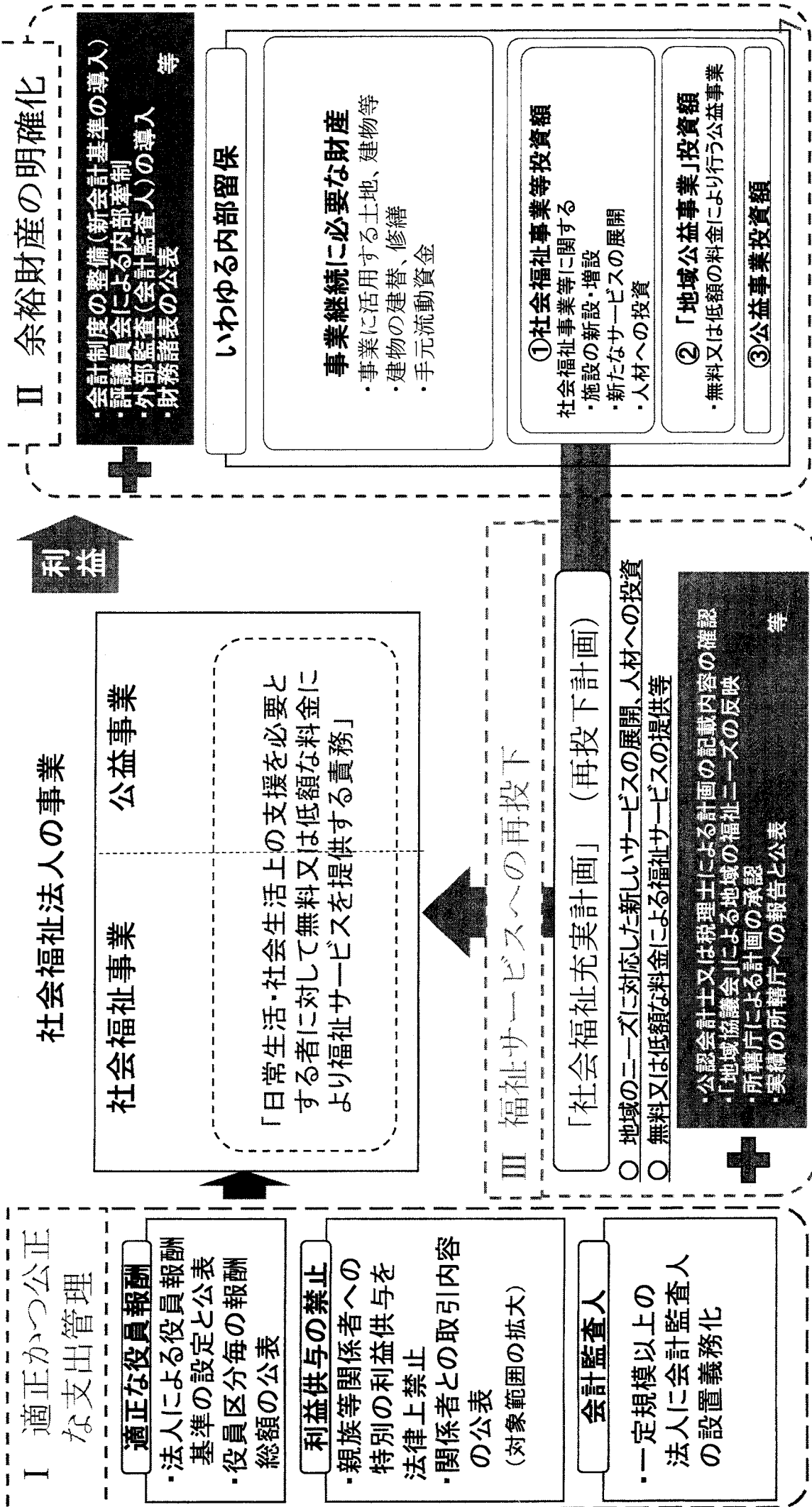
	現行		見直し案		公益財団法人		規制改革 実施計画
	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公告・ 公表	
事業報告書	○	—	○	—	○	—	—
財産目録	○	—	○	—	○	—	—
貸借対照表	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
収支計算書(事業活動計算書・資金 収支計算書)	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
監事の意見を記載した書類	○	—	○	—	○	—	—
現況報告書(役員名簿、補助金、社 会貢献活動に係る支出額、役員 の親族等との取引状況を含む。)	—	○ (通知)	○	○	○	—	○
役員区分ごとの報酬総額	—	—	○ (※)	○ (※)	○	—	○
定款	—	—	○	○	○	—	—
役員報酬基準	—	—	○	○	○	—	—
事業計画書	—	—	○	—	○	—	—

(※) 現況報告書に記載

社会福祉法人の財務規律について

公益性を担保する財務規律

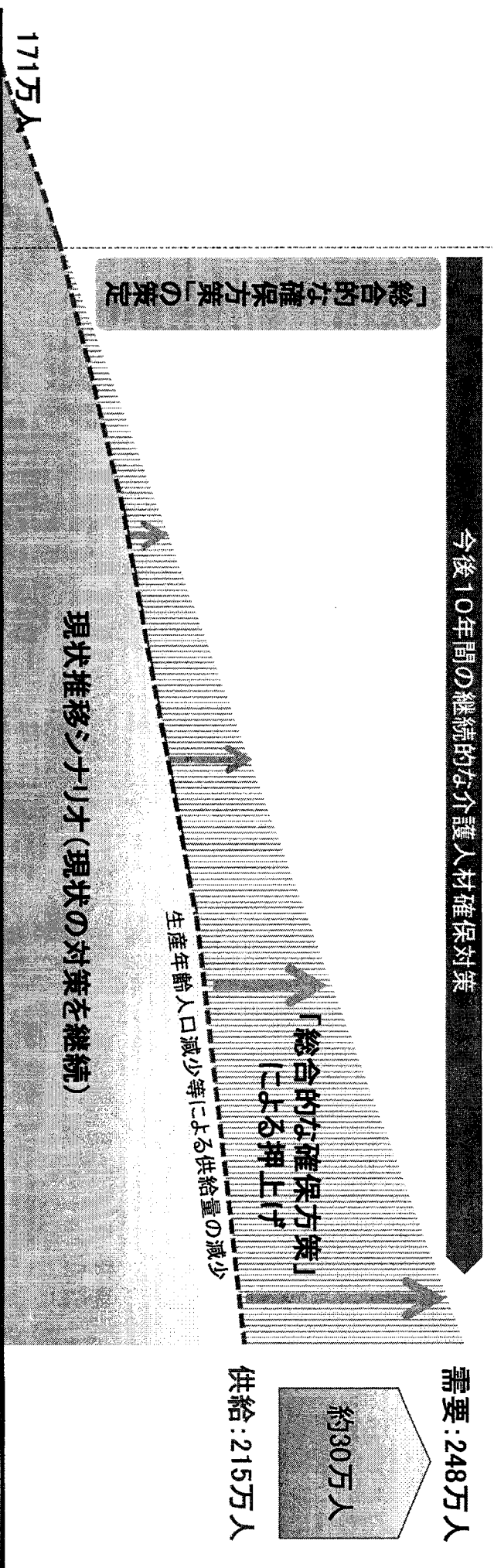
- I 適正かつ公正な支出管理
- II 余剰財産の明確化
- III 福祉サービスへの再投下



2025年に向けた介護人材にかかる需給推計（暫定値）

- 都道府県推計に基づく介護人材の需給推計（暫定）における需給ギャップは約30万人。
 - ・ 需見込み（約248万人）は、「暫定値」であり平成26年度末を用途に確定
 - ・ 供給見込み（約215万人）は、「現状推移シナリオ」であり、今後の政策効果は見込まれていない
- この推計は暫定であり、今後、都道府県において、第6期介護保険事業支援計画に、需給推計の確定値や需給ギャップを埋める具体的な方策を位置付け、その確定値を平成27年5月頃を用途に取りまとめ。

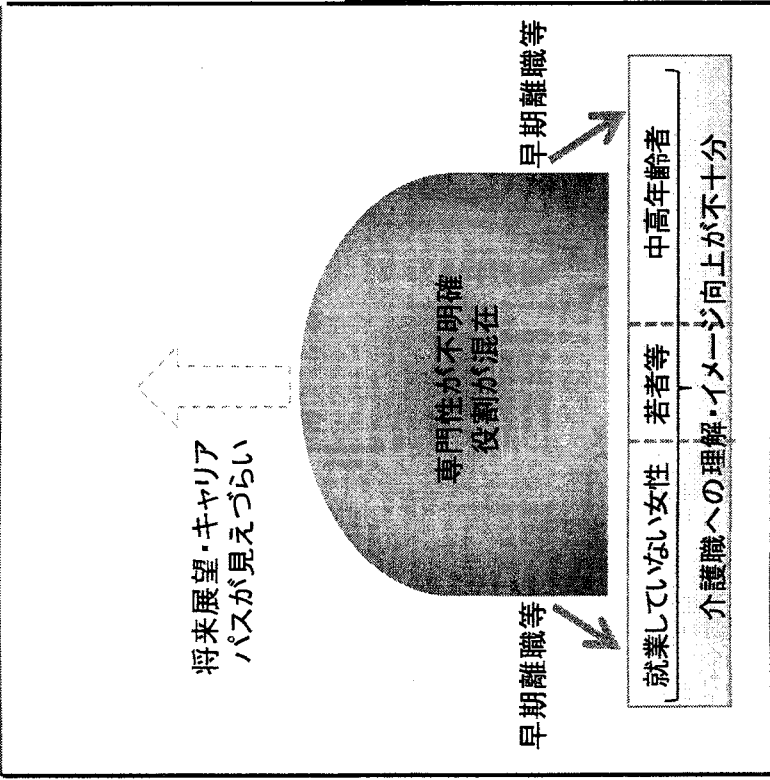
介護人材にかかる需給推計（暫定）と「総合的な確保方策」(イメージ)



注) 「医療・介護に係る長期推計(平成24年3月)」における2025年の介護職員の需要数は237万人～249万人(社会保障・税一体改革におけるサービス提供体制改革を前提とした改革シナリオによる。現状をそのまま将来に当てはめた現状投影シナリオによると218万～229万人。推計値に幅があるのは、非常勤比率の変動を見込んでいることによるもの。同推計及び上記の推計結果のいずれの数値にも通所リハビリテーションの介護職員数は含まれていない。)

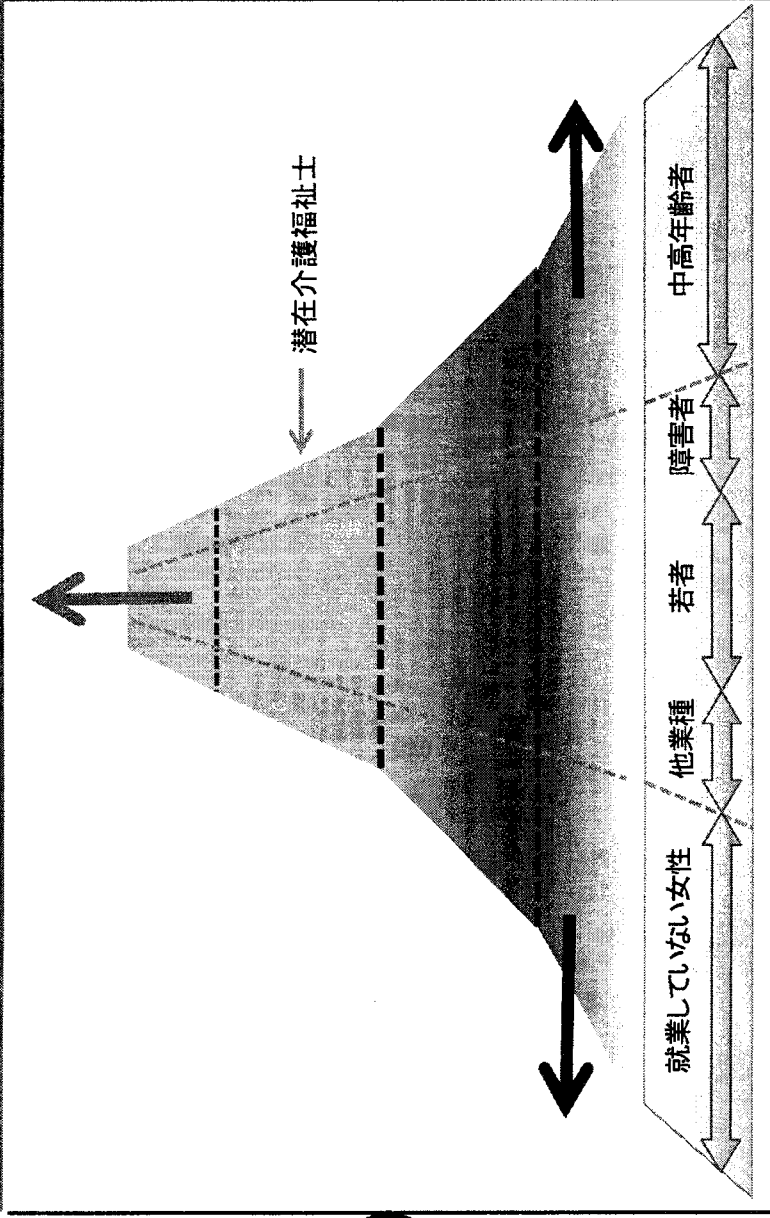
「総合的な確保方策」の目指す姿

現状



転換

目指すべき姿



参入促進

労働環境・
処遇の改善

資質の向上

1. すそ野を広げる

2. 道を作る

3. 長く歩み続ける

4. 山を高くする

5. 標高を定める

人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進を図る

本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスを構築する

いったん介護の仕事についての定着促進を図る

専門性の明確化・高度化で、継続的な質の向上を促す

限られた人材を有効活用するため、機能分化を進める

福祉人材センターの機能強化等

- 都道府県福祉人材センターが中心となり、地域における介護福祉士をはじめとした福祉・介護人材確保を推進する
 - ① 福祉人材センターの機能強化により、総合的な福祉・介護人材の確保を推進
 - ② 地域における福祉・介護人材の支援体制を強化するための委託制度やその前提となる守秘義務規定等を整備
 - ③ 潜在介護福祉士の届出制度を設け、離職者の把握と求職者になる前の段階からの効果的・総合的支援を推進

※福祉人材センターとは、社会福祉法に基づき、福祉分野への就労を希望する者への職業紹介等を実施する指定法人

① 福祉人材センターの機能強化

- (福祉人材センターの支援対象の拡充)
 - 介護老人保健施設等、社会福祉事業以外に従事する介護人材も福祉人材センターの支援対象とし、総合的な福祉・介護人材確保対策を推進

② 地域における支援体制の強化

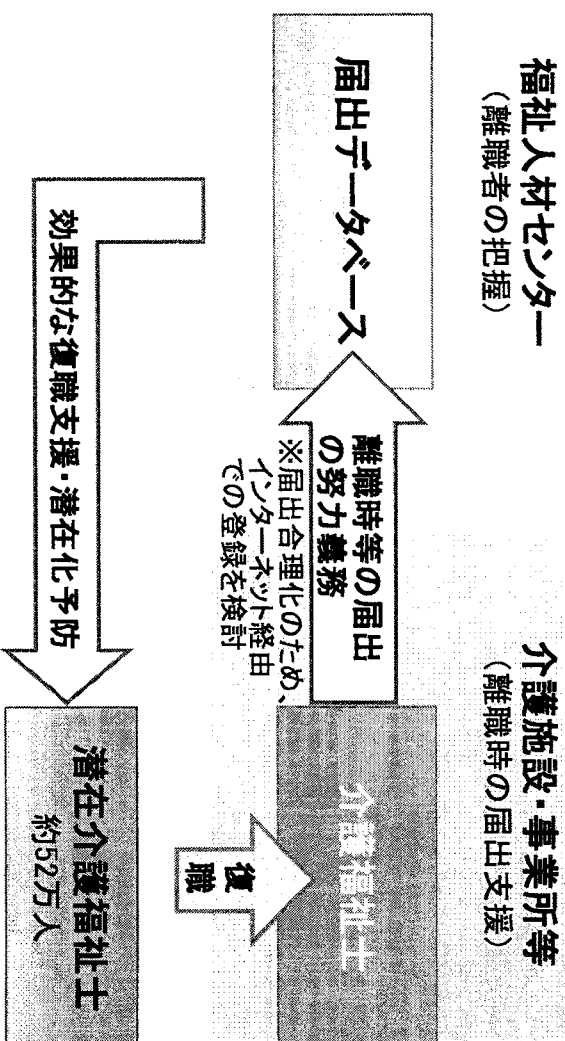
- (ハローワーク等との連携強化)
 - 地域における就労の動向に応じた的確な福祉・介護人材確保のため、都道府県、ハローワーク等の官公署との緊密な情報共有を促進
- (サテライト展開の推進)
 - 福祉・介護人材や福祉・介護を志す者が、より身近な地域で支援を受けられるよう、福祉人材センターの業務を地域の関係団体等に委託することを可能とし、広域的な人材確保対策を推進

(センター職員の守秘義務の整備)

- 離職した介護福祉士の届出制度や委託制度による支援を、福祉・介護人材や福祉・介護を志す者が安心して受けられるよう、福祉人材センターの守秘義務規定を整備

③ 離職した介護福祉士の届出制度の創設

- (離職した介護福祉士の届出制度の創設)
 - 介護現場の中核を担うことが期待されている介護福祉士のうち約4割の者は介護に従事していない(平成25年10月現在)。このため、離職者情報の把握や、求職者になる前からの情報提供等の総合的な支援を行い、介護福祉士の再就業を促進



- メールによる情報提供等、求職者になる前から福祉・介護とのつながりを確保
- 一定期間、現場から離れていた者の不安感を払拭し、再就業が円滑に進むよう知識・技術の再修得研修や職場体験の実施

介護福祉士資格取得方法の一元化に向けた経緯について

- 平成19年の「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、介護人材の資質向上を図る観点から、資格取得方法を一元化（全ての者に一定の教育プロセスや実務経験を经た後に国家試験義務付けを行う（平成24年度施行））
- 平成23年に、新たな教育内容（喀痰吸引等）を踏まえ、一部の施行日を3年間延期（平成24年度→27年度施行へ）
- 平成26年、介護人材確保が困難な状況等を踏まえ、「医療・介護総合確保推進法」により、介護福祉士資格取得方法の一元化の延期（平成28年度施行へ）、介護人材確保の方策についての検討を行う旨規定

■は、施行済み □は、未施行（現行法では、平成28年4月施行予定）

	実務経験ルート	養成施設ルート	福祉系高校ルート
	3年以上の介護等の業務に関する実務経験を经た後に、国家試験に合格して資格を取得する方法	厚生労働大臣が指定する介護福祉士養成施設等において必要な知識及び技能を修得して資格を取得する方法	文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定する福祉系高校において必要な知識及び技能を修得した後に、国家試験に合格して資格を取得する方法 平成25年度までに特別高等学校等（通信課程含む）に入学した者を含む
教育プロセス	実務経験 3年以上 + 実務者研修 (6月以上/450時間)	履修期間 2年以上 (改正前 1,650時間) (+200時間=1,850時間)	履修期間 3年以上 (改正前 34単位(1,190時間*)) +19単位=53単位(1,855時間*) *時間数は、1単位を35時間として換算
国家試験	国家試験	国家試験	国家試験

【参考】資格取得者数

累計	約88.1万人	約30.3万人	内訳無し(実務経験ルートに含む)
平成25年度	約8.7万人	約1.1万人	(約0.4万人)

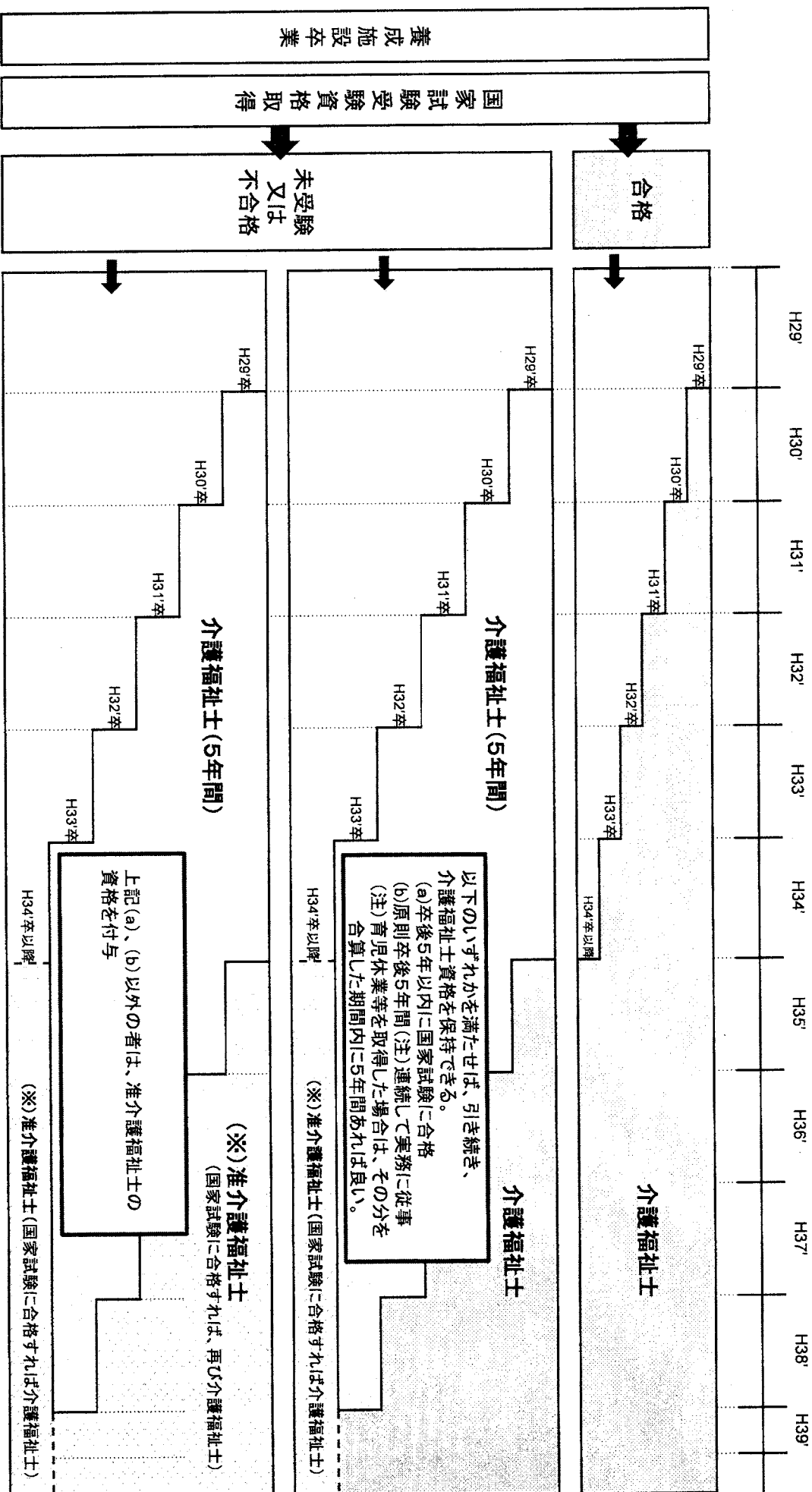
注1) 累計資格取得者数は、平成25年9月末時点の登録者数である。

注2) 平成25年度の資格取得者数は、平成24年9月末から平成25年9月末までの登録者の増加数である。

注3) 福祉系高校ルートは実務経験ルートに含むが、参考として、平成25年3月発表の国家試験合格者数を記載している。

養成施設ルートへの国家試験導入の道筋

○ 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けの漸進的な導入を図る。



(※) 平成19年の社会福祉士及び介護福祉士法の改正において、養成施設卒業者への国家試験の義務付けに伴い、未受験又は不合格者には当分の間、「介護福祉士の技術的援助又は助言を受けて、専門的知識及び技術をもつて、介護等を業とする者」として准介護福祉士の資格が付与とされた。准介護福祉士制度については、国家試験の義務付けの完全実施となる平成34年度から施行されることとなる。

実務者研修の円滑な実施について

○ 受講者本人及び施設側の負担を軽減する措置をこれまで行ってきたことに加え、より一層の環境整備を図った上で、平成28年度から施行。

※既に、平成26年1月1日現在、5,879人の者が実務者研修を修了、10,367人の者が実務者養成施設に在籍。

【平成19年改正】

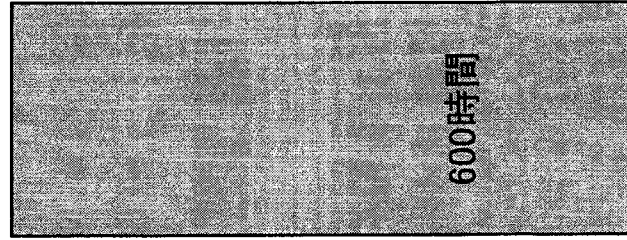
○ 実務経験ルートにおける受験資格として、理論的・体系的な知識・技能を学ぶため「実務者研修」(6月以上、600時間)を義務付け

【平成23年改正～】(28年度より実施)

○ 実務者研修の負担軽減

- ① 受講時間の短縮 (600 → 450時間へ)、② 既に履修した科目の読み替えができる仕組みの導入、③ 通信課程の活用 等
- 介護事業者が「実務者研修」を受講する際に必要な代替要員を雇い上げるための費用を助成する仕組みを創設(24年度から)(受講者1人あたり平均25.6万円を助成(実績))

【H19改正】



【H23改正】

- ① 初任者研修等の受講歴に基づき、450時間全てを受講する必要のある者は少なく、320時間の受講が平均的な姿
- ② 通信課程の活用により、320時間の受講のうち、275時間間は通信での習得が可能
 - ・H26.4現在、実務者研修の総定員数約11.4万人のうち、通信課程の定員は約10万人(約9割)



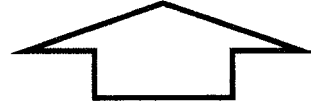
(一般的な姿)



① 320時間

② 面接授業 通信課程での受講が可能

環境整備



【今後】

○ より一層受講・受験しやすい環境整備を図る

・業務と両立して資格取得できるよう、数年かけて国家試験の科目別に合格を認定する仕組み(いわゆる「単位制」等)の導入を検討

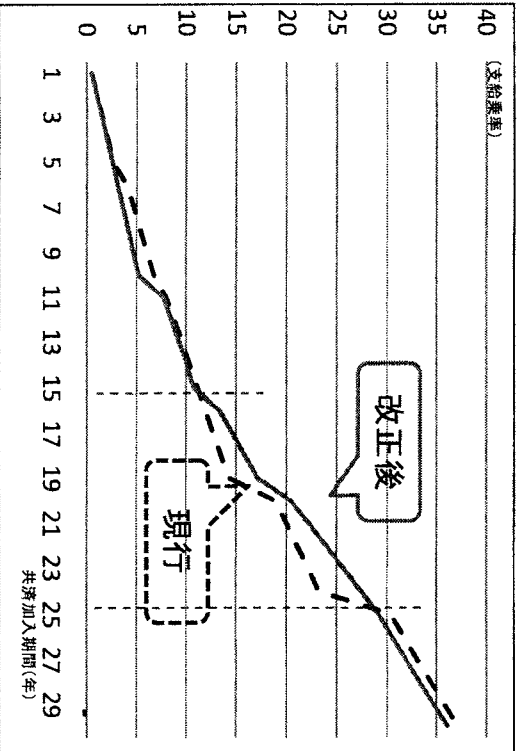
・受験希望者の利便性のため、受講歴に基づき、実務者研修の受講期間を柔軟化 (平成28年度から)[省令]

※「医療的ケアの演習」は、回数が設定されている(例:「口腔内の喀痰吸引」が「5回以上」等)

社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについて

- ① 支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直す。
- ② 被共済職員が退職した日から再び被共済職員になった場合、前後の共済加入期間を合算できる期間を「2年以内」から「3年以内」に拡充。
- ③ 障害者総合支援法等に関する施設・事業（児童福祉法に基づく障害児を対象とする施設・事業を含む。）について、他の事業主体とのイコールツインングの観点から、公費助成を廃止（既加入者に対する公費助成は維持）。

① 給付水準の見直し



③ 公費助成の見直し

前回改正 (H18.4.1施行)		今回の見直し(案)
給付水準	1割引下げ	長期勤続に配慮するなどの見直し
共済加入期間の合算	退職した日から起算して2年以内	出産、育児、介護等の事由により退職した職員が、復職しやすい環境を整えるため、3年以内 ¹ に拡大
介護	廃止	—
障害	公費助成の取扱い ¹ は、将来の検討課題	廃止 ・ 障害者関連の新制度への移行が完了 ・ 社会福祉法人以外の参入
保育	国 ¹ ／3、都道府県 ¹ ／3 公費助成	公費助成の取扱い ¹ は、平成29年度までに検討し、結論 ・ 子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行予定 ・ 平成29年度を目標年度にする待機児童解消加速化プランが進行中

② 共済加入期間の合算制度の充実

